

川西町地域防災計画

風水害等対策編

素案

<記載要領>

黒字：現行計画

赤字：国、県・法改正等に関わる修正

青字：構成の変更箇所、上記以外の修正

薄緑：照会意見の反映

令和6年3月
川西町防災会議

目 次

第1編 総 則 -----	1
第1章 計画の基本方針 -----	2
第1 目 的 -----	2
第2 計画の位置づけ -----	2
第3 計画の基本的な考え方 -----	2
第4 計画の構成 -----	3
第2章 計画の運用 -----	4
第1 計画の修正 -----	4
第2 計画の運用 -----	4
第3章 防災関係機関の基本的責務と業務の大綱 -----	5
第1 防災関係機関の基本的責務 -----	5
第2 防災関係機関の業務大綱 -----	6
第4章 町民、事業者の基本的責務 -----	12
第1 町民の基本的責務 -----	12
第2 事業者の基本的責務 -----	12
第5章 災害の想定 -----	13
第1 町域の概況 -----	13
第2 災害履歴 -----	14
第3 洪水による被害想定 -----	15
第2編 災害予防計画 -----	16
第1章 住民避難 -----	17
第1 避難行動計画 -----	17
第2 避難生活計画 -----	22
第3 帰宅困難者支援体制の整備 -----	27
第4 要配慮者の安全確保 -----	28
第5 応急住宅等供給体制の整備 -----	34
第2章 地域防災力の向上 -----	35
第1 防災知識の普及 -----	35
第2 防災訓練の実施 -----	38
第3 自主防災体制の整備 -----	40
第4 企業防災の促進 -----	43
第5 消防団員による地域防災体制の充実強化 -----	44
第6 ボランティア活動支援環境の整備 -----	46
第7 文教対策の推進 -----	47
第3章 災害に強いまちづくり -----	48
第1 まちの防災機能強化 -----	48
第2 緊急輸送体制の整備 -----	51
第3 ライフライン確保体制の整備 -----	54

第4	交通確保体制の整備	61
第5	水害予防対策の推進	62
第6	危険物等災害予防対策の推進	65
第4章	災害に備えた防災体制の確立	67
第1	総合的防災体制の整備	67
第2	情報収集伝達体制の整備	73
第3	火災予防対策の推進	77
第4	消防・救助・救急体制の整備	79
第5	支援・受援体制の整備	81
第6	応急医療体制の整備	82
第7	防疫体制の整備	85
第8	二次災害防止体制の整備	86
第9	火葬場等の確保	87
第10	廃棄物処理体制の整備	88
第11	緊急物資確保供給体制の整備	90
第12	防災営農対策の推進	93
第13	文化財の保護対策	94
第3編	応急対策計画	95
第1章	住民避難	96
第1	避難行動計画	96
第2	避難生活計画	110
第3	帰宅困難者対策	116
第4	要配慮者の支援	117
第5	住宅応急対策	121
第2章	発災時の対応	124
第1	組織体制	125
第2	参集配備体制	136
第3	気象予警報等の収集・伝達	141
第4	警戒活動	150
第5	情報の収集・伝達	157
第6	災害広報・広聴対策	167
第7	応援の要請・受け入れ	173
第8	自衛隊災害派遣の要請要求・受け入れ	182
第9	救助・救急活動	188
第10	医療救護活動	191
第11	公共土木施設等・公共建築物応急対策	195
第12	緊急輸送活動・交通規制	198
第13	災害救助法の適用	204
第14	緊急物資の供給	207
第15	防疫・保健衛生活動	213
第16	ライフラインの確保	218

第17 農業関係応急対策 -----	223
第18 教育関係応急対策 -----	224
第19 遺体の収容・処理及び火葬等 -----	229
第20 廃棄物の処理等 -----	232
第21 ボランティア等自発的支援の受け入れ -----	238
第22 文化財応急対策 -----	243
第23 社会秩序の維持 -----	244
第24 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 -----	246
第3章 その他災害応急対策 -----	247
第1 大規模火災対策 -----	247
第2 危険物等災害応急対策 -----	251
第3 突発重大事故災害応急対策 -----	254
 第4編 災害復旧・復興計画 -----	256
第1章 まちの復旧及び経済の振興対策 -----	257
第1 公共施設等の復旧 -----	257
第2 激甚災害の指定 -----	260
第3 被災中小企業の振興 -----	261
第4 被災農業者への融資 -----	262
第2章 被災者の生活の安定 -----	263
第1 罷災証明書の発行等 -----	263
第2 被災者の生活確保 -----	265
第3章 被災者の心身のケア -----	268
第1 被災者生活再建窓口の開設 -----	268
第2 被災者健康維持活動 -----	270
第4章 被災者のすまいの再建の支援 -----	271
第1 被災者生活再建支援金 -----	271
第2 住宅の確保 -----	274
第5章 災害復旧・復興計画 -----	276
第1 災害復旧・復興計画の策定 -----	276
第2 特定大規模災害発生時の復興計画 -----	278

第 1 編 總 則

第1章 計画の基本方針

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川西町の地域に係る災害対策全般に関し、おおむね町域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、町・指定地方行政機関・指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、奈良県地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第3 計画の基本的な考え方

1 防災・減災対策の推進

災害対策基本法において、「防災」とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。しかしながら、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える。

2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」とあわせて、町民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

3 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

- (1) 町民、事業者、民間団体、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進する。
- (2) 障がい者、高齢者、妊娠婦等の要配慮者の参画を促進する。
- (3) 災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性や子育て家庭のニーズが避難場所運営等に反映されがたいことなどが指摘されてきており、男女共同参画の視点を受けたことから、防災対策に係る意思決定の場への女性参画を促進する。

第4 計画の構成

風水害等編の構成及び内容は、次のとおりである。

1 総 則

本計画の目的、町及び関係機関が処理すべき事務または業務の大綱及び想定される被害等について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止しまたは被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

3 応急対策計画

風水害発生前の警戒活動等とともに、災害発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を定める。

また、大規模火災、危険物等災害、突発災害の応急対策について定める。

4 災害復旧・復興計画

町民の生活安定のための措置並びに公共施設の災害復旧等について定める。



第2章 計画の運用

第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2 計画の運用

- 1 本町各部署並びに防災関係機関等は、平素から訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。
- 2 防災対策への理解と防災意識の啓発を推進するため、特に必要な事項については、町民に公表する。

第3章 防災関係機関の基本的責務と業務の大綱

町及び町内の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1 川西町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関・指定公共機関等の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、消防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体、その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、町民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本町の有する全ての機能を十分に發揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 奈良県

県は、本町を包括する広域的地方公共団体として、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関・指定公共機関等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しつつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携団体（福井県、三重県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務大綱

1 川西町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
川西町	<p>1. 町防災会議に関する事務</p> <p>2. 気象予警報の伝達</p> <p>3. 防災知識の普及</p> <p>4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備</p> <p>5. 防災訓練・避難訓練の実施</p> <p>6. 防災活動体制・通信体制の整備</p> <p>7. 消防水利等の整備</p> <p>8. 救助体制の整備</p> <p>9. 危険物施設等の災害予防</p> <p>10. 公共建造物・公共施設の強化</p> <p>11. 都市の予防構造の強化</p> <p>12. 上水道の確保体制の整備</p> <p>13. 避難計画の作成及び避難場等の整備</p> <p>14. ボランティア活動支援の環境の整備</p> <p>15. 要配慮者の安全確保体制の整備</p> <p>16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄</p> <p>17. 防疫予防体制の整備</p> <p>18. 廃棄物処理体制の整備</p> <p>19. 火葬場等の確保体制の整備</p>	<p>1. 町災害対策本部に関する事務</p> <p>2. 災害対策要員の動員</p> <p>3. 早期災害情報・被害状況等の報告</p> <p>4. ヘリコプターの受入準備</p> <p>5. 災害広報</p> <p>6. 消防、救急救助、水防等の応急措置</p> <p>7. 被災者の救出・救難・救助等</p> <p>8. ボランティアの活動支援</p> <p>9. 要配慮者の福祉的遭遇</p> <p>10. 避難の指示</p> <p>11. 避難所の設置・運営</p> <p>12. 災害時における交通・輸送の確保</p> <p>13. 食料、飲料水、生活必需品の供給</p> <p>14. 危険物施設等の応急対策</p> <p>15. 防疫等応急保健衛生対策</p> <p>16. 遺体の搜索、火葬等</p> <p>17. 廃棄物の処理及び清掃</p> <p>18. 災害時における文教対策</p> <p>19. 復旧資材の確保</p> <p>20. 被災施設の応急対策</p> <p>21. 義援金の募集活動の支援</p>	<p>1. 被災施設の復旧</p> <p>2. 義援金の配分支援</p> <p>3. その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施</p>

2 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県 (中和土木事務所、中和保健所、中和福祉事務所、他)	<p>1. 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施</p> <p>3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</p> <p>4. 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>5. 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運</p>	<p>1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>2. 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立</p> <p>3. 災害救助法の運用</p> <p>4. 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>7. 緊急輸送体制の確保</p> <p>8. 緊急物資の調達・供</p>	<p>1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進</p> <p>2. 民生の安定化策の実施</p> <p>3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施</p> <p>5. 義援金の受け入れ・配分等に関する計画</p>

	<p>用、点検</p> <p>8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検</p> <p>9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>10. 自主防災組織等の育成支援</p> <p>11. ボランティア活動の環境整備</p> <p>12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施</p>	<p>給</p> <p>9. 児童、生徒の応急救育</p> <p>10. 施設、設備の応急復旧</p> <p>11. 県民への広報活動</p> <p>12. ボランティア、救援物資の適切な受入</p> <p>13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>14. 奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書に基づく支援</p>	
奈良県警察本部 (天理警察署)	<p>1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備</p> <p>2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実</p> <p>3. 道路実態の把握と交通規制の策定</p> <p>4. 防災訓練の実施</p> <p>5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動</p>	<p>1. 被害の実態把握</p> <p>2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止</p> <p>3. 行方不明者の捜索</p> <p>4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導</p> <p>5. 死体の調査等及び検視</p> <p>6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制</p> <p>7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙</p> <p>8. 広報活動</p> <p>9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</p>	<p>1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制</p> <p>2. 交通信号施設等の復旧</p> <p>3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</p>

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局 奈良農政事務所	<p>1. 農地、農業用施設等に係る災害防止事業の指導並びに助成</p> <p>2. 農作物、家畜等の防災管理者指導</p>	<p>1. 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付</p> <p>2. 農業関係被害状況の収集報告</p> <p>3. 農作物等の病害虫の防除指導</p> <p>4. 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋</p>	<p>1. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成</p> <p>2. 被害農林漁業者等に対する融資の斡旋指導</p>
近畿地方整備局 (奈良国道事務所)	<p>1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関するこ</p> <p>3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関するこ</p>	<p>1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関するこ</p> <p>2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関するこ</p> <p>3. 災害対応の応援</p>	国管理の公共土木施設の復旧に関するこ

第1編 総 則

第3章 防災関係機関の基本的責務と業務の大綱

	4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること		
近畿運輸局 (奈良運輸支局)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
奈良地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供
奈良労働局 (ハローワーク 桜井)	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1)防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2)災害派遣計画の作成 (3)災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
郵便事業株式会社 (田原本郵便局)		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
西日本電信電話株式会社 奈良支店	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受入れ・配分の連絡調整
日本放送協会 奈良放送局	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
関西電力送配電株式会社 高田配電営業所	電力設備の保全と防災管理	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力設備の応急対策	被災電力設備の復旧

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞 (奈良支局) 株式会社毎日新聞 (奈良支局) 株式会社讀賣新聞 大阪本社 (奈良支局) 株式会社産業経済新聞 (奈良支局) 株式会社中日新聞社 (奈良支局) 株式会社奈良新聞社 株式会社共同通信社 株式会社時事通信社 (奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
社団法人 奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班 (JMAT) の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班 (JMAT) の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
社団法人 奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
社団法人 奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人 奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
社団法人奈良県 高圧ガス保安協会	高圧ガスによる災害の防止	高圧ガスによる災害の応急対策	高圧ガスの災害復旧
社団法人奈良県 トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

7 公共的団体機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県農業協同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 縦市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
川西町商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入

8 消防機関・水道事業

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
奈良県広域消防組合(磯城消防署)	1. 火災予防対策	1. 火災防御活動対策 2. 救助対策 3. 災害時の行方不明者対策	
川西町消防団	1. 火災予防対策	1. 水防活動対策 2. 火災防御活動対策 3. 救助対策 4. 災害時の行方不明者対策	
磯城郡水道企業団	1. 応急給水対策 2. 応急給水体制の整備	1. 応急給水活動	

第4章 町民、事業者の基本的責務

第1 町民の基本的責務

災害発生初期、とくに地震災害の場合など、町や防災関係機関の対応は自ずと限界もあることから、各家庭や地域住民、事業所の連携等地域コミュニティの果たす役割は大きい。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、地域はみんなで守るという町民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、初期消火を行う、近隣の負傷者の救助、避難行動要支援者の支援、避難所で自ら活動する、あるいは、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

第2 事業者の基本的責務

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるとともに、自らの事業所の安全確保に万全の措置を講ずるよう努める。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第5章 災害の想定

第1 町域の概況

1 地 勢

本町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、東西約3.4km、南北約2km、磯城郡の北端に位置し、北は大和郡山市、安堵町、西は河合町、南は三宅町、東は天理市に接しており、面積は593haである。

西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジから約2km、大和まほろばスマートインターチェンジから約1kmの位置にあり、町域には京奈和自動車道が通過し、鉄道の駅は、近鉄橿原線結崎駅がある。地形は平坦で、南北に曾我川、飛鳥川、寺川、大和川などの一級河川4河川が一堂に集結し大和川に注ぎ込む、水田の町である。

2 治水の状況

河 川	町内には、一級河川である曾我川、飛鳥川、寺川、大和川があり、準用河川は全て改修済みである。町において水防上必要が生じた時は、その都度、国、県と相談の上、治水対策に取り組む。
ため池	町内には4箇所の溜池は全て改修済みであり、町において水防上必要が生じた時は、その都度、国、県と相談の上、改修を計画する。
井 壇	町内には一級河川において6箇所の井堰があり、町において水防上必要が生じた時は、その都度、国、県と相談の上、改修を計画する。

第2 災害履歴

1 大和川大水害

台風第10号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミリ（観測開始以来2番目）、8月3日155.5ミリ（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

2 平成29年10月 台風第21号

台風第21号が平成29年10月22日21時紀伊半島の南側に位置し、23日3時頃に静岡県付近に上陸。台風接近までに停滞していた秋雨前線と重なり大雨を記録した。

大雨により河川の水位も上昇し、大和川板東観測所では、氾濫危険水位である4.1mを上回る5.41mの水位を記録した。

町内の被害状況は、住宅用建物の床下浸水7件、住宅用建物以外の床下浸水13件・床上浸水1件・全壊1件、農地被害97件、道路浸水34件であった。

吐田地区、梅戸地区、唐院地区及び保田地区の農地では大規模な冠水が発生し、町内河川の一部では、越水寸前まで河川水位が上昇した。

3 令和5年6月 台風第2号の影響による梅雨前線による大雨

6月2日から3日にかけて、西日本から東日本に延びる梅雨前線に向かって、日本の南を東へ進む台風第2号周辺からの暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり線状降水帯も発生したため、奈良県では大雨となった。県気象台は、大雨警報・洪水警報を発表（6/2、09時43分）した。

町は、災害対策本部を設置、避難所を開設。13時頃大和川が氾濫危険水位を超える、町の一部に避難指示を発令した。

大雨の影響により、奈良県内では住家全壊1棟、半壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水27棟、一部損壊5棟の被害がありました。人的な被害はなかった。

第3 洪水による被害想定

1 水害の危険性

町の地形は平坦で、南北に曾我川、飛鳥川、寺川、大和川など4本の河川が合流し、大和川に注いでいるため、大雨の際には洪水の危険性がある。

平成29年10月に来襲した台風第21号では、大雨により河川の水位が上昇し、大和川板東観測所では、氾濫危険水位である4.1mを上回る5.41mの水位を記録した。町内の被害は建物の床下浸水20件・床上浸水1件・全壊1件、農地被害97件、道路浸水34件などにとどまった。もし、川の水が氾濫した場合には大きな被害をこうむる恐れがある。

2 洪水による被害想定

河川が氾濫した場合の浸水想定は、町の洪水ハザードマップに示す通り、町内の広い範囲で浸水が想定され、大きな被害に見舞われることになる。役場庁舎も浸水し、防災拠点としての機能が果たせなくなる恐れがある。

■川西町洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



説明：県内の6河川（大和川水系大和川、曾我川、高取川、飛鳥川、寺川、布留川）の浸水する範囲を重ね合わせた最大値を示すもの。水防法により定められた想定最大規模降雨による浸水が想定される区域及び水深を表示した図面。

：大和川、曾我川、高取川、飛鳥川、寺川、布留川の流域に12時間総雨量316mmの降雨（想定最大規模降雨）があった場合の想定。

：町内のほぼ全域が浸水し、役場庁舎も浸水（2.8m）する。

第2編 災害予防計画

第1章 住民避難

第1 避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。

そのため、町及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、住民保険課、長寿介護課、福祉こども課、まちマネジメント課、教育総務課
----	--

1. 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。ここでいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

2. 用語について

本計画では、切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設を「指定緊急避難場所」、一定期間滞在して避難生活を送る場所を「指定避難所」と呼ぶ。

なお、法に照らした定義は以下のとおりである。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るための施設又は場所(洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定)
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

3 指定緊急避難場所及び避難路選定

町は、災害が発した場合に住民の生命、身体を保護するため、以下の基準により避難場所・避難路を指定し、平常時より広報紙やホームページ、ハザードマップ等による住民への周知徹底に努める。

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定基準

町長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

① 災害の種類

- a 洪水
- b 大規模な火事
- c 内水氾濫・外水氾濫による浸水

② 指定基準

- a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。
- b 居住者等の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は災害による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- c 災害が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下、「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次のd eに適合する施設については、この限りでない。
- d 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- e 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

イ 指定にあたっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

ウ 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

エ 指定の取り消し

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

オ 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るために、平常時から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

(2) 避難路の選定基準

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時より住民への周知徹底に努める。

またハザードマップ等により、浸水想定区域等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

- ア 原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- イ 可能な限り、河川等により水害等の危険のない道路とする。
- ウ 道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- エ 避難路となる道路、橋梁等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

4 指定緊急避難場所の公表

町は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

5 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び避難誘導体制の整備

町は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を「川西町避難情報の発令判断・伝達マニュアル（水害）」に定めている。これを踏まえ、水害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難誘導体制を整備する。

(1) 案内標識等の設置

町は、避難場所、避難路等に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から住民への周知を図っており、今後も引き続き設備の点検・整備、住民への周知を推進する。

(2) 発令基準の設定及び避難誘導体制の整備

ア 災害事象の特性など収集できる情報を踏まえつつ、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」を参考としながら、避難すべき区域や判断基準、伝達方法等を明確にした「川西町避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成しており、住民への周知に努める。

イ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じた見直しを行う。

ウ 町は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全序をあげた体制の構築に努める。

エ 高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握に努める。

関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を推進する。

オ 町は、広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定める。

カ 町は、小・中学校と保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引

渡しに関するルールづくりについて、あらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の各施設と町、各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。

キ 日本語に不慣れな外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。

(3) 指定行政機関の長等による助言

町は、避難のための立ち退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事は、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

6 避難計画の策定

町は、「川西町避難情報の発令判断・伝達マニュアル（水害）」を踏まえ、複合的かつ大規模な災害の発生に備え、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、対象地区及び対象人口に応じた緊急避難場所の整備や経路及び誘導方法、避難準備及び携帯品の制限やその他必要な事項などを内容とした避難計画を策定する。

7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には、テレビ、ラジオ、町防災行政無線をはじめ、IP 告知システム、緊急速報メール、X(旧ツイッター)等の SNS、電話、FAX、登録制メールや広報車、消防団による広報、消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけなど、利用可能な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

周知にあたっては、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うものとする。

8 住民への周知及び啓発

- (1) 町は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知するとともに、地域の災害リスク等の開示に努める。
- (2) 町は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立ち退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性について周知するとともに、その内容が住民等に正しく伝わるように理解の促進を図る。
- (3) 迅速かつ適切な避難行動等の促進に向け、地域の特性や一人ひとりの状況に応じた避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取り組むものとする。
- (4) 町及び県は、住民に対し「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの早期な立ち退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

9 主要施設における避難行動

(1) 防災上重要な施設

学校、病院、福祉施設など防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画

を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

これらの施設においては、洪水浸水想定区域内における避難確保計画の策定が義務づけられた。また、令和3年5月の水防法等の改正に伴い、避難訓練を実施した場合には施設管理者から町長に対して、訓練結果を報告することが義務化されている。このため、該当施設の管理者や町は、適切に避難確保計画の策定及び避難訓練報告がなされるよう留意する。

ア 学 校

- ① 避難場所及び避難経路
- ② 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ③ 避難場所の選定、収容施設の確保
- ④ 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

イ 医院、診療所等（有床施設のみ）

- ① 他の医療機関又は安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法
- ② 治療・保健・衛生・給食等の実施方法

ウ 社会福祉施設等

- ① 避難場所及び避難経路
- ② 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ③ 収容施設の確保
- ④ 保健・衛生・給食等の実施方法

(2) 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるとともに、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

10 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

第2 避難生活計画

町は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、住民保険課、長寿介護課、福祉こども課教育総務課
----	-----------------------------------

1. 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

2 指定避難所の指定

(1) 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、避難者が避難生活を送るために指定避難所をあらかじめ指定する。

ア 指定基準

指定に当たっては次の事項に留意する。

- ① 避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- ② 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- ③ 洪水浸水想定区域内にある建物は、原則として指定しないこととする。やむを得ず指定する場合には、浸水想定深さ以上の階を指定する。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- ⑤ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する災害時要援護者（以下、要配慮者という）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

イ 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得る。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所の重複

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、その場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

エ 県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

オ 指定の取消

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。

その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

カ 住民への周知

指定避難所の場所、収容人数等については、平常時から住民への周知徹底を図る。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するためのホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

3 多様な施設の利用

大規模災害による多数の避難生活者の発生に際し、必要十分な指定避難所が設けられない場合は、県や周辺市町及び民間等と連携して指定避難所の確保に努める。

(1) 県有施設の利用

町は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

(2) 隣接市町村等における受入体制の検討

町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

(3) 民間施設の利用

町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院や民間施設の利用についても検討する。

(4) その他の施設の利用

町は、国の施設を指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

4 指定避難所の整備

指定避難所整備における原則を以下のとおりとする。

○町は、換気や空調、照明の設備や、衛生設備、物資の備蓄等の整備に努める。

○避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。

○町及び県は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、プライバシーの確保、盜難や性犯罪等の犯罪抑止対策に努める。

以上を踏まえ、町は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) 必要設備・機器等の整備

第2編 災害予防計画

第1章 住民避難

- ア 指定避難所での生活に必要なトイレや炊事場等の設備、日常生活用具等備品、救助・救護用資機材等の整備に努めるとともに、災害関連情報及び生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器（テレビ、ラジオ等）の整備を推進する。
- イ 中長期の停電に対応できる再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。
- ウ 高齢者や障がい者、女性など多様な人々に配慮した施設（バリアフリー等）・設備（多目的トイレ、簡易ベッド等）の整備を推進する。
- エ 町は、指定避難所として選定した公共施設などでは、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。
- オ 新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液に加え、パーテイション等の感染症対策に必要な物資の備蓄を促進する。

(2) 生活用水の確保

避難所においては、学校プールの活用により、生活用水の確保に努める。

(3) 救護用資機材の整備

町は、災害発生時に災害応急対策を円滑に進めるために、負傷者の応急的措置を行う救護用資機材の整備に努める。

(4) 家庭動物のための避難スペース確保

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(5) 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

5 指定避難所の公表

町は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

6 指定避難所の運営

奈良県避難所運営マニュアルや川西町避難所開設マニュアルを参考に、以下の体制等を整備する。

- ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- オ 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- カ 避難所等での応急教育、保育施設の開設

(1) 避難所開設マニュアルの改訂

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、「奈良県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所運営のための川西町避難所開設マニュアルを改訂する。

改訂にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れるものとする。

(2) 避難所としての学校施設利用計画の策定

町は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し「学校施設利用計画※」の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

※避難所となる学校施設に到着した地域住民の円滑な誘導や学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた計画（文部科学省）。

(3) 住民等による自主運営体制の確立

町は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また、町は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、定期的な避難所開設・運営訓練を実施する。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

7 避難所生活の長期化に対応した環境整備

高齢者や障がい者、女性、子供など、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

- (1) 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの応急対策を推進する。
- (2) 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
- (3) 避難者が避難所で亡くなることがないように、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 持病の悪化や新型コロナウイルス・インフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 高齢者や障がい者、女性、子供などに配慮するため、医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。

(10) 町は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

8 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の活動を推進、支援、協力を行う。

第3 帰宅困難者支援体制の整備

大規模災害により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生が予想されることから、町は、帰宅困難者対策の推進を図る。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、教育総務課
----	-----------------

1 帰宅困難者の定義

大規模災害により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して川西町内に滞在している者で、交通機関の途絶等により、自宅への帰宅が困難になる者。

2 普及啓発

町は、住民等に対して、災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図るとともに、災害発生時には徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があること、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備、家族との安否確認の方法等について普及啓発を行う。

3 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等における、災害時における施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食料、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

4 情報提供の体制づくり

一時滞在施設等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページや緊急速報メール等の活用、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、情報提供体制を整備する。

5 徒歩帰宅の支援対策

県は、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に水道水やトイレ、道路情報などを提供する災害時帰宅支援ステーションの確保に努めている。

町は、帰宅困難者に対して、災害時帰宅支援ステーションの活用について啓発を行う。

6 観光客対策

町は、国内遠隔地や外国からの観光客の避難場所確保や輸送対策等の体制づくりを行う。また、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保を図る。

第4 要配慮者の安全確保

災害時における自力避難が困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、平常時から実態に即した行政及び地域社会との協力体制を構築する。

また、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン（第2版）」等を参考に、「川西町災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、適切な予防対策を講じる。

《実施担当》

担当	総務課、住民保険課、長寿介護課、福祉こども課、関係機関
----	-----------------------------

要配慮者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊娠婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、避難行動要支援者とは、災害対策基本法（第49条の10）により、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者である。

1 災害時要援護者避難支援プランの作成

町は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を示す全体計画と、要援護者一人ひとりに対する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を、「川西町災害時要援護者避難支援プラン」として作成する。

作成にあたり、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する

(1) 全体計画

町は、対象者の考え方（範囲）、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制（各部局、関係機関等の役割分担）等を全体計画として定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成について以下の通り定める。

なお、詳細は、川西町災害時避難行動要支援者名簿作成要綱（令和3年12月1日施行）を参照のこと。

ア 避難行動要支援者

川西町内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は、入院している者を除く。

- ①要介護認定3～5に該当する者
- ②身体障害者手帳1級、2級（総合等級）を所持する者
- ③療育手帳A1、A2を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者
- ⑤前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

イ 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 名簿情報の提供

- 1) 避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）のうち、当該情報を提供することに本人の同意が得られたものについて、自治会、自主防災組織、民生児童委員、奈良県広域消防組合、消防団、警察署、社会福祉協議会、町の関係部署その他町長が認める者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し提供するものとする。
- 2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に對し、名簿情報を提供することができる。
- 3) 名簿情報の提供を受けた者は、避難行動要支援者名簿情報受領書を町長に提出する
- 4) 名簿情報の受け渡しを行ったときは、避難行動要支援者名簿情報受渡簿により管理

エ 名簿情報の変更等

- 1) 避難行動要支援者は、名簿情報に変更が生じたとき、又は、名簿への記載を希望しなくなったときは、避難行動要支援者名簿情報変更（抹消）届を町長に提出するものとする。
- 2) 前項により名簿情報の変更を知ったときは、名簿情報の提供を受けた者にその内容を知らせるものとし、名簿記載を希望しなくなった者の名簿情報は回収するものとする。

オ 名簿情報の管理等

- 1) 名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報の漏えい防止のため、次の各号に定める措置を講じるなど適切に管理しなければならない。
 - ①名簿情報を目的以外のために共有又は利用しないこと。
 - ②名簿情報は、施錠可能な場所へ保管すること。
 - ③名簿情報を必要以上に複製しないこと。
 - ④名簿情報の提供を受けた者が団体である場合は、その団体内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること。
- 2) 名簿情報の提供を受けた者が名簿情報（複製したものも含む。）を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。
- 3) 町長は、必要があると認めたときは、名簿情報の提供を受けた者に対し、名簿情報の

取扱状況について報告を求めることができる。

(4) 避難誘導体制の整備

町は、自治会、自主防災組織、民生児童委員、奈良県広域消防組合、消防団、消防団、警察署、社会福祉協議会等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達とともに避難誘導する体制整備を図る。

なお、重度の介護の必要な者の避難受け入れ先は、できる限り社会福祉施設、老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受け入れに関して協議する。

2 在宅の要配慮者対策

災害発生時における在宅の要配慮者の安全確保のため、対象者を把握し、防災指導・啓発等を行うとともに、避難所の整備や転送体制の整備に努める。

(1) 在宅の要配慮者の把握

民生児童委員、地域住民、町社会福祉協議会等の協力を得て、対象者の把握に努めるとともに、対象者名簿を作成・保管する。

ただし、これらの対象者名簿については、プライバシー保護の立場からその管理に十分注意する。

(2) 防災指導・啓発

広報等によって在宅の要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対して要配慮者の内容、程度及び地域実態を考慮し、防災指導・啓発を行う。

ア 在宅の要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- ① 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ② 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から近所付き合いを深めるなど関係性を構築する。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- ① 民生委員等において、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、地域内の在宅の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- ② 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- ③ 地域防災訓練等に在宅の要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(3) 情報連絡手段の整備

災害発時に、情報入手が困難な要配慮者に対する情報伝達手段の整備を推進する。

また、要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達を行う。

(4) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努める。

(5) 安全機器の普及促進

災害発生時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備、スプリンクラー設備等の安全機器の普及促進に努める。

(6) 避難所対策

ア 避難所の整備

- ① 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。
- ② 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から町社会福祉協議会等との連携に努める。
- ③ 他の地方公共団体からの広域的な応援派遣の受け入れ体制を整備する。

イ 福祉避難所の整備

県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど安心して生活ができる体制を整備するとともに、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備、物資の備蓄等を整備した福祉避難所の指定に努める。

指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示し、個別避難計画等に基づいて要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

ウ 転送体制の整備

- ① 入所可能な社会福祉施設を把握する。
- ② 災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

3 地域における支援体制のネットワークづくり

町は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

- (1) 町域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。
- (2) 公共施設の整備・改善を推進し、要配慮者の積極的な社会参加の促進及び地域住民相互間のコミュニティ強化を推進する。
- (3) 民間施設についても、住民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備に合わせた防災環境の整備促進を図る。

4 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣

被災した際に町は県に対し、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）※の派遣要請を行うことができる。

※災害時に避難所等に福祉専門職のチーム（令和元年11月発足）を派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うもの。

5 社会福祉施設等における対策

災害発生時における入所者及び通所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓

練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

(1) 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時に円滑に消火、避難等が実施できるよう、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設及び付属する危険物を常時点検する。

また、火気の取り扱いについては十分留意するとともに、日頃から安全点検を行う。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(6) 緊急受入体制の整備

災害時に緊急に施設での保護を必要とする者の一時的受入体制を整備する。

6 外国人等への対策

言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、観光客等が安心して行動できるような環境づくりに努める。

(1) 外国人等に対する情報提供

外国人向けの広報印刷物の準備に努める。

(2) 指定避難所に関する外国人対策

多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

(3) 案内標識の設置

ア 避難地・避難路・避難所の案内標識の設置にあたっては、日本語標記にあわせて、外国語でも標記することとし、標記する言語について検討する。

イ 宿泊施設及び観光地にその近くの避難所を掲示するように協力要請する。

(4) 地域社会との連携

ア 地域での支援体制づくりに努める。

イ 避難所等に通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から町社会福祉協議会との連携に努める。

ウ 宿泊施設及び観光地の責任者は、従業員に対して避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を実施するよう努める。

エ 防災訓練の際には、外国人の積極的な参加を呼びかける。

7 防災訓練、教育の実施

防災訓練に要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するよう取り組みを促進する。

8 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

町の備蓄物資は、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好みないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

第5 応急住宅等供給体制の整備

一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。

さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課
----	-----------

1 応急仮設住宅の供給体制の整備

(1) 応急仮設住宅供給の設置主体

災害救助法が適用された場合には、町の要請を受けて県が実施する。

災害救助法が適用されず町が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

(2) 供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しながら応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅の設置については、住宅被害想定に基づき、必要戸数の想定を検討する。

2 公営住宅の空家状況の把握

町は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性があるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本体入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、金銭的な負担が生活再建の妨げにならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

第2章 地域防災力の向上

第1 防災知識の普及

防災諸活動の成果をあげるため、住民に対し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。

実施にあたっては、地域における要配慮者の支援体制、被災時の男女ニーズの相違等、多様な視点を踏まえたものとする。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、教育総務課、奈良県広域消防組合、関係機関
----	--------------------------------

1 防災知識の普及啓発

住民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行えるよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、住民の理解促進に努める。

(1) 普及啓発の内容

ア 災害の知識

- ① 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- ② 過去の主な災害事例及びその教訓
- ③ 気象知識
- ④ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- ⑤ 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- ⑥ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- ⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること
- ⑧ 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

イ 災害への備え

- ① 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- ② 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

③ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ウ 災害時の行動

① 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時によるべき行動、避難場所や避難所での行動

② 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）についてあらかじめ決めておくこと

③ ライフライン途絶時の対策

④ 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）

⑤ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 普及啓発の方法

ア 広報媒体等による啓発

住民に対して、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、広報紙やパンフレット、広報車、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなど各種広報媒体、ハザードマップ等を活用し、防災知識の普及啓発に努める。

また、外国語版や点字版のパンフレット、字幕・手話通訳の挿入したビデオの活用等、多様な人に配慮したきめ細かな啓発に努める。

被災者等への的確な情報伝達するため、平常時より情報通信関係機関との連携に努める。

イ 活動等を通じた啓発

① 講演会、講習会、防災展等の開催

② 視聴覚教材の貸し出し

③ 防災器具・災害写真等の展示や貸出

④ 災害リスクの現地表示

⑤ 避難訓練（特に水害のリスクがある学校）等

(3) 被災者等への的確な情報伝達活動

防災関係機関は、災害時における放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達が効果的、効率的に図られるよう、平常時より関係機関との連携に努めるとともに、安否情報の確認手段についての普及啓発に努める。

2 学校等における防災教育

町は、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、以下の各項目に留意する。

なお、教職員に対しては、防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

学校内においては、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に

に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

(1) 防災教育の内容

- ア 身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法
- イ 避難場所・避難路・避難所の場所、その役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ウ 災害についての知識（災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方）
- エ ボランティアについての知識・体験
- オ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- カ 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- キ 災害時における心のケア

(2) 防災教育の方法

- ア 防災週間等における訓練の実施
- イ 防災をテーマにした図画、作文の作成
- ウ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- エ 特別活動（ホームルーム、学校行事等）等を利用した教育の推進

3 町職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

4 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び県は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

5 外国人に対する防災教育等の実施

町は、地域内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を徹底する。

このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットあるいはビデオの作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。

6 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるため、また、伝承の重要性について啓発を行うため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・保存し、住民等が閲覧できるよう公開する。

第2 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期することを目的として、要配慮者や老若男女など多くの住民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関する多様な主体との連携を図りながら、総合防災訓練、その他の防災訓練の実施に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、災害対応に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

《実施担当》

担当	総務課、教育総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団、関係機関
----	---------------------------------

1 総合防災訓練

町は、単独又は県と共同し、防災関係機関等の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、防災関係機関等の協力と住民・事業者等の参加を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

訓練では、参加した住民・事業者等がコミュニケーションを図り、自助・共助に基づく自発的な防災活動を推進するなど、「住民等参加型訓練」による住民の防災意識向上の取組に努める。

2 個別防災訓練

町は、単独又は県及びその他防災関係機関等と共同して、下記の防災訓練を実施する。

- (1) 非常参集訓練（組織動員訓練）
- (2) 水防訓練
- (3) 非常通信訓練
- (4) 避難救助訓練
- (5) 図上訓練

3 地域の防災訓練

- (1) 町

災害時に住民及び自主防災組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施する。

「住民等参加型訓練」では、住民による自主避難等の実践的な訓練や、自力避難が困難な高齢者や障がい者等の救助、避難所開設・運営訓練など「住民避難」に重点を置いた訓練を実施する。

- (2) 防火管理者

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的に実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等に努める。

また、地域が実施する防災訓練に参加・協力を行う。

(3) 訓練の考え方

防災訓練の実施にあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間 を工夫する等、様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、訓練に反映させる。

第3 自主防災体制の整備

住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域や事業所における自主防災体制の整備に努める。

また、町及び関係機関は、自主防災組織を構成する者に対し防災に関する教育訓練を受ける機会を与え、自主防災組織の活動促進を図る。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、関係機関
----	--------------------

1 自主防災組織の育成

コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

(1) 実施責任者

- ア 町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、地域防災のための住民活動の推進に努める。
- イ 住民は、災害に備えるための手段を講じると共に、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

(2) 各種組織の活用

防災・防火に関する組織のほか、婦人会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（冊子の発行、講習会の開催など）
- ② 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ③ 災害発生への備え（要配慮者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処理・炊き出し訓練など）
- ⑤ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成（OBの活用、女性の登用防災士資格取得促進等）
- ⑥ 地域全体の防災意識向上の促進（住民同士の勉強会の開催等）

イ 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者への援助など）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 初期消火（消火器による消火など）
- ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報など住民への周知など）
- ⑤ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

- ⑥ その他関係機関の実施する応急活動への協力
- ⑦ 避難所の運営、避難生活の指導
- ⑧ 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

(4) 育成方法

自治会単位の自主防災組織の育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の給付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

(5) 各種組織の活用

地域婦人団体連絡協議会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

(6) 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要となる資機材の支援や技術的指導等、組織の育成に努める。

ア 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な防災資機材の支援に努める。

イ 技術的指導等による組織育成

町及び関係機関は、自主防災組織のリーダー研修、自主防災組織防災計画の作成、啓発資料の作成、情報の提供、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

2 事業所における自主防災体制の整備

事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。

事業所の防災体制の充実強化は、おおむね次の事項に沿って行う。

- (1) 建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）
- (2) 物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
- (3) 通信の確保（一般的N T T回線以外の通信手段）
- (4) 企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
- (5) 自主的な防災組織の編成
- (6) 防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、事業継続計画（B C P）等の作成
- (7) 従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
- (8) 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
- (9) 従業員の帰宅困難対策

第2編 災害予防計画
第2章 地域防災力の向上

- (10) 地域の自主防災組織との連携
- (11) 事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等
なお、町は、事業所に対して、地域の防災訓練等への参加の呼びかけや、防災に関するアドバイス等の助言・協力を行う。

3 救助・初期消火活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、防災教育や訓練を実施するとともに、小学校、中学校、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

4 地区防災計画の策定等

(1) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる（災害対策基本法第42条第3項）。

町は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第42条の2）。

(2) 個別避難計画との整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4 企業防災の促進

企業及び事業所（以下、事業所等という。）は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）等を策定する。

町は、事業所等の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

《実施担当》

担当	総務課
----	-----

事業所等は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画※を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力など重要なライフルラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町は、県と連携して、事業所等による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援とともに、事業所等の防災力向上を促進する。

※ 中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施している。

第5 消防団員による地域防災体制の充実強化

消防団は、地域の安全確保に努めるとともに、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

町は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

《実施担当》

担当	総務課、川西町消防団
----	------------

1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

2 他の組織との関係

(1) 奈良県広域消防組合との関係

地域の防災力の柱となる奈良県広域消防組合との連携をさらに強化する。

- ア 消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
- イ 大規模災害時を想定した実践的な実働（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

(2) 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- ア 定期的な合同訓練等による連携強化
- イ 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- ア 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- イ 事業所の自衛消防組織との連携の促進

(4) 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3 消防団員数の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を發揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

(3) 女性や若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団を促進し、団員数の確保に努める。また、機能別分団員（大規模災害、予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に、入団の促進と団員数の確保に努める。

第6 ボランティア活動支援環境の整備

町は、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関・関係団体と相互に連携し、県ボランティア・N P O活動情報提供システム等を活用しながら、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

《実施担当》

担当	総務課、福祉こども課、川西町社会福祉協議会
----	-----------------------

1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時から県内外のボランティア活動推進機関・関係団体と連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

町は、町社会福祉協議会等との連携し、災害ボランティアセンターの設置予定場所を明確化するよう努める。

(1) 受入れ窓口の整備

災害発生時にボランティア活動を行うとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(2) 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、県が行う事前登録に関する協力に努める。

2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、災害ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

(1) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

平常時より、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

(2) 意識の高揚

災害とボランティアの日（1月17日）及び災害とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

また、子供の頃から福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるように、福祉体験学習など福祉教育を推進する。

3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を支援するとともに、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。また、ボランティア活動に伴う事故等に備えたボランティア活動保険への加入など、活動上の安全確保を行う。

第7 文教対策の推進

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

《実施担当》

担当	教育総務課
----	-------

1 児童生徒等の安全確保対策

- (1) 気象警報が発表された場合は、保護者へ引き渡しを原則とする。保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には学校等で待機することを基本とする。学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。
- (2) 通信手段が不通となつた場合に備え、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。
- (3) 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。
- (4) 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。
- (5) 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

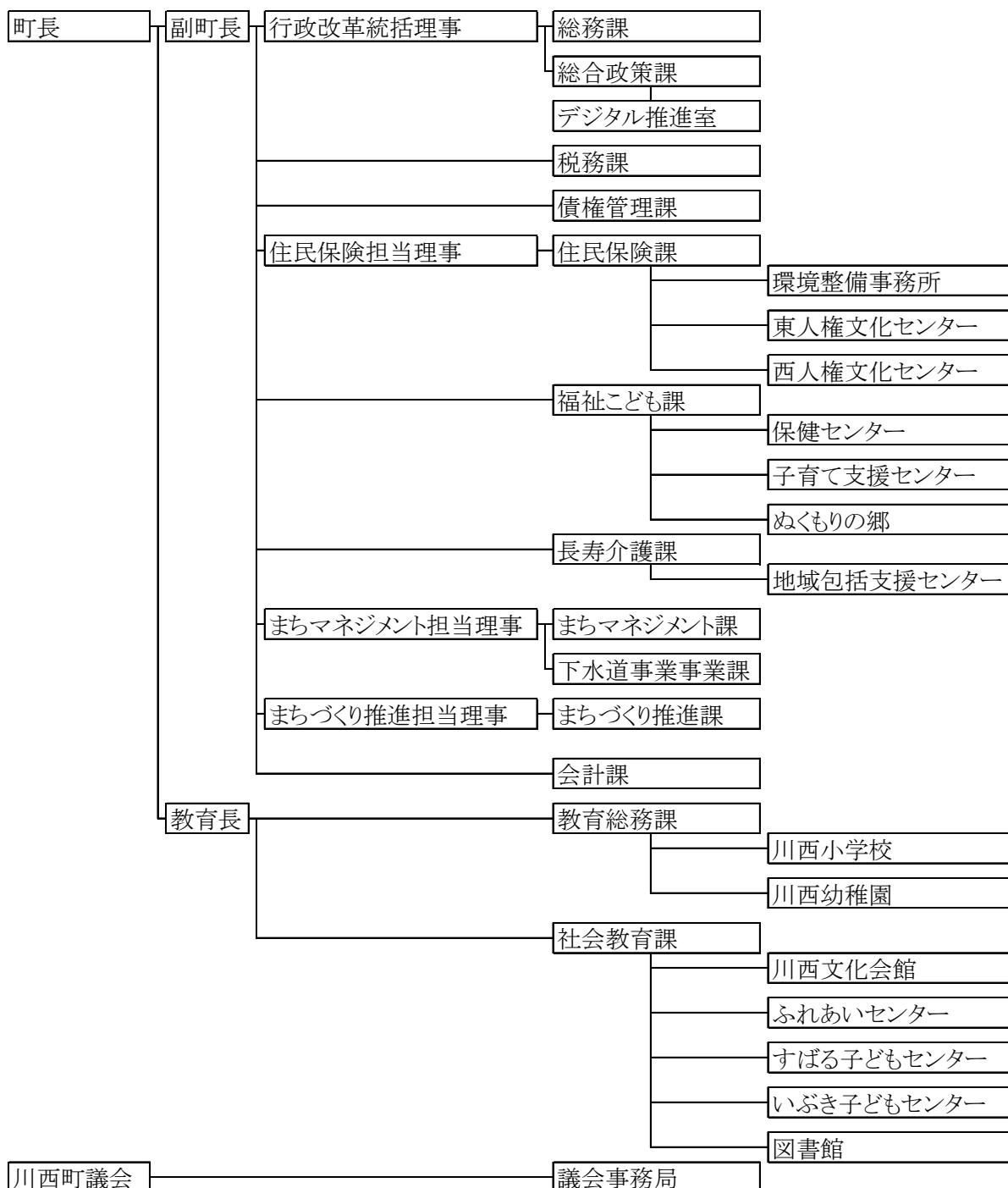
- (1) 通学路の安全確保
 - ア 通学路は、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。
 - イ 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
 - ウ 幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。
- (2) 登下校等の安全指導
 - ア 風水害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
 - イ 通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
 - ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第3章 災害に強いまちづくり

第1 まちの防災機能強化

町をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、町中心部の整備や都市基盤施設の整備、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、社会资本の老朽化対策、公共用地の有効活用などによって都市防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止められるような災害に強いまちづくりを推進する。

■町の組織図



《実施担当》

担当	総務課、まちマネジメント課、まちづくり推進課、関係機関
----	-----------------------------

1 市街地の整備

(1) 市街地の整備

ア 面的整備

町は、市街地の整備（不燃化建築物、道路、公園等）を行い、面的な防災機能の向上を促進する。

イ 防災ブロックの強化

まちの防災性強化を図るため、必要に応じて**都市防災総合推進事業**を活用し、道路、河川など延焼遮断帯をネットワーク上に配置し、防災ブロックとしての機能強化に努める。

(2) 建築物の不燃化の促進

ア 密集市街地の整備

「密集市街地地区における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進する。

また、地震等による大規模火災の発生に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

2 都市基盤施設の整備

公園、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。このため、町及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、町及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

(1) 公園、広場等の整備

ア 都市公園等の整備

災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急、復旧・復興活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難地となる学校グラウンド、都市公園及び緊急避難の場所となる身近な街区公園等をその配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

併せて貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

イ 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

また、備蓄倉庫等の災害応急対策施設の整備を図る。

ウ 防災機能の整備・充実

災害発生時に、避難所としての利用が予想される建築物及び周辺の危険箇所の点検を実施し、必要な対策を講じるとともに、避難所・避難路として機能できるよう、緊急度の高い箇所から整備を図る。

(2) 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、町はその機能充実及び耐震性の強化等の整備に努める。整備にあたっては、「**防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策**」を積極的に活用する。

ア 避難路、緊急交通路のネットワーク化を図るため、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。

イ 避難路、一時避難地、広域避難地及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化等を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

(3) 河川・水路の整備

災害時に一時集合場所や防災拠点となり、延焼防止の緩衝帶としての役割も有する河川空間の整備促進に努める。

また、河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう緑地の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等に努める。

なお、河川管理者は、災害により損害を受けた河川構造物や河川管理施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧資機材の備蓄に努める。

第2 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課、まちマネジメント課、天理警察署、関係機関
----	--------------------------

1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県指定の緊急輸送道路の利用による効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路は、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮した次の3つに区分されている。

ア 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（高規格幹線道路、一般国道）
- ② 災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(2) 緊急輸送道路の指定

災害発時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出、災害復旧活動の支援等のため、必要最小限通行を確保する路線として道路管理者と関係機関が協議のうえ指定する。

ア 町の緊急輸送道路

関係機関と協議のうえ、県指定の緊急輸送道路と災害時用臨時ヘリポート、町内の備蓄倉庫、物資輸送拠点、緊急医療機関等を連絡する道路について、町の緊急輸送道路として選定し整備を図る。整備にあたっては、国が策定した「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。

(3) 緊急輸送道路の周知

緊急輸送道路については、住民、事業所等への周知徹底を図る。

(4) 緊急通行車両の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される町所有の車両については、県公安委員会に事前届出手続きを行う。

(5) 輸送環境の整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(6) 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど、必要な備品の整備に努める。

(7) 道路障害物除去対策の検討

ア 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

イ 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

ウ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

2 航空輸送体制の整備

県等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害活動用緊急ヘリポートの整備や選定に努める。

なお、県消防防災ヘリコプター等の受入体制を確立するため、次の事項を定めておく。

(1) 要請担当窓口

(2) 派遣要請手続

(3) ヘリコプター臨時着陸場の指定

(4) その他必要な事項

3 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、原則として徒歩によるものとする。ただし、広域避難の場合や災害時要援護者の移送などで、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、安全かつ確実に避難するための方策を検討する。

(3) 交通規制・管制体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な体制を整備する。

また、交通安全施設の整備など県公安委員会及び天理警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

4 事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

(1) 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることによ

り、物資の管理・輸送体制を確保する。

- (2) 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
- (3) 効率のよい物流体制の実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

第3 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課、磯城郡水道企業団、関係機関
指定公共機関	大阪ガス(株)、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)

1 上水道

磯城郡水道企業団は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、以下のような防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。

イ 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

(2) 水道施設の耐震化

主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化を進める。

(3) 水の融通体制の確立

配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

(4) 災害対策用資機材の整備点検

ア 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。

イ 給水車等の保有資機材の点検に努める。

(5) 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

(6) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

(7) 協力体制の整備

- ア 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- イ 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、県及び近隣市町村と相互に協力する。
また、災害時に備え平常時から県営水道との連携体制の強化に努める。

2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。

イ 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(2) 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震化を目指す。

すでに稼働している施設については、災害時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化に努めるとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備及び保有資機材の点検に努める。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知及び防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

(5) 協力体制の整備

ア 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

イ 県と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

3 電力設備事業者

災害時における設備被害を軽減し、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、災害予防計画を策定し、実施するとともに、防災体制を整備する。

(1) 電力設備の保全及び耐震性の確保

ア 発電設備

- ① 水害対策
 - a 防水壁、防水扉の取付けによる防水対策の実施
 - b 排水対策の実施
 - c 予備電源の整備
 - d 出水、集中豪雨時における水路工作物等土木設備の保安対策の実施
- ② 風害対策
 - a 建築基準法等による風害対策を十分考慮した計画設計の実施
 - b 弱体箇所の補強等による既設設備の保安対策の実施
- ③ 雷害対策
 - 耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正更新実施及び系統保護継電装置の適正更新の実施

イ 変電設備

- ① 水害対策
 - 洪水災害予知地点における重点的な設備防護措置の実施
- ② 風害対策
 - a 電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮した計画設計の実施
 - b 弱体箇所の補強等による既設設備の保安対策の実施
- ③ 雷害対策
 - 耐雷遮へい、避雷器の重点配置及び系統保護継電装置の適正更新の実施

ウ 送電設備

- ① 水害対策
 - 擁壁、石積み等適切な地盤安定化対策の実施
- ② 風害対策
 - a 電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮した計画設計の実施
 - b 弱体箇所の補強等による既設設備の保安対策の実施
- ③ 雪害対策
 - 雪を考慮した設備設計の実施
- ④ 雷害対策
 - 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等の実施

エ 配電設備

- ① 水害対策
 - 電気設備建設時においては、水害対策を十分考慮した設備設計の実施
- ② 風害対策
 - a 電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮した計画設計の実施
 - b 弱体箇所の補強等による既設設備の保安対策の実施

③ 雪害対策

積雪の多い地域における難着雪電線の使用、保護設備の取り付け等の実施

④ 雷害対策

襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取り付けの実施

(2) 電力の安定供給

ア 電気設備予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう定期的に工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）及び自家用電気使用者を除く一般電気使用者の電気工作物の調査を行うこととする。

イ 通信設備の確保

① 主要通信系統の2ルート化

② 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保

③ 通信用電源の確保

④ 移動無線応援体制の整備

⑤ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

ウ 気象台等との連携

災害発生に関する情報について奈良地方気象台等との連携を密にするほか、的確な情報の収集及び伝達に努める。

(3) 公衆災害、二次災害の予防

ア 電気工作物の適正管理対策

① 事業用電気工作物(関西電力送配電設備)の樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置

② 事業用電気工作物(関西電力送配電設備)の巡視、点検の計画実施

③ 一般用電気工作物（お客さま設備）の定期調査の計画実施

④ 一般用電気工作物（お客さま設備）の不良電気設備改修依頼

イ 災害時における感電ならびに火災等の公衆災害、二次災害の防止対策

① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故防止 PR活動の実施

② 高圧および特別高圧で受電のお客さまとの連絡体制の確立、保安上の注意喚起の実施

(4) 資機材の確保、整備

ア 資機材の確保・輸送

地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保するとともに、輸送力確保のため運送業者、航空業者その他と協調して、輸送力確保に万全を期する。

(5) 防災訓練、防災教育の実施

ア 訓練種類

第2編 災害予防計画
第3章 災害に強いまちづくり

- ① 情報連絡訓練
- ② 被害復旧訓練

イ 訓練方法

- ① 会社規模における総合訓練
- ② 各級機関における総合又は部門別訓練
- ③ 自治体等防災訓練への参加

ウ 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(6) 電力会社相互間の体制

非常災害時における被害に対しては、広域運営の趣旨に則り、電力会社相互間において、災害復旧、復旧要員の応援ならびに斡旋等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。

4 都市ガス事業者

各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する

5 L P ガス施設事業者

L P ガスにより発生する事故・災害を防止し、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、L P ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

- (1) 貯蔵施設内のガス容器の収納あるいは移動の際の転倒・転落防止、浸水時の流出等に留意し、同施設等におけるL P ガス漏出事故発生防止を徹底する。
- (2) 一般社団法人奈良県L P ガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、消防機関、警察署、防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (3) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時の対応能力の増進に努める。

6 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害・重大事故が発生した場合に、電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被

害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 水害対策

- ① 豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ② 通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

イ 風害対策

暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

- ① 無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ② 電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

ウ その他

- ① 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。
- ② 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ③ 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。
- ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(4) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 県、町防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(5) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定する。

7 住民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

(1) 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

(2) 電力供給施設、都市ガス供給施設

電力事業者、都市ガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

LPガス事業者は、配管の破損、燃焼器具の損傷、容器の転倒や損傷、流出等、災害発生時における注意事項等について広報する。

(3) 電信電話施設

電信電話事業者は、災害発生時に電話回線が輻輳しないよう、緊急通話以外の電話の自肃、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害発生時の電話利用における注意事項について広報する。

町は、各事業者に対して、災害用伝言ダイヤル「171」（固定電話）や災害用伝言板（携帯電話、PHS）、災害用ブロードバンド伝言板「Web171」（インターネット）について、テレビ・ラジオ等による広報活動等により、利用方法を住民に周知するよう依頼する。

第4 交通確保体制の整備

道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課、関係機関
----	----------------

1 道路施設（町、県）

道路施設管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より関係機関相互の連携強化を図る。

道路利用者等に対しては、道路防災週間等の防災関連行事を通して、災害・事故の危険性を周知するとともに、町ホームページやパンフレット等により、防災・事故に対する知識の普及に努める。

第5 水害予防対策の推進

町・県及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

《実施担当》

担当	総務課、まちマネジメント課、まちづくり推進課、関係機関
----	-----------------------------

1 大和川水系における総合的な対策の推進

奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは洪水を防ぐことが困難なことから、流域の関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現に向け、より一層の取り組みの強化を図る。

(1) 治水対策

河川整備計画に基づき、国および県が、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進めている。また、国は、大和川の中流部において大和川の洪水を一時的に貯留する約100万m³の遊水地の整備を行うこととしている。

(2) 流域対策

開発によって低下した奈良盆地の保水機能を回復し、雨水が河川に一気に流れ出すことを押さえることを目的とした流域対策に重点的に取り組んでいる。大和川流域では、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備、水田貯留を推進するとともに、開発行為等（0.1ha以上）に対して防災調整池の設置を求めている。

また、県と関係市町村が連携し、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進する。

2 河川・水路の改修等

町及び関係機関は、河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等を推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。

また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

(1) 水害の防止

ア 県と連携して、水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。

イ 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。

ウ 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備に努める。

エ 町は、雨期前に水路の重点箇所の点検を実施するとともに、県、土地改良区に対し、河川管理施設の点検整備や構造物等へ引っ掛けた浮遊物等の除去を要請する。

(2) 水防施設等の点検・整備

ア 河川管理施設等の点検・整備

河川管理者は、氾濫防止と治水機能維持のため、水防施設の点検・整備を行う。

イ 雨量計・量水標の点検・整備

河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設するよう努める。

(3) 水防倉庫・資機材の点検・整備

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

(4) 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、気象及び河川情報システム等を導入し、その活用に努める。

3 水害防止対策の推進

町は、国・県が行う水位情報、**洪水**浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1) 水位情報の通知及び周知

洪水により相当な損害を生じるおそれがある川については、水防法により県が水位周知河川に指定し、円滑な避難のため、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定し、河川水位がこれに達したときは、県より町に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨が水位を示して周知される。

さらに、本町は避難判断水位氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講じる。

(2) **洪水**浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 町域に水防法による浸水想定区域の指定がある場合、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民への周知徹底を図る。

① 洪水予報等の伝達方法

- a 広報車
- b 防災行政無線
- c 電話
- d 防災情報メール等

② 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

a 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の**避難場所**について周知を図る。

b 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう**避難指示**を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難が円滑になれるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難については、県が示す手引きに基づく災害時要援護者避難支援プランを作成する。

③ 浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及び当該施設への洪水予報等の伝達方法を整備する。

イ 県は、水位周知河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表する。

(3) 地下空間における浸水防止対策

地下駐車場及びビルの地下施設など地下空間を有する施設の管理者は、防水板・防火扉の整備、出入口のマウンドアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、利用者の避難誘導体制を整備する。

(4) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

4 農地・ため池の防災対策

町、県、土地改良区、水利組合等のため池管理者は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農地内の湛水による被害を防止軽減するために、農業用排水路、排水施設の整備を進める。

(2) 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心、改修補強工事を実施する。

(3) 水防監視体制の強化

ア ため池管理者は、隨時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

イ 町は、ため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、水利組合・消防団等の協力を得て、巡視等監視体制の強化に努める。

ウ ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資機材を整備する。

エ 農業用施設等の管理者は、常に気象予警報等に注意し、これらの巡回・点検を行い、現地に適応した災害の未然防止に万全を期す。

第6 危険物等災害予防対策の推進

町及び奈良県広域消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、関係機関
----	--------------------

1 危険物災害予防対策

危険物施設等は地震動や液状化によって、その施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

(1) 保安教育の実施

奈良県広域消防組合磯城消防署は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(2) 災害防止対策の強化

奈良県広域消防組合磯城消防署は、危険物施設等の設置又は変更許可にあたって、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止を十分考慮し、立入検査等は次の事項を重点に適時実施するとともに、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に従って、維持管理に関する検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震及び浸水等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 施設管理者の防災対策

奈良県広域消防組合磯城消防署は、事業所における防災組織の結成を促進し、自主防災体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

また、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、安全性・耐震性の強化に努める。

2 ガス災害予防対策

町は、関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する指導・啓発活動等に協力する。

ガス事業者（都市ガス）は、ガス漏洩による災害事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処法について周知徹底する。

また、高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

さらに、防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化し、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努めるとともに、消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実・強化する。

ガス事業者（LPガス）は、配管の破損、燃焼器具の損傷、容器の転倒や損傷、流出等、災害時の対処法、LPガス事業者への連絡先等について周知徹底する。

3 火薬類災害予防対策

町は、盜難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規定の遵守、自主保安体制の強化、設備の定期的な自主点検の実施等、点検・整備に努めるとともに、従業者の保安教育・防災訓練等の実施に努める。

4 毒物・劇物災害予防対策

町は、関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

施設管理者は、施設の耐震化等の防災対策、管理・点検等の強化、災害対応諸機材の備蓄、従業者の保安教育・防災訓練等の実施に努める。

5 放射性物質保管施設災害予防対策

奈良県広域消防組合は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前把握を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

6 原子力災害予防対策

県内には原子力発電所は存在しないが、原子力関連施設での原子力災害等の緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動搖や混乱をできるかぎり低くする必要がある。

このため、町は県と連携して、県や関連機関からの情報を速やかに住民に広報する体制を確立するとともに、住民等からの問い合わせや相談に対応する体制を確立する。

なお、県内には、関係隣接都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所として、近畿大学原子力研究所にある原子炉1箇所がある。

7 危険物等の輸送災害対策

危険物、高圧ガス等を運搬、輸送する場合には、転倒・転落防止、標識灯の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

第4章 災害に備えた防災体制の確立

第1 総合的防災体制の整備

町及び関係機関は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、その設置場所や手順をあらかじめ定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め、それぞれの責務を的確に遂行するために必要な活動体制を整備する。**災害時には、平時の業務が継続できるよう、町の業務継続計画を策定する。**

また、平常時から、資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《実施担当》

担当	各課、関係機関
----	---------

1 町の災害組織体制等の整備

(1) 災害組織体制の整備・充実

災害組織体制については、意思決定者の明確化、配備基準の明確化、指揮命令系統の簡略化等に配慮した配備等を行う。

また、職員の分担業務については、平常時から職員研修、防災訓練等の機会を通じて、習熟を図る。

(2) 動員配備体制の整備・充実

災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、風水害、地震災害等における動員・配備体制について、明確な基準を定めるとともに、勤務時間外の参集体制の整備を図る。

また、配備基準ごとの参集要員及び連絡網等については職員の異動等、必要に応じて随時更新する。

(3) 災害対策本部設置体制の整備

ア 本部室の耐災害性の確保

災害時の災害対策本部室となる町庁舎をはじめ、職員の参集場所となる施設については、耐震診断の実施及び必要に応じて耐震補強等を行うとともに、大規模災害時の被害発生に備えて、代替場所を確保・整備する。

イ 本部設置資機材の整備

本部設置予定場所には、通信施設、情報収集設備、応急対策用地図、その他本部運営に必要な資機材を迅速に設営できるよう、耐災害性に確保された場所に保管する。

また、災害発生直後に情報交換が必要な防災関係機関、団体等の代表者名簿等を平常時から一定場所に保管し、災害発生時に速やかに活用できるようにする。

ウ 災害従事者用物資の確保体制の整備

災害応急対策に従事する職員の食料、飲料水、衣料、毛布等の確保についての調達計画を作成し、災害発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

2 関係機関等との連携体制の整備

(1) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織は、法令、防災基本計画、防災業務計画、奈良県地域防災計画及び川西町地域防災計画の定めるところにより、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の円滑かつ的確な実施のために必要な組織の整備、改善を図るとともに、町及び各組織間の連携及び協力体制を確立する。

(2) 防災関係情報の共有化

災害発生時、防災関係機関が持つ被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

(3) 県との連携体制の強化

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、災害の状況に応じ設置される県現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。その際、県から派遣された「災害時緊急連絡員※」と連携して、県との迅速な情報共有を図る。

※県は、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集することとなっている。

(4) 自治体相互の応援体制の確立

災害時の広域的な防災協力体制の確立のため、他市町村等との災害時相互応援協定の締結に努めるとともに、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。

また、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受入・受援のために、平常時から相互交流を深める。

さらに、本町と同時被災の可能性が低い遠方の自治体との防災協定を締結し、災害時の応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するための体制確立を図る。

(5) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

(6) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置された「緊急消防援助隊」については、奈良県広域消防組合と協議の上、「緊急消防援助隊」との連携及び受入体制の整備に努める。

(7) 民間事業所等との災害時応援体制の整備

災害時における民間事業所等との多種多様な協力体制を整備するとともに、民間事業所

等に対して、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

(8) 防災関係情報の共有化

町及び県、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

3 人材の育成・確保

防災体制の強化と合わせて、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、職員への防災教育の充実に努めるとともに、関係機関にも職員の防災教育の実施を促す。

(1) 職員の防災教育

町職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施し、町職員の防災意識の高揚を図るとともに、専門的知見を有する職員の確保・育成に努める。

ア 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え

イ 災害対策活動の概要

ウ 災害時の役割の分担

エ 災害時の指揮系統の確立

オ その他必要な事項

(2) 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、職員用の防災マニュアルの改訂等に努める。

(3) 人材の確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。

また、自衛隊等の国の機関の退職者を含む行政機関の退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材の確保方策を整える。

4 防災中枢機能等の確保・充実

防災中枢拠点が被災した場合でも、速やかに体制を整え、対策を実行できるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 業務継続計画（B C P）の策定

大規模災害時に本町の災害対策業務及び通常業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため業務継続計画（B C P）の策定に努める。

(2) 防災中枢施設等の整備

大規模災害時には、町庁舎など防災中枢拠点の被災も想定されることから、次の事項について対策を講じ、防災中枢機能の確保に努める。

ア 町庁舎

町庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤等の点検・整備を推進する。

イ 代替施設の確保

庁舎が被災した際、災害対策本部の運営に支障をきたさないよう、以下の対策を講じる。

- ① 災害対策本部等の代替施設の確保（耐震性、耐火性の確認）
- ② 代替施設が使用不可の場合の候補施設の選定（耐震性、耐火性の確認）
- ③ 移転の判断、代替施設の決定、移転手段の確保に必要な手続き等について事前に定めておく。

ウ 電源・機材・備蓄の確保

防災中枢機能を維持するため、機器類・備品・備蓄等の整備・拡充を図るとともに、中長期の停電に備えた非常用電源設備（自家発電設備等）の確保、燃料貯蔵設備等の整備を図る。

エ 各種データ等の保管体制の整備

復旧に必要な各種データを整備・保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の構築、耐震補強、落下転倒の防止を図る。

(3) 人材の育成

多数の職員が被災した際、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう、人材の育成に努める。

(4) 大規模水害発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大水害時の倒壊等の防止にとどまらず、大水害後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

ア 新規に建物を設計及び建築する際は、大水害及び大水害により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。

イ 大水害の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保する。

5 地域防災拠点の整備・充実

災害時に住民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

(1) 地域防災拠点の機能整備

町は、町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、県の広域防災活動拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、地域防災拠点の運営に関するマニュアル等を作成し、それに基づく運営及び連携を図る。

ア 応援部隊の受入れ及び活動拠点

自衛隊をはじめとする応援部隊を受入れるため、後方支援活動拠点等の整備に努める。

イ 備蓄拠点

救助物資の備蓄は、学校施設等を活用して備蓄倉庫の整備を計画的に行い、備蓄体制の確立に努める。

ウ 物資集積場

災害の状況、規模等に応じて物資集積場を指定し、これら施設の整備に努める。

(2) 防災機能の充実

災害時の地域防災拠点となる小学校と災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄、消防水利の整備、給水・貯水施設の整備、自家発電施設、厨房施設など、防災機能の充実を図る。

(3) 後方支援活動との連携強化

都市公園については、災害時に応援部隊の受け入れ及び活動拠点として位置づけるとともに、物資輸送拠点として連絡機能の整備を図る。

6 大規模停電対策

(1) 備蓄に関する連携強化

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(2) 発災後72時間の非常用電源の確保

医療施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

7 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

(1) 人材、装備、資機材の確保

町は、自主防災組織等の地区単位での防災用資機材等の充実に努めるとともに、近隣自治体や関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両等の輸送力確保に努める。

(3) 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

(4) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データの整備、保管に努める。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

(5) 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

資機材等の物資を迅速に搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。

また、物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄のさらなる活用を図る。

8 複合災害防止体制の整備

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

- (1) 町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- (2) 町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができる可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。
- (3) 町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

9 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

(1) 被害想定の調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

(2) 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地等の復興が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

第2 情報収集伝達体制の整備

町、県及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から通信施設等の整備拡充、通信網の多重化など、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団
----	----------------------

1 情報収集伝達体制の強化

災害の発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

また、防災関係機関との連携により、職員常駐体制又は代替的な体制の整備に努めるほか、災害の未然防止や被害を最小限に抑えるため、気象・地象等の観測体制の整備・充実を図る。

(1) 勤務時間内の情報伝達体制

県から伝達される防災情報は、総務課が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達するとともに、教育委員会事務局、消防団幹部、自治会長に電話等で伝達し、教育委員会事務局は学校へ、自治会長は住民に伝達できる体制を整備する。

(2) 勤務時間外の情報伝達体制

勤務時間外において、県から防災情報の連絡があった場合、又は災害発見者からの連絡があった場合は、当直者が受理し、必要な情報を関係各課へ伝達できる体制を整備する。

(3) 住民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報は、自主防災組織や自治会長等を通じて、速やかに町総務課に通報するよう住民に周知する。

(4) 職員参集時の情報収集

町職員は、参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

2 非常通信体制の強化

通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる通信の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備充実に努める。

また、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の連携による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

3 気象情報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する、台風情報、気象警報・注意報、キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）などの気象情報を効果的に活用する。

4 通信手段の整備

災害発生時における情報体制の確保や強化を図るため、川西町防災行政無線など、平常時

第2編 災害予防計画

第4章 災害に備えた防災体制の確立

から通信手段の充実整備を図るとともに、通信設備や関連機器の保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するなど、耐災性の向上等に努める。

また、機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的に実施するとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう努める。

(1) 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、自家用発動発電機等の予備電源の確保を図る。また、非常用電源設備の高度化に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線の接続等により、災害情報を速やかに伝達するシステムの構築に努める。

また、奈良県における災害情報共有システム（Jアラート※）の活用を図る。

※：災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。

町は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Jアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。

(2) 通信手段の多様化

有線放送、携帯電話、衛星携帯電話、緊急速報メールなど、多様な連絡通信手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

(3) 無線通信施設の整備・拡充

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うために、無線通信施設の整備・拡充及び伝達体制の整備を行う。

ア 防災行政無線整備

防災行政無線網（地域防災系及び固定系（戸別受信機を含む。））の導入整備に努める。

なお、整備にあたっては、設備の耐災性の向上に努める。

イ 防災関係機関の無線通信施設の整備充実

奈良県広域消防組合や警察署等の防災関係機関は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、無線通信施設の整備充実に努めるとともに、通信施設の被災を想定し、通信の途絶防止対策及び復旧対策の強化を図る。

また、町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線の整備及び増強等により、災害時の相互通信体制の強化に努める。

ウ 多重無線通信システムの整備検討

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からの静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

エ 無線従事者の養成

防災行政無線局等の整備・運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

5 災害広報体制の整備

(1) 住民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など、情報入手が困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努める。

また、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民への普及啓発活動に努める。

(2) 住民への広報手段の周知

ア 災害時は、防災行政無線放送、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、SNS等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

イ あらかじめ、町役場、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

ウ 町は、西日本電信電話株式会社等の通信事業者が災害時に提供する災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等）の仕組みや利用方法等の周知に努める。

(3) 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やファクシミリ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等による対応のほか、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

(4) 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者もしくはあらかじめ指名する職員が災害広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

ア 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理

イ 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

ウ 広報文案の事前準備

- ① 地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況
- ② 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ③ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ④ 要配慮者への支援呼びかけ
- ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

6 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握する。

また、町外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

* 避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者 の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

7 災害情報共有化の推進

平常時のみならず災害時においても、情報を各部課で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地理情報システム（G I S）を利用した災害情報システム構築の推進を検討する。

第3 火災予防対策の推進

町及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、災害による市街地等の大災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や災害発生時の火災の取扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団
----	----------------------

1 建築物等の火災予防

住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 指導

ア 予防査察

奈良県広域消防組合は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

① 予防査察の方法

奈良県広域消防組合は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、災害時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

② 予防査察の実施

a 奈良県広域消防組合は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

b 奈良県広域消防組合は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に随時予防査察、特別予防査察を実施する。

イ 関係者に対する指導

防火管理者等に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

ウ 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ是正されない事項について諸法令に照らし合わせて警告、命令又は告発等違反処理を行い、早期是正を図る。

エ 住宅防火対策の推進

住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(2) 啓発

ア 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図

る。

イ 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、火災予防条例により耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。

ウ 町内の一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の取り扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及を推進する。

また、災害発生時の火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

エ 起震車等の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。

オ 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。

カ 住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

キ 事業所における防火管理業務、消防用設備の維持管理等、防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

(3) 消防組織の連携強化

大規模火災等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

第4 消防・救助・救急体制の整備

町は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の充実に努める。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団
----	----------------------

1 消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

(1) 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日、消防庁告示1号）に基づき、消防施設を配置し、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。また、消防施設の耐震化の促進に努める。

ア 消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

イ 消防施設、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する調査を実施し、町内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、消防施設、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

(2) 消防水利の整備

災害時の消火栓の使用不能や防火水槽の破損等に対処するため、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、地域の実情に応じた消防水利の多元化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日、消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集・伝達体制、通信運用体制、火災防ぎよ体制、救助・救急体制、応援部隊の受援体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 自衛消防組織の充実

奈良県広域消防組合は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言する。

(5) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年や女性の消防団活動への積極的な参加及び入団の促進などによる組織の充実・強化に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、待遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保

などによる組織の強化に努める。

イ 消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の確保・耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材の充実強化を図る。

ウ 教育訓練体制の充実

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため、教育訓練を実施するなど、教育訓練体制の充実に努める。

エ 他組織との連携

奈良県広域消防組合や自主防災組織、事業所との連携を強化し、組織の機能充実、効率的・効果的な活動の実施を図る。

(6) 出火防止・初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、町は奈良県広域消防組合・消防団と連携して次の対策を実施する。

ア 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

イ 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に火災警報器、消火器、消火バケツを設置する。

ウ 自主防災組織において、奈良県広域消防組合・消防団の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

2 救急・救助体制の充実

- (1) 救急隊員・救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、多機能救助資機材等の整備及び救急救命士の養成に努める。
- (2) 町は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- (3) 町は、救護所等において負傷者のトリアージ※が適切に実施されるよう、研修や人材等の面で関係機関との連携体制の整備を図る。
- (4) 町は、防災活動の用に供する資器材を整備し、地域住民の要請に応じて貸し出す。
- (5) 町は、自らが保有する救助用資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

※トリアージとは、震災などの大規模災害による災害現場、医療救護所等における傷病者の重傷度、緊急度等を分析し、医療機関や搬送の優先順位を決めてことであり、医師、保健師、看護師、救急隊員が実施主体となる。

3 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

また、大規模災害発生に備え、近隣及び遠方の自治体との消防相互応援協定の締結を推進する。

第5 支援・受援体制の整備

大規模な災害時に町外被災地への人的支援、町外からの避難者の受け入れを実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備に努める。

また、他の市町村や防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう受援体制を整備する。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課
----	-----------

1 支援体制の整備

- (1) 災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内の「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図る。
- (2) 被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。
- (3) 災害時における応援協定、全国町村会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する体制を整備する。

2 受援体制の整備

- (1) 友好都市や姉妹都市など、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認し、迅速な受援につながるようにしておく。
- (2) 応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れが、迅速、円滑に応援受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。
- (3) 災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理し、受け入れ担当窓口を決めるなど、「川西町受援マニュアル」を作成する。

第6 応急医療体制の整備

町及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備するとともに、これら活動体制のルール化を図る。

《実施担当》

担当	住民保険課、長寿介護課、福祉こども課、奈良県広域消防組合、中和保健所
----	------------------------------------

1 初期医療体制の整備

町域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、現地医療体制を平常時から整備するとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

また、応急救護所及び医療救護所※では、被災者のトリアージや搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行う。さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

※ 応急救護所：災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所

医療救護所：災害発生直後から中長期にわたって避難所等に併設される救護所

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

災害発生直後において初動医療救護活動を円滑に実施するために、県の救急医療情報システムを災害時に活用できるよう、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

(2) 医師会との協力体制の確立

大規模災害等により、一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、桜井地区医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して派遣を要請した医療救護班（災害派遣医療チームD M A Tを含む）や医療ボランティア等の円滑な受け入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

(3) 医療救護班の整備

桜井地区医師会、磯城・桜井歯科医師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する。

なお、医療救護班の構成は、医師1～2名、看護師2名及び事務職員1名を標準とし、必要に応じて薬剤師等を加える。また、歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

(4) 医療救護所の設置予定施設

災害発生直後から、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、避難所となる小中学校などの医療救護所設置予定施設をあらかじめ指定しておく。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

2 後方医療体制の充実

町域における災害医療の拠点となる医療機関等との連携を図り、多数の傷病者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

(1) 後方医療体制

救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、被災を免れた全ての医療機関で後方医療活動を実施する。

なお、災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先する。

(2) 協力病院の拡充

県指定の地域災害拠点病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

3 医療品等の確保

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材、医薬品等の確保体制を整備する。

(1) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等の備蓄を推進する。

また、桜井地区医師会、磯城・桜井歯科医師会、関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

病院を中心に、災害発生後3日間において必要とする医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から奈良県薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、災害用医薬品及び血液製剤等を迅速に供給するため、県との連携を図り、調達体制の整備を図る。

4 医療情報の収集・伝達体制

災害時に円滑な医療活動を行うため、奈良県及び桜井地区医師会、磯城・桜井歯科医師会等と相互に連携し、医療機関の被害状況や空床状況の把握など、医療情報の収集・伝達体制の整備を図る。

- (1) 町、県及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集伝達方法及び役割分担を定める。
- (2) 町は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できる体制を整備する。
- (3) 県が整備する広域災害・救急医療情報システムを有効活用し、広域的な医療情報の収集に努める。

5 患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班、医薬品及び医療用資機材等の迅速かつ適切な搬送を行うため、搬送手段の確保と搬送体制の整備を図る。

(1) 患者搬送

県及び医療機関と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医

第2編 災害予防計画

第4章 災害に備えた防災体制の確立

療情報システム等の活用により、受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、県防災ヘリコプター等の活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

町及び医療機関は、救護所等における医療救護活動を速やかに行うため、医療救護班の搬送体制を整備する。

なお、医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配達供給体制を確立する。

(4) 広域搬送拠点

ア 町は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適當な大規模模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ 搬送拠点では、県や独立行政法人国立病院機構などの広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

6 広域的救護活動の調整

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、桜井地区医師会、磯城・桜井歯科医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

7 災害医療に関する普及啓発、教育研修、訓練の実施

(1) 住民に対する普及啓発

町及び医療機関は、救急蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての知識の普及啓発に努める。

(2) 防災訓練

医療機関は、災害を想定した防災訓練の実施や病院防災マニュアルの作成による職員への災害医療に関する教育を実施するよう努める。

第7 防疫体制の整備

町は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成しておく。

《実施担当》

担当	福祉こども課
----	--------

1 町防疫班の編成

町は、災害の被災地域や避難所等は、衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生が予想されるため、中和保健所と連携し、防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

防疫実施のための班員は、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町は、災害防疫に備えるべき薬剤や器具等の資機材等について、平常時より薬品業者等と連携し、周到な計画を立て、必要資機材が確保できる体制を整備する。

3 町職員の訓練

町は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第8 二次災害防止体制の整備

町及び県は、災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、災害により被災した建築物等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

《実施担当》

担当	税務課、債権管理課、まちマネジメント課、まちづくり推進課、関係機関
----	-----------------------------------

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、被災した建築物の応急危険度判定体制を整備する。

(1) 実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。

応急危険度判定に必要なマニュアル等の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制の整備を図る。

(2) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府内の関係部署における実務経験等を活かして、職員の判定士の養成に努める。

(3) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2 被災宅地応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、被災した宅地の応急危険度判定体制を整備する。

(1) 実施体制の整備

町は、被災宅地危険度判定士の要請・支援の実施体制の整備についてさらなる改善を進める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録

町は、県が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成に協力する。

(3) 制度の普及・啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第9 火葬場等の確保

災害時には、遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

《実施担当》

担当	住民保険課
----	-------

1 火葬データベースの整備

町は、葬祭業者及び火葬場等を把握し、火葬データベースとして整備する。

2 応援協力体制の確立

町は、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村間の応援体制の整備を推進する。

第10 廃棄物処理体制の整備

災害の発生に備え、廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう、平常時より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

《実施担当》

担当	住民保険課
----	-------

1 体制の構築

発災時、まず被災状況の把握に努め、関係部局との役割分担や庁外関係者からの支援を念頭に、廃棄物処理を行うための体制を構築する。

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、川西町地域防災計画で定めるとおりとし、災害廃棄物処理を担当する組織については、次のとおり定める。

- (1) 長期間継続的に指揮系統が機能するよう、二人以上の責任者体制（意思決定者）を確保する。
- (2) 組織の業務については、災害応急時と復旧・復興時では異なるため、処理の進捗にあわせて、人員の配分等組織体制の見直しを行う。
- (3) 災害の規模に応じて、支援自治体からの人的支援の受け入れについても考慮した組織体制とする。
- (4) 廃棄物収集、仮置場等で作業を行う職員等のため、必要に応じて防護服、ゴーグル、安全靴、メジャーや温度計等をあらかじめ備えておく。

2 災害廃棄物処理計画

- (1) 発災後、災害廃棄物の発生量等に応じて仮置場を開設する。
災害廃棄物の収集・撤去方法を検討し、分別方法と合わせて住民に周知する。
- (2) 被災現場から災害廃棄物を分別撤去・収集し、仮置場まで運搬して分別仮置きする。また、片付けごみの分別を促進し、仮置場に受入れる。損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う災害廃棄物への対応は、り災証明の発行後に本格化する。
- (3) 有害廃棄物・危険物等は作業の安全確保を行った上で優先的に回収する。
- (4) 公衆衛生悪化の防止の観点から腐敗性廃棄物等は優先的に回収する。
- (5) 仮置場に受入れた災害廃棄物は処理・処分先に応じて破碎・選別した上で搬出し、中間処理や再資源化、最終処分を行う。
- (6) 処理に当たっては二次災害を防止するため、環境対策、モニタリング、火災対策を行う。
- (7) これらを計画的に実施するため、被害情報や処理実績に応じて品目ごとの発生量を把握する。品目ごとに処理処分先を整理した処理フローを構築し、実行計画を策定する。

3 関係機関、民間事業者等との連携

災害廃棄物処理にあたっては、本町が主体となり天理市と協議しながら処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県および天理市以外の周辺自治体等と

の協力・連携により広域的な処理を進める。

災害時の応援協定等（資料編参照）については、定期的に内容の確認と見直しを行う。

＜受援体制＞

- (1) 発災後、自区内及び天理市の資機材では処理が困難と判断される場合には、県に対し、奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定（以下「相互支援協定」という。）に基づく支援を要請し、他市町村の支援を求める。
- (2) 民間団体等については、県において協定を締結しているので、災害の規模に応じた応援を県に要請し、民間団体等の支援を求める。
- (3) 委託処理や職員派遣等の円滑な応援・支援対策のため、体制の整備を図るとともに訓練等を実施する。

＜支援体制＞

- (1) 県から、相互支援協定等に基づく支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員に応じて、交替要員も含め必要な支援体制を整備する。

第11 緊急物資確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、外部支援の時期や孤立のおそれがある地域など地域特性等を踏まえながら食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき確保体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課
----	-----

1 自らの安全は自らが守る

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。また、過去の大きな震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法※等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

※ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことを行う。

2 町による物資調達

町は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための体制の確保に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウの活用を図る。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び町との情報共有を図る。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

3 備蓄品の確保

備蓄品目の例（国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブックに定められた備蓄品目」）を以下に示す。これを参考に、地域の実情を踏まえた品目を選択して備蓄を行う。

■発災後～3日後頃から必要と想定される物資の必要量・保管面積の算出基準

品 目			対象者構成比	必要量の原単位	1m ² 当たり保管量		
大分類	中分類	小分類			オフィス	倉庫	単位
	ペットボトル入り飲料水(500ml)		100%	1人1日4本(2.0ℓ)	324	2,592	本
非調理食品	アルファ化米		100%	1人1日3個	3,000	4,200	個
	非常食(サバイバルフーズ等)				2,160	4,320	個
トイレ	簡易トイレ(目隠し付)		100%	50人に1台	18	14	個
	簡易トイレ用薬剤・袋		100%	1人1日5個	3,750	10,500	個
	トイレットペーパー		100%	1人1日0.11ロール	810	810	ロール
	消毒液		100%	1人1日7ml	173	403	ℓ
生活用品	液体歯ミガキ		100%	1人1日40ml	180	1,080	本
食器類	紙コップ	飲料用	100%	1人1日3個	60,000	72,000	個
		液体歯ミガキ用	100%	1人1日1個			
		乳児のミルク攝取用	0.8%	1人1日8個			
	紙どんぶり		100%	1人1日3個	26,950	29,400	個
	先割れスプーン		100%	1人1日3個	67,500	55,000	本
保温用品	使い捨てカイロ		100%	1人1日1個	5,760	17,280	個
	毛布		100%	1人2枚	140	120	枚
女性用品	生理用品		6%	1人1日6枚	36,000	27,000	枚
	おりものシート		18%	1人1日6枚	124,416	186,624	枚
幼児用品	調製粉乳		0.8%	1人1日130g	218,000	653,000	g
	幼児用おむつ		2.9%	1人1日6枚	5,904	3,996	枚
	おしりふきシート		2.9%	1人1日6枚	24,192	60,480	枚
要介護者・高齢者等用品	介護用おむつ(パンツ型)		1.3%	1人1日2枚	2,268	1,944	枚
	尿取りパッド		1.3%	1人1日6枚	7,560	8,640	枚

注1)「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で選定されている8品目を網掛けとしている。

注2) 1m²当たり保管量については、「災害用救援物資の必要量算出基準及び保管面積原単位の検討」(矢野裕之、第30回日本物流学会全国大会)等に基づいて設定した。

■発災4日後頃以降において必要と想定される物資の必要量・保管面積の算出基準

品 目			対象者構成比	必要量の原単位	1m ² 当たり保管量		
大分類	中分類	小分類			オフィス	倉庫	単位
生活用品	汗拭きシート		100%	1人1日4枚	40,320	69,120	枚
	水のいらないシャンプー		100%	1人2日10ml	720	3,600	本
	段ボールベッド		100%	1人1個	13	10	個
肌着類 (成人男性用)	ブリーフ・トランクス	※サイズ別分類	44.7%	1人1日1枚	3,840	3,840	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	44.7%		1,600	2,400	枚
肌着類 (成人女性用)	ショーツ	※サイズ別分類	45%		5,760	3,840	枚
	スポーツブラ	※サイズ別分類	45%		3,200	2,560	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	45%		2,160	2,880	枚
肌着類 (男児用)	スパンブリーフ	※サイズ別分類	4.9%		4,800	5,760	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	4.9%		1,920	3,840	枚
肌着類 (女児用)	ショーツ	※サイズ別分類	4.6%		5,760	5,760	枚
	半袖シャツ	※サイズ別分類	4.6%		1,920	3,840	枚
肌着類 (乳児用)	長肌着		0.8%	1人1日1枚	3,200	2,560	枚
履物	靴下	※サイズ別分類	100%	1人1日1足	4,000	8,000	足
	スリッパ	※サイズ別分類	100%	1人1足	1,080	720	足
	サンダル	※サイズ別分類	100%	1人1足	840	720	足

4 備蓄・供給体制の整備

(1) 応急給水体制の整備

災害時に飲料水を供給するため、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

(2) 備蓄・供給体制の整備

迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

ア できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

イ 備蓄物資の点検及び更新

ウ 救援物資集積拠点の選定

災害時に物資の受け入れ、一時保管及び各地域への配送を効果的かつ効率的に行うため、救援物資集積拠点を選定する。

エ 供給体制の整備

町の備蓄物資や各自治体、流通事業者等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定場所等に搬送できるよう、ニーズの把握、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて整備する。

① 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあっては、被災者のニーズ把握を待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する。

また、最低限の必要物資が行き渡った後には、順次、被災者のニーズに応じた物資を供給する。

② 物資集積拠点から避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者を活用するのが効果的である。

③ 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることとなる。

④ 義援物資について

a 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。

b ダンボール箱への混載は避け、中身の明示を周知する。

c 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

⑤ 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点への薬剤師の配置に努める。

オ 市町村間の応援協定の締結

カ 事業者との協定締結による備蓄の確保

(3) 平常時の報告

町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第12 防災営農対策の推進

町及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の浸透に努めるとともに、県の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課、関係機関
----	----------------

1 指導体制の確立

防災営農技術等を各農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、町、県、奈良県農業協同組合の営農指導職員、各農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の各農家への浸透に努める。

2 営農技術の確立及び普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平常時から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく県の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期する。

第13 文化財の保護対策

町は、文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、災害に対して、保存及び被害軽減のための対策を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

《実施担当》

担当	社会教育課
----	-------

1 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、文化財防火デー・週間等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、住民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じる。

また、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、予防体制の確立を図る。

3 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進する。

また、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

4 歴史的建造物への対応

歴史的建造物については、文化財保護法との関連を尊重しつつ耐震診断・改修等の安全策を講ずる。

第3編 応急対策計画

第1章 住民避難

項目	担当
第1 避難行動計画	本部事務局班、救護厚生班、川西町消防団、関係機関
第2 避難生活計画	本部事務局班、救護厚生班
第3 帰宅困難者対策	各班、関係機関
第4 要配慮者の支援	各班、関係機関
第5 住宅応急対策	施設資材班

第1 避難行動計画

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という）の発令、警戒区域の設定、避難誘導等必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、川西町消防団、関係機関
----	--------------------------

対策の体系	応急避難	1 避難指示等 2 住民に求める避難行動 3 警戒区域の設定 4 避難 5 幼児・児童・生徒の集団避難 6 その他施設等の集団避難 7 避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等
-------	------	--

■避難指示等の避難情報一覧

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況

	に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

出典：避難情報に関するガイドライン（別冊資料）より（令和3年5月改定、令和4年9月更新）

1 避難指示等

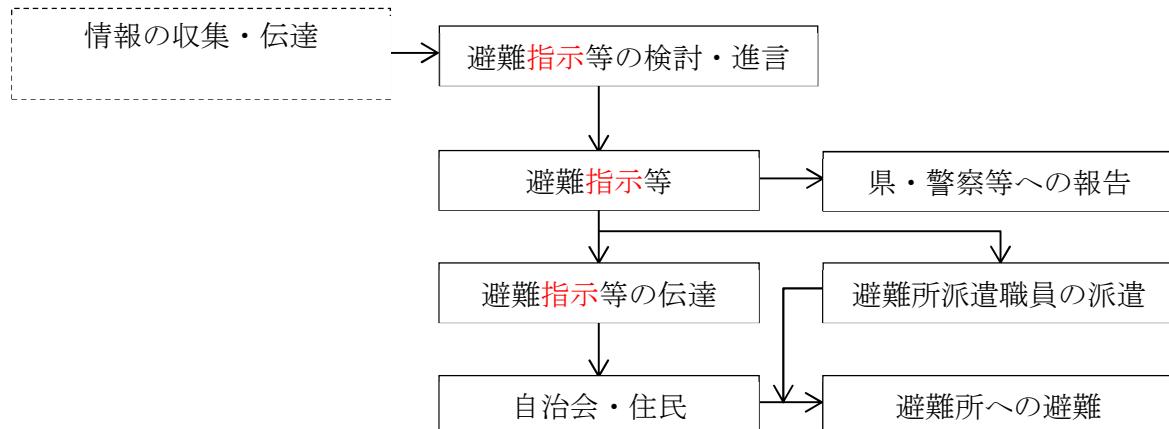
住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

実施責任者は、避難指示等を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、町長は、必要な場合には、気象台（気象防災アドバイザー等）、河川管理者（県、国）等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができる。

■応急対策の流れ



(1) 実施責任者、要件及び措置等

避難指示等について、実施責任者、要件及び措置等は次のとおりである。

実施に当たっては、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、近密な連携をとる。

なお、小・中学校における児童・生徒の集団避難は、本部長（町長）の措置によるほか、町教育委員会教育長の指示により、校長が実施する。ただし、緊急を要する場合、校長は本部長（町長）、教育長の指示を待つことなく実施できる。

■避難指示の実施責任者、要件及び措置等

実施責任者	要件	措置	根拠法令	災害種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立ち退きの指示（必要があると認めるときは立ち退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	同上
	避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	同上
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	同上
警察官	市町村長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立ち退きの指示（必要があると認めるときは立ち退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	同上

■他の法律に基づく、避難指示の実施責任者、要件及び措置等

実施責任者	要件	措置	根拠法令	災害種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等の危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立ち退きの指示	水防法第29条	洪水

(2) 避難指示等の発令

ア 本部長(町長)

- ① 大和川、飛鳥川、曾我川、寺川で「避難判断水位」に達し、さらに水位上昇が見込まれ、洪水によって被害が発生するおそれがある場合
　その危険地域の住民に対し、「高齢者等避難」を発令し、川西町防災行政無線、広報車等によって避難を指示する。
　なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、他の災害危険の場合についても、同様に行うものとする。
- ② 大和川、飛鳥川、曾我川、寺川で「氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)」に達したとき、あるいは河川はん濫の前兆やはん濫(溢水等)が発生したとき
　その危険地域の住民に対し、「避難指示」を発令し、川西町防災行政無線、広報車等によって避難を指示する。
　なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、他の災害危険の場合についても、同様に行うものとする。

イ 救護厚生班

「避難指示等」が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者の関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

ウ 各 班

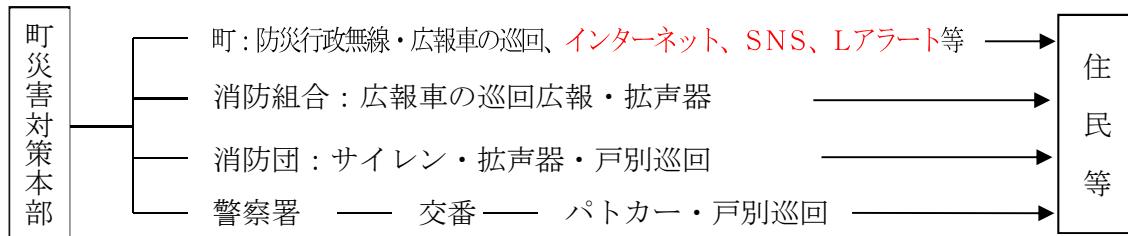
「避難指示等」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

(3) 避難指示等の伝達の実施要領

ア 住民に対する伝達

本部長(町長)は、住民に対する避難指示等について、次の最も適当な方法により迅速で確実に伝達する。

■避難指示等の伝達系統



① 自治会組織による伝達

町長(本部長)による避難指示等がなされた場合には、本部事務局班、は、当該地域内の自治会長に連絡し、自治組織を通じて住民に伝達する。

② 町防災行政無線の利用

町防災行政無線を通じて伝達する。

③ 広報車の利用

町、奈良県広域消防組合の広報車により巡回を行う。

④ 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する場合には、関係世帯に対し完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員及び自治会長等を戸別に派遣・訪問して伝達する。

また、要配慮者についても配慮するものとする。

⑤ ラジオ、テレビ放送の利用

日本放送協会、その他民間放送局に対して避難指示等を行った旨を通報するとともに、関係住民に伝達すべき事項を掲示し、放送等協力を依頼する。

なお、この場合事情の許す限り県（防災統括室）を経由して行う。

■避難情報の内容と伝達方法

情報の区分	発令時の状況	町民に求める行動	伝達内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害のおそれあり	避難に時間がかかる高齢者や障がい者、避難支援者などは危険な場所から安全な場所へ避難。 その他の人は避難準備を開始。	・避難対象地域 ・避難理由 ・避難先及び必要に応じた避難経路 ・避難時の留意事項
避難指示 【警戒レベル4】	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	
緊急安全確保※ 【警戒レベル5】 ※必ず発令される情報ではない。	災害発生 又は切迫	命の危険、直ちに身の安全を確保。 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	

イ 安全確保に関する周知徹底

住民等に対し以下の通り周知徹底を図る。

① 避難指示等が発令された場合は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。なお、ハザードマップ等により、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。また、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと。

② 高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放すること。

ウ 要配慮者及び避難支援関係者への迅速かつ確実な伝達

伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達にあたっては、避難に時間がかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。

エ 住民等の立場に立った情報提供

避難指示等の伝達にあたり、町長は、事前に例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を検討し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する。

オ 「空振り」を恐れない

「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等を発令する。

カ 臨機応変な発令

事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、
【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、
状況に応じ避難指示等を発令する等、臨機応変に対応する。

キ 屋内待避等の緊急安全確保措置

本部長（町長）は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣の安全な場所への避難や、屋内での待避、その他の屋内における避難のための緊急安全確保に関する措置を指示する。

(4) 県への避難指示等の報告

ア 本部長（町長）が避難指示等を行った場合

本部長（町長）は、避難指示等を行った場合は、速やかに知事へ通知するとともに、
関係機関へ通知する。

解除する場合も同様とする。

イ 本部長（町長）以外が避難指示等を行った場合

本部長（町長）以外が避難指示等を行った場合は、直ちに本部事務局班に報告し、本部長（町長）は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

ウ 報告事項

報告に際しては、可能な限り次の事項について報告する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(5) 関係機関への連絡

本部長（町長）が、避難指示等を行った時、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、必要に応じ次の関係機関に連絡し、協力を求める。

- ・県の出先機関（中和土木事務所等）
- ・奈良県広域消防組合（磯城消防署）
- ・天理警察署
- ・避難予定施設の管理者等
- ・近隣市町村
- ・川西町消防団

(6) 避難指示等の解除

本部長（町長）は、避難指示等のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全

に終了したと判断した時、避難指示等の解除を行う。解除の伝達方法については避難指示等に準じて行う。

なお、本部長（町長）以外の人が実施した避難指示等については、その状況をあらかじめ察知するように努めるとともに、その解除についてもよく協議する。

(7) 避難指示等の基準（越水氾濫、内水氾濫等）

町の避難情報の発令の判断基準は、町内を流れる大和川、曾我川、飛鳥川、寺川ごとに、「川西町避難指示等の判断・伝達マニュアル」に定めている。

避難指示等は、この基準を参考に、気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(8) 避難路の確保

施設資材班は、県、天理警察署、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

2 住民に求める避難行動

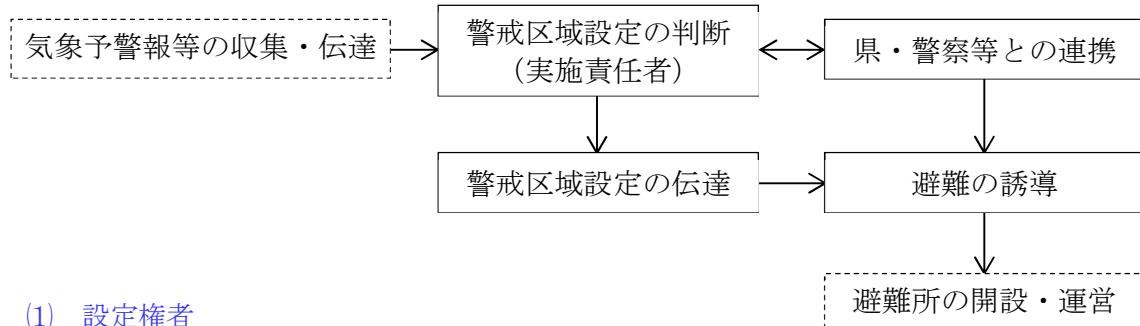
(1) 水害

- ア 積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動する。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- イ 洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- エ 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- オ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難する。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- カ 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意する。

3 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じる。

■応急対策の流れ



警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

■警戒区域の設定権者

災害の種類	内容（要件）	設定権者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。 町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部または一部を代行する。	町長	災害対策基本法 第63条
	町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要求があった場合は警戒区域を設定する。	知事	災害対策基本法 第73条
	町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	警察官※	災害対策基本法 第63条
		災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
火災	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員 または 消防団員	消防法第28条、
	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防長 または 消防署長	消防法第23条の2 第1項 消防法第23条の2 第2項
	消防長若しくは消防署長またはその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、または消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	水防法第21条

※ 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、または要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、本部事務局班が町におけるとりまとめにあたる。

ア 本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。

イ 本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から住民の退去または立入禁止の措置をとる。

ウ 本部長（町長）は、天理警察署、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

4 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

(1) 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

ア 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。

イ 大雨、台風期には、災害に備え家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させるなど、浸水防止のための家財の整理をしておくこと。

ウ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。

エ 避難者は、3食程度の食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要最小限度の身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。

オ 避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に携行すること。

カ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。

キ 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。

ク 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておくこと。

ケ その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

コ 消防職員、消防団員、警察官、町職員などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

(2) 避難誘導

町長が避難指示等を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

ア 避難所への住民の避難誘導

避難者の誘導は、消防署員、消防団員、警察官等が行い、増員を必要とする時は、本部長（町長）が、救護厚生班の中から必要人員を動員する。

特に、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿等に基づき、自主防災組織を中心に地域団体と連携しながら、速やかに在宅の要配慮者の

安否確認を行うとともに、救護厚生班で把握している要配慮者の情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な要配慮者の迅速な発見、保護に努める。

イ 学校、病院等公共施設における誘導

学校、病院、社会福祉施設等の公共施設においては、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が、避難誘導を実施する。

ウ 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

エ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

(3) 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導を実施する。

ア 避難の順序は、緊急避難の必要性の高い地域から行うものとし、避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。

イ 避難の経路については、平時から地域住民等に周知徹底するとともに、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

ウ 避難開始とともに警察官、消防署員、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。

エ 避難所が比較的遠距離にある場合又は危険が伴う場合等は、避難のための集合、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。

オ 警察官、消防署員、消防団員等は迅速かつ安全に避難できるように自動車の規制、荷物の運搬等を規制するなど通行の支障となる行為を排除、規制し避難路の通行確保にあたる。

カ 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。

キ 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。

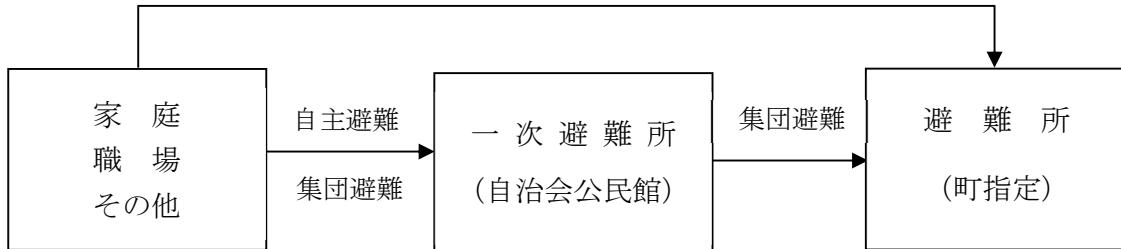
ク 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、ロープ等の資機材を利用して安全に実施する。

ケ 浸水、火災等で最初の避難所が危険と判断された場合は、救護厚生班の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

コ 被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できない時は、本部長（町長）は知事に避難者移送の要請を行う。なお、事態が緊迫している時は、本部長（町長）は近隣市町村、警察本部等と連絡して実施する。

サ 住民は日頃から近隣の避難行動要支援者を把握し、避難にあたっては、協力・援助にあたる。

■避難のパターン（例）



5 幼児・児童・生徒の集団避難

(1) 避難実施の基準

- ・教育長及び福祉こども課長は、各学校・幼稚園長・保育所長に対し、各学校・幼稚園・保育所の実状に適した具体的な避難計画を作成するように指導する。
- ・避難措置は、何よりも幼児・児童・生徒の生命、身体の安全に重点をおいて実施する。

(2) 実施要領

- ・教育長・式下中学校長・小学校長・幼稚園長・保育所長の避難の指示は、本部長（町長）の指示によるほか、安全性を考え早期に実施する。
- ・教育長・式下中学校長・小学校長・幼稚園長・保育所長の避難の指示に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危機の迫っている保育所・幼稚園・学校から順次指示する。
- ・幼児・児童・生徒の避難順位は、低年齢、低学年、疾病障がい者等を優先に行う。
- ・避難が比較的長期にわたると判断される時は、避難指示の段階において、幼児・児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

6 その他施設等の集団避難

- ・工場、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事項に留意し避難計画を作成し、災害時における避難の万全を期す。
- ・工場、その他不特定多数の人が利用し防災上重要な施設における従業員、利用者等の集団避難については、誘導責任者、避難所の選定、避難時の施設・設備の安全措置対策などについてあらかじめ定めておく。

7 避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等

(1) 指定避難所の開設及び避難収容状況のとりまとめ

- ア 町長は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、住民の安全を確保するため高齢者等避難、及び避難指示を行った場合、または避難を求める住民（自主避難）がいる場合、災害によって住家が被害を受け居住の場所を失った者、災害を受けて現に居住の場所のない者がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路及び避難所を選定し、住民にその旨周知する。
- イ 選定された避難所の施設管理者は、速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者

が開設困難な場合は所管する職員が開設する。

ウ 救護厚生班は、選定した避難所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

(2) 要配慮者の避難完了確認

救護厚生班は、要配慮者の避難完了確認について、「高齢者等避難」「避難指示」の段階ごとに、以下のとおり各部、各施設管理者、自治会、自主防災組織、団体・事業所、並びに消防団・奈良県広域消防組合の協力を得て行う。

ア 在宅の要配慮者の避難については、原則として「高齢者等避難」発表段階において、完了させる。

イ 要配慮者の関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救護厚生班に対し「高齢者等避難」「避難の指示」の段階ごとに、避難完了を速やかに報告する。

その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

ウ 「避難の指示」が発令された場合、「高齢者等避難」発表段階において、避難完了が確認されない在宅の避難行動要支援者の避難については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン（第2版）」に基づき、最寄の避難所等へ緊急避難するよう措置する。

エ 救護厚生班は、避難行動要支援者名簿等に基づき、救護厚生班で把握している要配慮者の情報と避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

(3) 設定の方法

- ・避難所としては、避難所一覧表に掲げている建物を使用するが、被害及び地域の状況により、他の公共施設など既存の公共施設等の建物を利用する。
- ・適当な施設がない場合には野外にバラック建物を仮設し、又は天幕を借り上げて避難所を設置するものとする。
- ・避難所一覧表に掲載している施設、又はそれ以外の施設に避難所を設置する際は、施設管理者に協力を要請し、以下の要領により開設する。また、避難所を設置する際も、施設管理者に協力を要請するものとする。
- ・避難所を設置したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導して保護しなければならない。
- ・避難所を設置したときは、救護厚生班長は責任者を定め、避難所開設の状況を連絡させる。救護厚生班長は各避難所の責任者からの連絡を取りまとめ、本部事務局に連絡する。なお本部は知事にその状況を報告するものとする。
避難所開設状況報告事項は以下のとおりである。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 避難所箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

エ その他

- ・避難した者に対しては所要の応急保護を行った後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散転出するよう指導し、止むを得ない者については別途避難所を考慮することとする。
- ・避難命令はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため、避難所（一時避難所）へ自主避難して来た者については、被害のおそれがなくなった時点で直ちに自宅に帰宅させるものとする。

第3編 応急対策計画
第1章 住民避難

- ・避難所において緊急事態が発生した場合は、救護厚生班長に連絡の上、適切な処理をするものとする。ただし連絡不能の場合は責任者において事態に即応した処理を行ない、救護厚生班長に報告するものとする。
- ・避難所開設時には、避難所開設台帳（総務課備え付け）とともに、次の用品を持参するものとする。
 - ア 懐中電灯、ローソク等の照明用具
 - イ 軽微な負傷症病に必要な救急薬品及び材料
 - ウ ワンジスタラジオ
 - エ 毛布
 - オ 災害電話

(4) 避難所開設の基準

ア 「災害救助法」が適用されない場合

このときの避難所の開設期間及び設置のための費用は、「災害救助法」に準じて、町長の判断により決定するものとする。

イ 「災害救助法」が適用された場合

「災害救助法」の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。また、避難所を開設したときは、救護厚生班で以下の書類を整理し、保管するものとする。

- ・救助実施記録日計表（様式集 様式6号）
- ・避難所用物資受払簿（同 災害救助法様式6）
- ・避難所設置及び収容状況（同 災害救助法様式7）
- ・避難所設置に要した支払証拠書類
- ・避難所設置に要した物品受払証拠書類

(5) 避難の解除

本部事務局班は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

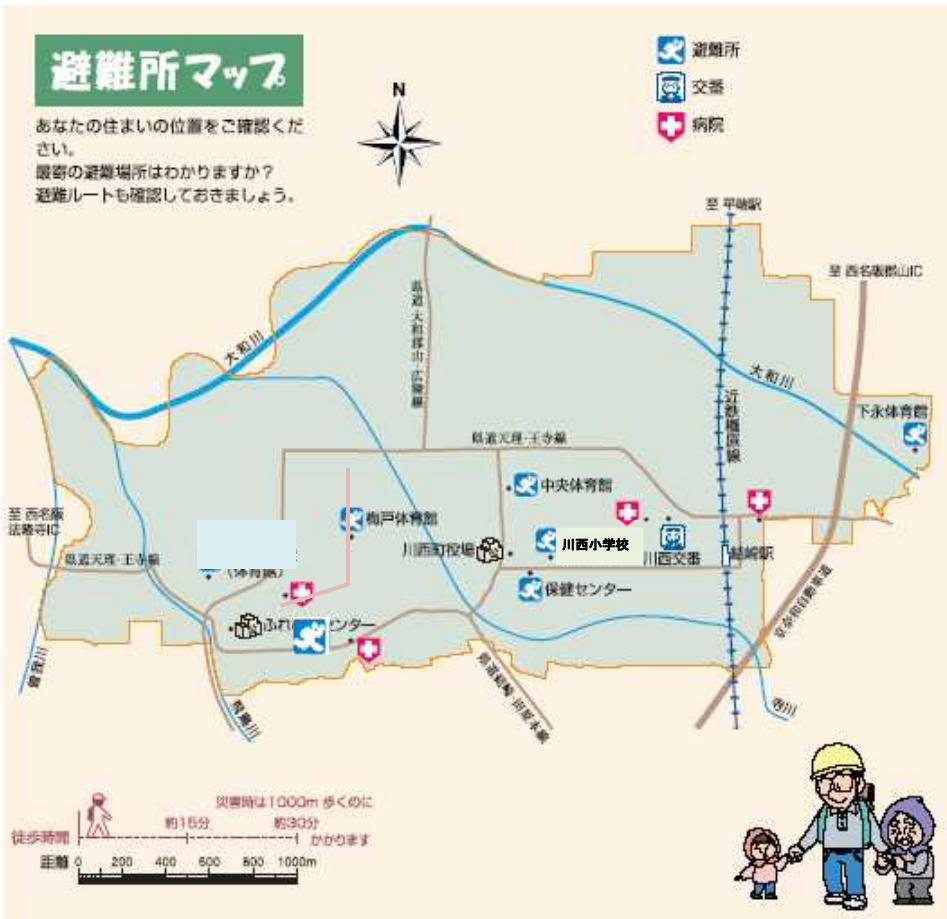
■指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	住所	管理担当・連絡先	対象とする異常な現象の種類		
				洪水	大規模な 火事	内水 氾濫
1	川西町中央体育館	奈良県磯城郡川西町結崎1287-1	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214		1	1
2	梅戸体育館	奈良県磯城郡川西町唐院556	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214	1	1	1
3	下永体育館	奈良県磯城郡川西町下永1248-1	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214	1	1	
4	川西小学校	奈良県磯城郡川西町結崎30-5	教育委員会事務局（教育総務係） 0745-44-2684	1	1	
5	ふれあいセンター	奈良県磯城郡川西町唐院122	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214		1	
6	保健センター	奈良県磯城郡川西町結崎217-1	保健センター 0745-43-1900		1	
7	梅戸共同浴場跡地	奈良県磯城郡川西町梅戸202-1	総務課 0745-44-2211		1	
8	下永共同浴場跡地	奈良県天理市二階堂菅田町55	総務課 0745-44-2211		1	

■ 指定避難所一覧

川西町中央体育館	奈良県磯城郡川西町結崎1287-1	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214
梅戸体育館	奈良県磯城郡川西町唐院556	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214
下永体育館	奈良県磯城郡川西町下永1248-1	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214
川西小学校	奈良県磯城郡川西町結崎30-5	教育委員会事務局（教育総務係） 0745-44-2684
ふれあいセンター	奈良県磯城郡川西町唐院122	教育委員会事務局（社会教育係） 0745-44-2214
保健センター	奈良県磯城郡川西町結崎217-1	保健センター 0745-43-1900

■避難所の位置図



第2 避難生活計画

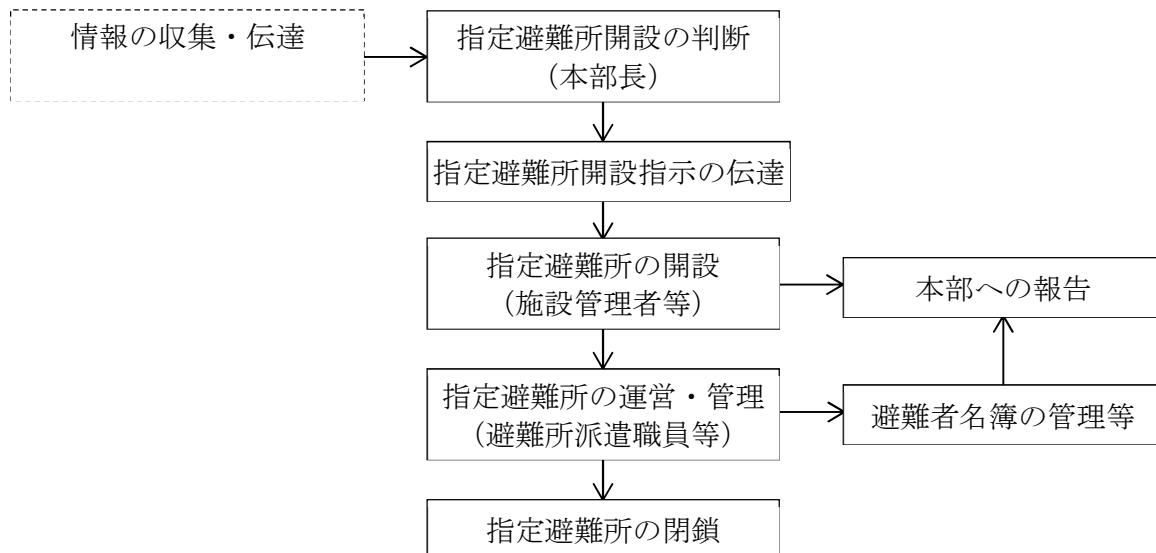
本部長（町長）は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所を開設する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班
----	--------------

対策の体系	指定避難所の開設・運営	1 指定避難所の開設 2 指定避難所の管理・運営 3 指定避難所の閉鎖及び縮小 4 指定避難所における動物の適正な飼育 5 在宅被災者等への支援 6 車中泊者への対応 7 広域一時滞在
-------	-------------	--

■応急対策の流れ



1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、本部事務局班及び救護厚生班が行う。

(1) 指定避難所の開設基準

災害が発生し、多数の避難者が予想される場合または避難の状況に応じ開設する必要がある場合は、その状況に応じて指定避難所を開設する。

なお、事前に選定した指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。それでも不足するときは、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

(2) 避難収容の対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- イ 高齢者等避難、避難指示発令等により緊急避難の必要がある者

ウ その他、町長が必要と認める者

(3) 指定避難所の開設方法

施設管理者は、各指定避難所を開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、本部事務局班長から連絡を受けた救護厚生班長の指示・伝達により、所定の避難所派遣職員が指定避難所に参集し、施設の管理者または担当者等と協力して指定避難所を開設する。

また、町内の指定避難所に被災者を収容できないときは、県または県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。

町長は、他地域への移送を要請したときは、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

(4) 要配慮者等の移動

救護厚生班は、避難所での滞在が困難な要配慮者や、滞在中に介護等が必要となった避難者については、必要に応じて福祉施設等への移送を行う。

(5) 県への報告

本部事務局班は、救護厚生班の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

報告内容は、次のとおりとする。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 避難所名、避難世帯数、避難者数

2 指定避難所の管理・運営

本部事務局班及び救護厚生班は、奈良県避難所運営マニュアルや川西町避難所開設マニュアル等に基づき、施設管理者の協力を得て指定避難所の運営・管理を行うが、自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、円滑に指定避難所の運営が行われるよう支援する。

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者または指名された者とする。

(2) 指定避難所の運営

ア 運営主体

指定避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

避難所運営にあたり留意する事項としては、次に示すとおりである。

① 避難者による自主的な運営

② 避難所の運営における女性の参画

③ 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、多様な視点に立った配慮

④ 要配慮者等で配慮を必要とする者のニーズ

- ⑤ 性別による役割分担
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- ⑦ 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

イ 避難所運営委員会の編成

避難所管理責任者は、被災住民を早期に収容するため、指定避難所ごとに自治会、自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応するよう努める。

この場合、学校などの指定避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成にあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

(3) 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

(4) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(5) 指定避難所の管理

ア 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握する。

これを基に、避難者一覧表を作成する。

また、在宅被災者や車中泊者等に係る情報についても把握に努める。

イ 感染症対策

管理責任者は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、町は県と連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

ウ 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について救護厚生班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。配布は、迅速かつ公平な提供に努める。

エ 情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館

内放送等により応急対策の実施状況・予定等の情報の提供を行うとともに、避難者心得等を掲示するなど、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

オ 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の心のケアやプライバシーの確保、老若男女のニーズの違い等を踏まえるとともに、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、相談窓口の設置など生活環境の整備に努める。

カ 衛生に関すること

- ① 仮設トイレの速やかな設置に努める。
- ② 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
- ③ 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

キ 要配慮者等への配慮

避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

また、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

- ① 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。要配慮者については、避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。
- ② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について救護厚生班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。
- ③ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。
- ④ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について救護厚生班と協議する。
- ⑤ 必要に応じて高齢者や障がい者等の福祉施設や病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう救護厚生班と協議する。
- ⑥ 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

ク その他

- ① 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
- ② 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣

室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- ③ 暑さ寒さ対策に努める。
- ④ 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

3 指定避難所の閉鎖及び縮小

施設の本来機能を回復するため、災害地の状況が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- (1) 救護厚生班は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- (2) 管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を救護厚生班を通じて本部事務局班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、本部事務局班はその都度知事に報告する。
- (4) 町は、県や事業者と連携して、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅のあっせん、被災住宅の応急修繕を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

4 指定避難所における動物の適正な飼育

飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
- (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し、その他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

5 在宅被災者等への支援

町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努め、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

6 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

7 広域一時滞在

本部長（町長）は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等をかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて他市町村や県に広域一時滞在に関する協議を求めるものとする。

第3 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関利用者に対し「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者に速やかな情報提供や帰宅支援を実施する。

《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

対策の体系	帰宅困難者対策	1 発災直後の対応 2 帰宅困難者への情報提供
-------	---------	----------------------------

1 発災直後の対応

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、発災直後の帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

(2) 事業所等における対応

発災直後の帰宅行動を抑制するため、事業所の安全を確認後、従業員等を事業所内の安全な場所で待機させる。

(3) 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

2 帰宅困難者への情報提供

救護厚生班は、交通事業者と協力して、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

第4 要配慮者の支援

避難が必要な場合は、要配慮者への避難支援対策とあわせて避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き(市町村向け)」等に基づき、救出・救護体制の充実に努める。

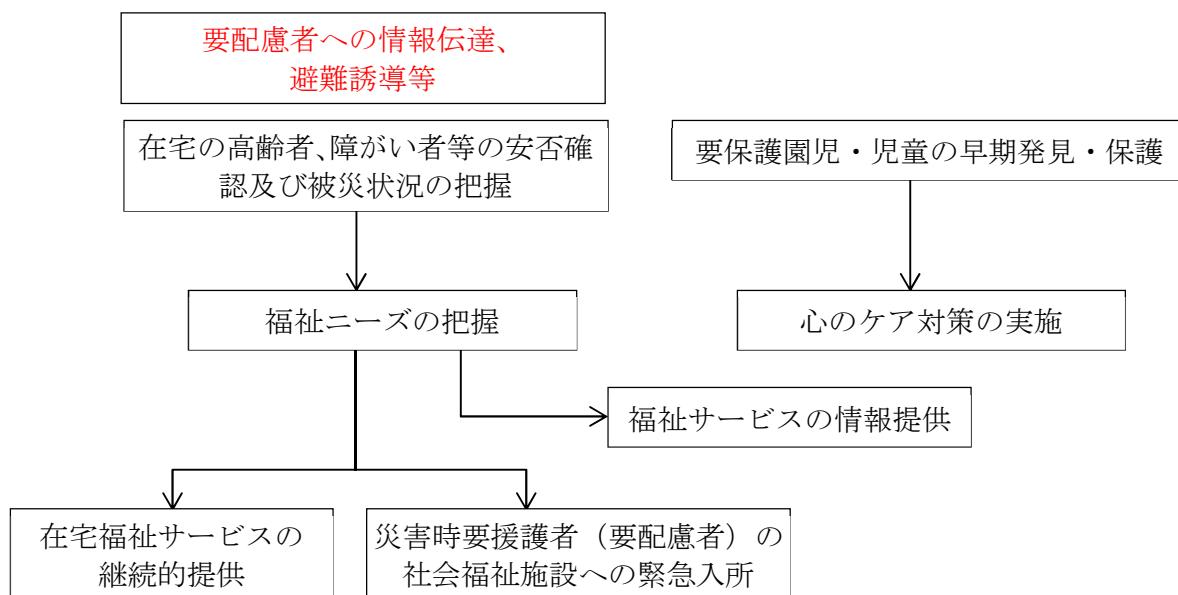
救護厚生班は、社会福祉協議会や福祉施設事業者等と連携して、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

対策の体系	要配慮者の支援	1 情報伝達、避難誘導等 2 避難所到着後の対応 3 安否確認・被災状況等の把握 4 被災した要配慮者への支援活動 5 医療等の体制の確保
-------	---------	---

■応急対策の流れ



1 情報伝達、避難誘導等

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

2 避難所到着後の対応

救護厚生班は、県と連携して、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

(1) 福祉避難所の開設

要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方に対しては、福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉

避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

3 安否確認・被災状況等の把握

救護厚生班は、要配慮者の安否確認及び被災状況、福祉ニーズの把握に努める。

(1) 安否確認・被災状況の把握

ア 奈良県災害時要援護者支援ガイドライン（第2版）等に基づき、民生児童委員、自治会、地域住民、社会福祉協議会、団体・事業所、消防団等の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ 社会福祉協議会と連携し、社会福祉施設の施設設備、入所者及び職員、その他福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

4 被災した要配慮者への支援活動

救護厚生班は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

その際、男女のニーズの違いなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 社会福祉協議会等と連携して、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。

イ 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 社会福祉施設への緊急入所等

救護厚生班は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

(3) 食料及び生活必需品の供給

ア 乳幼児や高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやおむつ（大人用・男女別を含む）などの備蓄にも配慮する。また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

イ 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努

める。

ウ 県から配送された生活必需品を各避難所に配布する際には、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。

エ 生活必需品の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

(4) 福祉機器等の確保

町は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

(5) 情報提供

救護厚生班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、町が開設する災害相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受け付ける。

(6) 広域支援体制の確立

救護厚生班は、本部事務局班を通じて、要配慮者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

(7) その他の支援活動

救護厚生班は、災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

ア 情報提供

帰宅困難者に対して、交通事業者と協力して、駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、県が設置する「災害時多言語支援センター」に登録された「災害時通訳・翻訳ボランティア」や地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供する。

イ 観光客の安否確認及び避難誘導

① 警察・消防と情報を交換し、ボランティア団体、マスコミ、宿泊施設の責任者、観光地の従業員等と協力して、観光客の安否を把握する。

② 駅や観光地等に避難している人員等を、駅事務室、社務所、寺務所、消防、警察と情報交換し把握する。

③ 宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員は、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

ウ 応急食料・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握し、必要量の応急食料、飲料水、毛布等を提供す

る。

5 医療等の体制の確保

県は、保健師・看護師等からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談や、メンタルヘルスケアを図るなど、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うこととしている。また、県と奈良県社会福祉協議会が共同で、避難所等に奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）を派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うこととしている。

町はこうした県の動きと連携して、医療等の体制を確保する。

6 留意事項

平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、その情報も可能な限り収集し、町災害対策本部から県等を通じて、医療・福祉関係機関へ支援を要請する。

また、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、健康面やこころのケアに留意する。

第5 住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

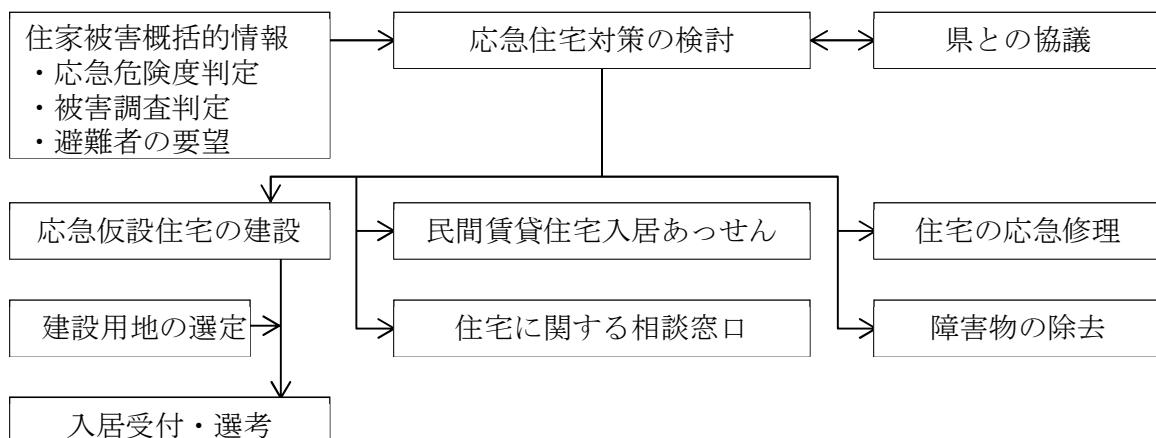
また、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

対策の体系	建築物・住宅応急対策	1 住居障害物の除去 2 被災住宅の応急修理 3 応急仮設住宅の建設 4 公営住宅等への一時入居 5 住居に関する相談窓口の設置等
-------	------------	---

■応急対策の流れ



1 住居障害物の除去

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施する。

ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

(1) 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

(2) 除去作業とその範囲

施設資材班は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

必要に応じて、受援・庶務班を通じて県へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等

を要請する。

(4) その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、「第8 廃棄物の処理等」の「3 がれき処理」による。

2 被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

(2) 修理作業

ア 災害救助法が適用された場合、知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。

災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

施設資材班は、これに協力する。

イ 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

(3) 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

(4) 空家等

町は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

3 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

災害救助法が適用されない場合は、町が応急仮設住宅を設置するが、必要に応じて、県に支援を要請する。

(1) 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

(2) 応急仮設住宅建設用地

施設資材班は、本部事務局班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定し、県と調整する。

なお、不足する場合は、県と連携して、他市町村での建設場所について検討・要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

- ア 県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、(社) プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。
- イ 施設資材班は、県に対し、災害の状況に応じて、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請する。
- ウ 施設資材班は、県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- エ 災害救助法適用による応急仮設住宅の着工時期は災害発生より20日以内とし、供与期間は原則として完成の日から2年以内とする。

(4) 入居者の選定と配慮事項

- ア 入居者の選定は、県の委任により、施設資材班が行う。
- イ 選定に当たっては、高齢者や障がい者等を優先する。
- ウ 高齢者や障害者等の過度な集中を避け、できるだけ多様な入居者層を選定する。
- エ 入居後の高齢者や障害者等への巡回相談、安否確認体制を整える。

(5) 応急仮設住宅の管理

施設資材班は、県の委任により、応急仮設住宅の管理を実施する。

なお、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受け入れに配慮する。

4 公営住宅等への一時入居

施設資材班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の一時使用の措置を講じる。

期間は、「災害救助法」の基準に準じるが、おおむね応急仮設住宅が建設されるまでとする。

5 住宅に関する相談窓口の設置等

施設資材班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

なお、費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、県・国・協力団体等と連携し、建築・補修業者の広域的確保と費用の適正化の確保に努める。

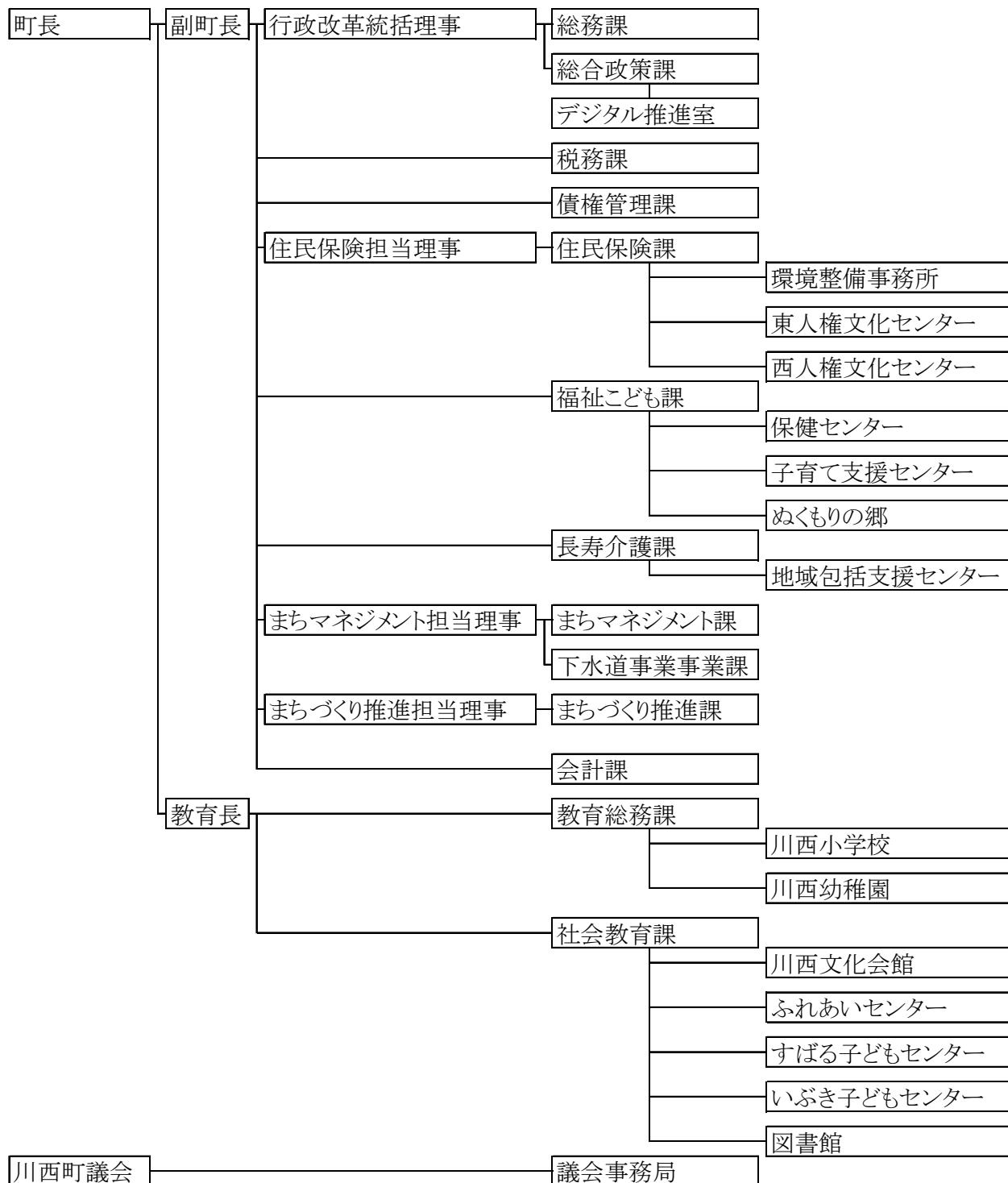
第2章 発災時の対応

項目	担当
第1 組織体制	各班、関係機関
第2 参集配備体制	各班、関係機関
第3 気象予警報等の収集・伝達	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
第4 警戒活動	施設資材班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関
第5 情報の収集・伝達	本部事務局班、各班、関係機関
第6 災害広報・広聴対策	本部事務局班、関係機関
第7 応援の要請・受け入れ	本部事務局班、関係機関
第8 自衛隊災害派遣の要請要求・受け入れ	本部事務局班
第9 救助・救急活動	本部事務局班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、川西町消防団、関係機関
第10 医療救護活動	救護厚生班、奈良県広域消防組合、関係機関
第11 公共土木施設等・公共建築物応急対策	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、教育総務班、関係機関
第12 緊急輸送活動・交通規制	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
第13 災害救助法の適用	本部事務局班、救護厚生班、関係機関
第14 緊急物資の供給	本部事務局班、施設資材班、磯城郡水道企業団
第15 防疫・保健衛生活動	救護厚生班、関係機関
第16 ライフライン等の確保	施設資材班、磯城郡水道企業団、関係機関
第17 農林関係応急対策	施設資材班、関係機関
第18 応急教育等	教育総務班、救護厚生班
第19 遺体の収容・処理及び火葬等	救護厚生班、関係機関
第20 廃棄物の処理等	救護厚生班、施設資材班、関係機関
第21 ボランティア等自発的支援の受け入れ	受援庶務班、救護厚生班、社会福祉協議会、関係機関
第22 文化財応急対策	教育総務班
第23 社会秩序の維持	本部事務局班、関係機関
第24 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部事務局班

第1 組織体制

町は、町域内に災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織体制をとる。

■町の組織図



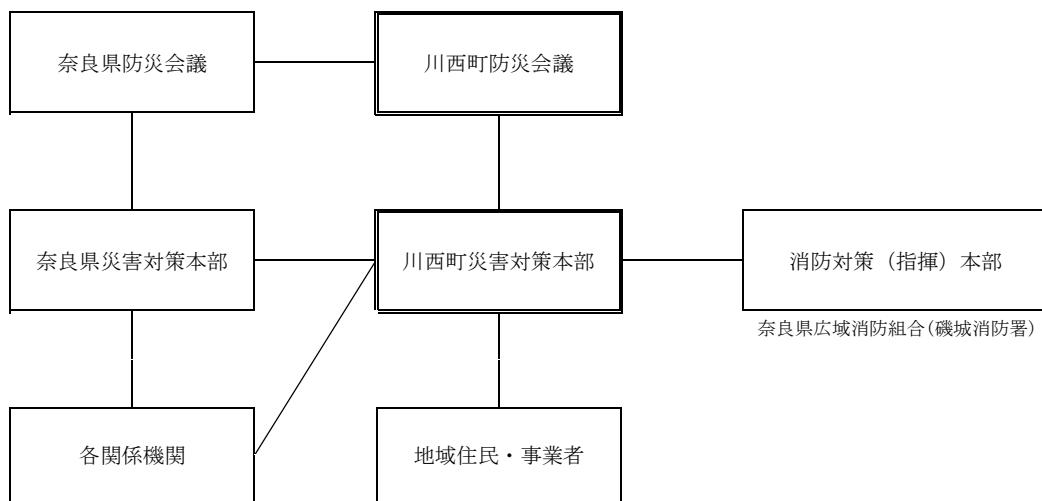
《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

対策の体系	組織体制	1 川西町防災会議	
		2 災害警戒本部	
3 災害対策本部			
4 現地災害対策本部			
5 本部の組織及び事務分掌			

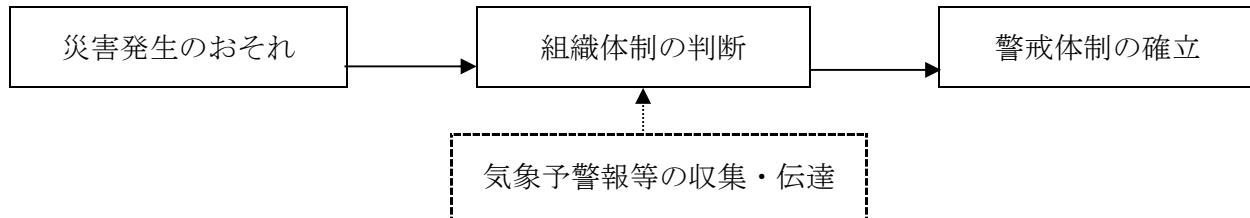
1 川西町防災会議

「災害対策基本法第16条」及び「川西町防災会議条例」に基づいてこの会議を設置する。町域に係る防災に関する基本方針の決定並びに町の業務を中心とした町域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施を図るとともに、災害の情報収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。



2 災害警戒本部

■応急対策の流れ



町は、災害対策本部設置以前の体制として、災害警戒本部をもって災害の警戒にあたり、情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

災害警戒本部は、災害発生のおそれが解消した場合、及び町長がその必要がないと認めた場合、廃止する。また、災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

町長は、警戒体制を設置した場合または廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

3 災害対策本部

■応急対策の流れ



川西町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、強力に防災活動を推進する必要があると認めるとき、町長は「災害対策基本法」及び「川西町災害対策本部条例」に基づき、川西町災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び運営等については、「川西町災害対策本部の編成及び事務分掌」に基づくものとする。

(1) 設置基準

災害対策本部体制は、以下の配備基準に基づいて、各職員が班・係に分かれて情報連絡活動及び災害応急対策を実施する体制として、災害対策本部を本庁舎会議室に設置する。なお、動員区分は、**2班動員**、場合により**全員動員**を行う。

○**2班動員**：相当規模の災害が発生したとき、または発生することが予想される場合。あるいは小規模な災害が数箇所で発生した場合。

○**全員動員**：大規模な災害が発生したとき、または発生することが予想される場合。

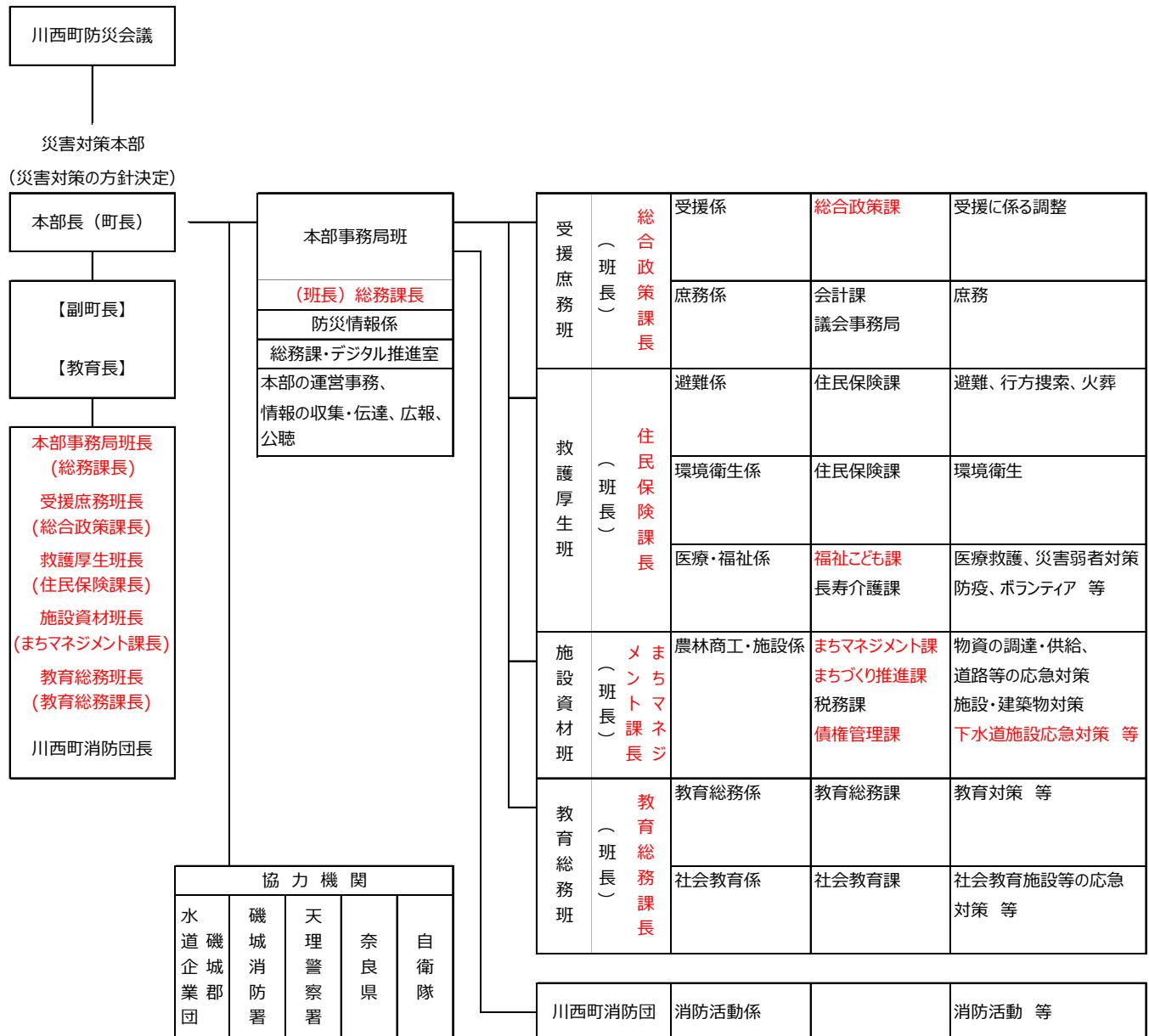
(2) 廃止基準

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したとき。

(3) 組織及び運営

川西町災害対策本部の組織図は、次のとおりとする。

■川西町災害対策本部の組織図



ア 災害対策本部の組織

他災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

イ 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または一部の本部員との協議をもってこれに代える

なお、本部員が出席できないときは、副部長その他の部員が代理出席する

① 構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである

なお、消防署長、消防団長は、あらかじめ併任手續をとつておくものとする。

■本部会議の構成員

本部長	町長
副本部長	副町長
	教育長
本部員	本部事務局班長 総務課長
	受援・庶務班長 総合政策課長
	救護厚生班長 住民保険課長
	施設資材班長 まちマネジメント課長
	教育総務班長 教育総務課長
	川西町消防団長

協力機関	磯城郡水道企業団
	磯城消防署
	天理警察署
	奈良県
	自衛隊

本部事務局班	総務課、デジタル推進室
受援・庶務班	総合政策課、会計課、議会事務局
救護厚生班	住民保険課、福祉こども課、長寿介護課
施設資材班	まちマネジメント課、まちづくり推進課、税務課、債権管理課
教育総務班	教育総務課、社会教育課
磯城郡水道企業団	

② 協議事項

- a 災害予防、災害応急対策に関すること。
- b 動員・配備体制に関すること。
- c 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- d 各部間調整事項に関すること。
- e 住民への避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。
- f 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- g 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- h 他の市町村への応援要請に関すること。
- i 災害救助法の適用要請に関すること。
- j 激甚災害の指定の要請に関すること。
- k 災害復旧・復興に関すること。
- l その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

③ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は本部事務局班（広報・庶務係）が行う。

(4) 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、**本部事務局班長**は各班相互間の連絡調整を迅速に行う。

(4) 設置及び廃止の通知

町長が災害対策本部を設置または廃止した場合、本部事務局班は、連絡員を通じて各班、知事、関係機関、報道機関に連絡するとともに、各自治会長及び消防団各分団に対しては電話、川西町防災行政無線等による放送連絡、並びに**要配慮者**への周知徹底の協力を要請する。

(5) 災害対策本部の設置場所

本部は、「町役場本庁舎会議室」に設置する。

ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、または災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。

この場合、各班、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、本部事務局班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

(6) 標識等

ア 災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「川西町災害対策本部」の標識を掲示する。

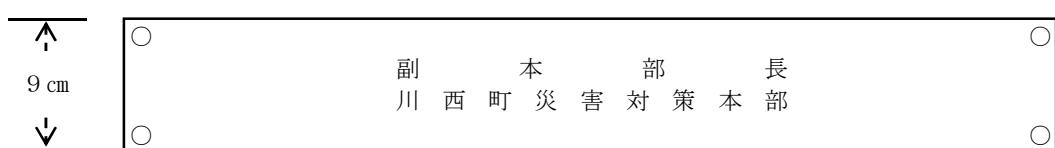
イ 本部長、副本部長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、以下に示した所定の規格による腕章を着用する。

(黄字に黒文字)

① 本部長が着用する腕章



② 副本部長が着用する腕章



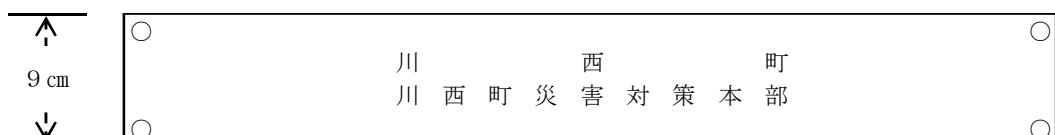
③ 本部員が着用する腕章



④ 班長が着用する腕章



⑤ 班員が着用する腕章



⑥ 自動車用標識（赤字に白文字）



(7) 職務・権限の代行

ア 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長、総務課長の順位で代行する。

イ 本部員（各課長）の代行は、各課においてあらかじめ指名した主幹及び課長補佐 その他の課員が行う。

(8) 対策の実施

各班は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

(9) 県が派遣する災害時緊急連絡員との情報共有

県は、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に災害時緊急連絡員を派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するとしている。

町は、県が派遣する災害時緊急連絡員との情報共有を図る。

4 現地災害対策本部

本部長は、災害応急対策を局地的または特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弹力的に構成する。

(1) 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

5 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

担当		事務分掌	
【班名】 ○責任者	【係名】 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
【災害対策本部】 本部長 副本部長 本部員 町長 副町長 教育長 本部事務局班長 受援庶務班長 救護厚生班長 施設資材班長 教育総務班長 川西町消防団長	【防災情報係】 総務課長 デジタル推進室長	災害対策本部の設置等	① 災害対策本部の設置及び解散に関すること (以下「に関すること」省略) ② 本部事務局、班の設置 ③ 防災会議の招集 ④ 職員の招集、解散 ⑤ 自衛隊の災害派遣要請（県を通じて） ⑥ 避難指示等の実施 ⑦ 大規模災害情報（災害救助法適用の判断に必要な基礎資料）の県への報告 ⑧ 災害救助法の適用申請
		応援要請	
		避難指示	
		災害救助法	⑦ 大規模災害情報（災害救助法適用の判断に必要な基礎資料）の県への報告 ⑧ 災害救助法の適用申請
		連絡調整	① 災害対策本部及び各班との連絡調整 ② 防災関係機関・協力団体との連絡調整 ③ 災害に関する議会との連絡
		経理	④ 災害応急対策関係経費の支払い ⑤ 災害に関する予算措置
		公務災害	⑥ 動員職員等の公務災害
		情報の収集	⑦ 気象予警報等の受理 ⑧ 職員の出動状況の把握及び記録 ⑨ 早期災害情報の収集 ⑩ 被害状況調査結果のとりまとめ ⑪ 他市町村との情報交換 ⑫ 各班の応急対策実施状況の把握
		情報の伝達	⑬ 気象予警報等の伝達 ⑭ 防災行政無線の運用 ⑮ 通信施設の状況把握 ⑯ 災害時優先電話等災害用有線施設の活用 ⑰ 災害概況即報（早期災害情報）、被害状況即報（被害状況調査結果）等被害状況の県への報告 ⑱ 応急対策実施状況の県への報告
		自衛隊受入れ	⑯ 自衛隊の受入れ体制の準備
		消（水）防	⑳ 磐城消防署との連絡 ㉑ 消防用資機材の調達 ㉒ 消防活動の支援 ㉓ 水防情報の収集及び県、防災関係機関への周知 ㉔ 水防用資機材の調達 ㉕ 水防活動の支援 ㉖ 防災関係機関等への通報
		広報	㉗ 庁内広報 ㉘ 住民への広報活動 ㉙ ボランティアの募集 ㉚ 外国人に対する広報 ㉛ 報道機関に対する発表 ㉜ 災害写真の撮影及び収集・整理 ㉝ 義援物資の募集
		公聴	㉞ 自治会、自主防災組織との連絡 ㉟ 住民相談窓口の設置と公聴活動

第3編 応急対策計画

第2章 発災時の対応

担当		事務分掌	
【班名】 ○責任者	【係名】 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
【受援庶務班】 ○班長 総合政策課長	【受援係】 ○総合政策課長	受援	① 県、他市町村、防災関係機関・協力団体等への応援要請 ② 応急救助のための労働者の確保（県を通じて） ③ 被害状況の記録 ④ 義援金の受付・保管
	【庶務係】 ○会計課長	庶務	⑤ 町保有車両の確保、民間保有車両の借り上げ ⑥ 緊急通行車両の事前届出 ⑦ 各班への配車
	議会事務局長	車両の確保	
【救護厚生班】 ○班長 住民保険課長	【避難係】 ○住民保険課管理職	避難	① 避難時における指示及び誘導 ② 一時避難所・避難所の開設及び運営 ③ 一時避難所・避難所開設の公示と県への報告 ④ 避難者の移送及び転出 ⑤ 個別避難状況の把握
		遺体の搜索・処理・火葬	⑥ 遺体の搜索（警察と連携協力） ⑦ 遺体の保存に必要な物品の調達 ⑧ 遺体の処理、火葬 ⑨ 遺体の搬送（広域火葬）
		環境衛生	⑩ し尿、生活ごみ、がれきの収集・処理 ⑪ 入浴サービスの実施 ⑫ 仮設トイレの設置 ⑬ 廃棄物処理施設の被害状況調査 ⑭ 廃棄物処理施設の応急復旧
	【医療福祉係】 ○福祉こども課長 長寿介護課長	ボランティア対策	⑮ 防災関係団体等へのボランティア確保の協力依頼 ⑯ 災害ボランティアセンターの設置 ⑰ ボランティアの受入れ及び活動支援
		災害時要援護者（要配慮者）対策	⑱ 災害時要援護者（要配慮者）への情報伝達（防災情報係と連携協力） ⑲ 災害時要援護者（要配慮者）への避難誘導（避難係と連携協力） ⑳ 災害時要援護者（要配慮者）の安否確認及び被災状況調査 ㉑ 災害時要援護者（要配慮者）が必要とする食料・生活必需品の調達及び供給（物資供給係と連携）
		防疫	㉒ 防疫班の編成 ㉓ 防疫用資機材の調達 ㉔ 防疫活動の実施 ㉕ 感染症患者の収容 ㉖ 防疫措置の報告 ㉗ 県の行う愛玩動物の保護・収容への協力
	医療救護		㉘ 医療救護班の編成 ㉙ 医療品、医療救護資機材の確保 ㉚ 医療救護・助産活動の実施 ㉛ 救護所の開設 ㉜ 負傷者の搬送 ㉝ 医療施設の被害状況調査 ㉞ 避難所におけるメンタルヘルスケア

担当		事務分掌	
【班名】 ○責任者	【係名】 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
【施設資材班】 ○班長 まちマネジメント課長	【農林商工・施設係】 ○まちマネジメント課長 まちづくり推進課長 税務課長	物資の調達・供給	① 食料・生活必需品の調達及び供給 ② 食料・生活必需品の調達・供給状況の報告 ③ 炊き出しの実施（学校給食センターと連携協力） ④ 義援物資の受付、保管、配分、避難所等への搬送
		農林業対策	⑤ 農林業の被害状況調査 ⑥ 農林業施設の応急対策
		道路等の応急対策	⑦ 道路、橋梁、河川管理施設等の被害状況調査 ⑧ 道路、橋梁、河川管理施設等の応急復旧 ⑨ 復旧資機材の調達
		道路交通対策	⑩ 近隣市町との道路交通情報の連絡 ⑪ 交通規制の実施と迂回誘導 ⑫ 交通規制情報の周知（広報・庶務係と連携協力） ⑬ 緊急交通路の確保 ⑭ 道路占用施設管理者との情報連絡
		町営住宅及び施設対策	⑮ 町営住宅の応急修理 ⑯ 管理施設の被害状況調査と被害建物応急危険度判定の実施 ⑰ 管理施設の応急復旧
		一般建築物対策	⑱ 一般建築物の被害状況調査と被災建物応急危険度判定の実施 ⑲ 宅地被害状況調査と被災宅地危険度判定の実施 ⑳ 応急仮設住宅の建設（災害救助法が不適用の場合） ㉑ 応急仮設住宅への入居選定 ㉒ 建設資材の調達（災害救助法が不適用の場合）
		ため池対策	㉓ ため池管理者との連絡調整
		応急給水対策	㉔ 応急給水活動
		下水道施設の応急対策	㉕ 下水道施設の被害状況調査 ㉖ 下水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
		り災証明書	㉗ り災証明書の発行
【教育総務班】 ○班長 教育総務課長	【教育総務係】 ○教育総務課長	教育対策	① 災害情報の収集と学校等への伝達 ② 学校施設、児童・生徒等の被害状況調査 ③ 学校等に対する避難所開設の依頼 ④ 応急教育の実施 ⑤ 就学援助 ⑥ 学校等におけるメンタルヘルスケア（救護厚生班と連携協力）
		【社会教育係】 ○社会教育課長	① 社会教育施設の被害状況調査 ② 社会教育施設に対する避難所開設の依頼 ③ 文化財の被害状況調査と県教育委員会への通報
担当		事務分掌	
【川西町消防団】 ○団長	【消防活動係】	① 水防活動 ② 火災防御 ③ 救助活動 ④ 災害時の行方不明者の捜索	

第2 参集配備体制

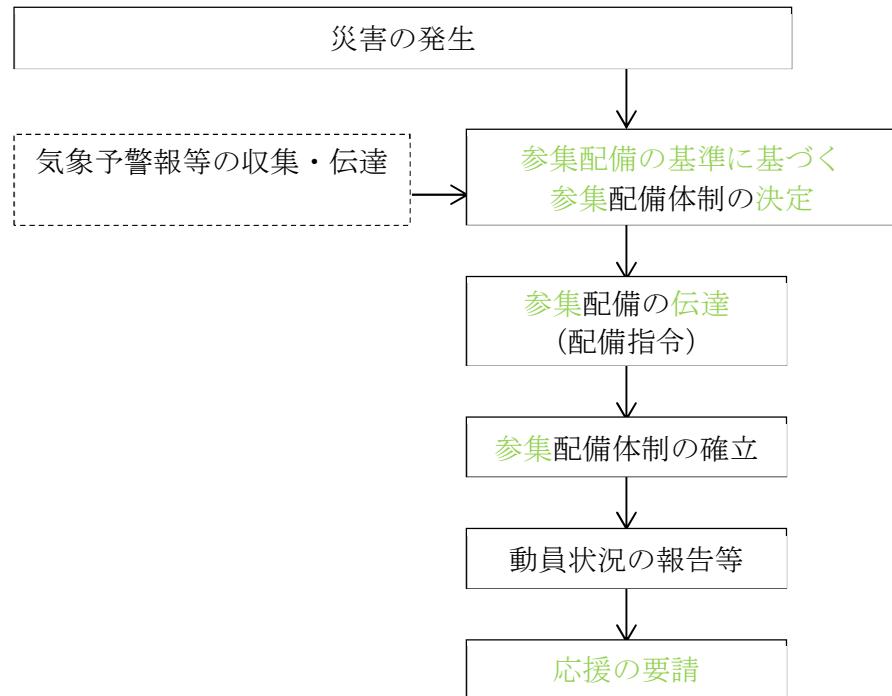
迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況または発生すると予測される状況に応じて参集配備を行う。

《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

対策の体系	参集配備体制	1 参集配備の基準	
		2 指揮系統	
3 任務分担と活動			
4 参集方法			
5 動員状況の報告等			
6 応援の要請			
7 参集時の留意事項			
8 福利厚生			

■応急対策の流れ



1 参集配備の基準

災害の発生の状況や被害の規模に応じた参集配備を行う。参集配備は、あらかじめ定めた警報班（5班、職員約16人規模）を基本単位として実施する。

参集配備体制の基準は次の通りとする。

■参集配備の基準

	警戒レベル2相当	警戒レベル3相当	警戒レベル4相当	警戒レベル5相当
本部	一	警戒本部の設置	災害対策本部 の設置	
区分	待機体制	1班動員体制	2班動員体制	全員動員体制
	時間内 時間外			
	総務課、消防団など必要最低限で	総務課長があらかじめ指定した職員	警報班1個班 警報班2個班(当番及び次班) 総務課(管理職以上及び防災担当者) まちマネジメント課(管理職以上)	全員
	数名	約16名	約40名	約80名
風水害編	以下のいずれかに該当した上、総務課長が必要と認めたとき または、総務課長が必要と認めたとき	以下のいずれかに該当した上、町長が必要と認めたとき または、町長が必要と認めたとき	以下のいずれかに該当した上、町長が必要と認めたとき または、町長が必要と認めたとき	以下のいずれかに該当した上、町長が必要と認めたとき または、町長が必要と認めたとき
	①大雨又は洪水注意報が発表されたとき。 ②氾濫注意情報が通知されたとき。 ③台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合。	①大雨又は洪水、暴風警報が発表されたとき。 ②氾濫警戒情報(警戒レベル3)が通知されたとき。 ③台風が近畿地方に接近し、奈良県を通過するおそれがある場合。	①大雨及び洪水警報が発表されたとき。 ②氾濫危険情報(警戒レベル4)が通知されたとき。 ③台風が近畿地方に接近し、奈良県を通過するおそれがある場合。	①大雨特別警報が発表されたとき。 ②氾濫発生情報(警戒レベル5)が通知されたとき。 ③小規模な災害が発生したとき、あるいは発生することが予想される場合。 ④相当規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合。
活動内容	・気象情報、災害情報の収集整理 ・関係機関連絡網の確認 ・次の体制への移行準備	・気象情報、災害情報の収集整理 ・関係機関との連絡調整等 ・現地パトロール等 ・一時避難所の開設検討（対象地域の自治会長に連絡） ・指定避難所の開設検討（対象地域の自治会長に連絡） ・高齢者等避難発令	・気象情報、災害情報の収集整理 ・関係機関との連絡調整等 ・現地パトロール等 ・一時避難所を開設 ・指定避難所の開設 ・避難指示発令	・災害応急対策を実施 ・指定避難所の開設 ・緊急安全確保発令
避難情報との関係	一	・高齢者等避難発令の目安	・避難指示発令の目安	・緊急安全確保発令の目安
指定避難所の開設	・あらかじめ指定してある指定避難所派遣職員の事前確認	・指定避難所派遣職員の配備	・指定避難所開設	

2 指揮系統

- (1) 待機体制では、参集した職員（必要最低限の人数で）に対し、総務課長が指揮をとる。
- (2) 2班動員体制、全員動員体制では、班長が自らの班の参集までの指揮をとり、参集後は、災害対策本部長の指揮下に入る。

3 任務分担と活動

体制ごとに以下の任務分担に基づき活動する。任務分担は基本的なものであり、災害の事態の変化に応じ柔軟な対応を図る。

- (1) 待機体制では、災害対応に必要な最低限の職員で、情報収集連絡、警戒パトロール等を中心に行う。
- (2) 1班動員体制では班長が、2班動員体制では本部長が災害の事態に対応するチーム（全体統括、情報収集・分析、広報・問い合わせ対応、避難所担当、応急対策準備などの任務分担）を編成し、活動を行う。
- (3) 全員動員体制は、災害対策本部の組織体制で定める任務分担に基づき、活動を行う。

4 参集方法

参集方法は以下のとおりとする。

(1) 勤務時間内

ア 待機体制

総務課、消防団など必要最低限の職員が参集する。伝達は、在庁する職員間で行う。

イ 1班、2班、全員動員体制

参集配備体制の基準に沿って、警報班の職員が参集する。

各警報班の班長が、班の職員に対し、各課の内線電話を利用して参集の伝達を行う。

班の職員は指定の場所に参集する。

(2) 勤務時間外

ア 待機体制

あらかじめ指定した職員が参集する。伝達は、あらかじめ定めた連絡方法で総務課が行う。

イ 1班、2班、全員動員体制

参集配備体制の基準に沿って、警報班の職員が参集する。

役場の宿日直員が、警報班の班長に連絡する。連絡を受けた警報班の班長は、電話その他あらゆる手段を使って、参集の伝達を行う。班の職員は本庁舎会議室に参集する。

5 動員状況の報告等

(1) 動員状況の報告

ア すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を本部事務局班へ報告する。

ウ 本部事務局班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やか

に県に報告する。

(2) 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と町災害対策本部との連絡にあたる。

(3) 人員の確保

各班長は、各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を**本部事務局班長**に要請する。

この場合、**本部事務局班長**は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(4) 日常業務の機能確保

業務継続計画に基づき、日常業務機能の確保に努める。

6 応援の要請

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第7 応援の要請・受け入れ に準ずる。

7 参集時の留意事項

(1) 災害時における職員の服務

ア 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

イ 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生しましたは発生するおそれのあることを知った場合は、**川西町役場に参集しなければならない**。

(2) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集する。

ア 公務のため管外出張中の場合

イ 職員自身が災害発生時に療養中または災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

ウ 親族に死亡者または重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

エ 自宅から火災が発生しましたは周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

オ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

カ 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合

キ その他事情により、特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

8 福利厚生

本部事務局班長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力の持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受け入れに際しては、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊及び仮眠施設等の確保

第3編 応急対策計画
第2章 発災時の対応

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

(2) 食料等の調達

本部事務局班は、救護厚生班と協議のうえ、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。

なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

(3) 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各班の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3 気象予警報等の収集・伝達

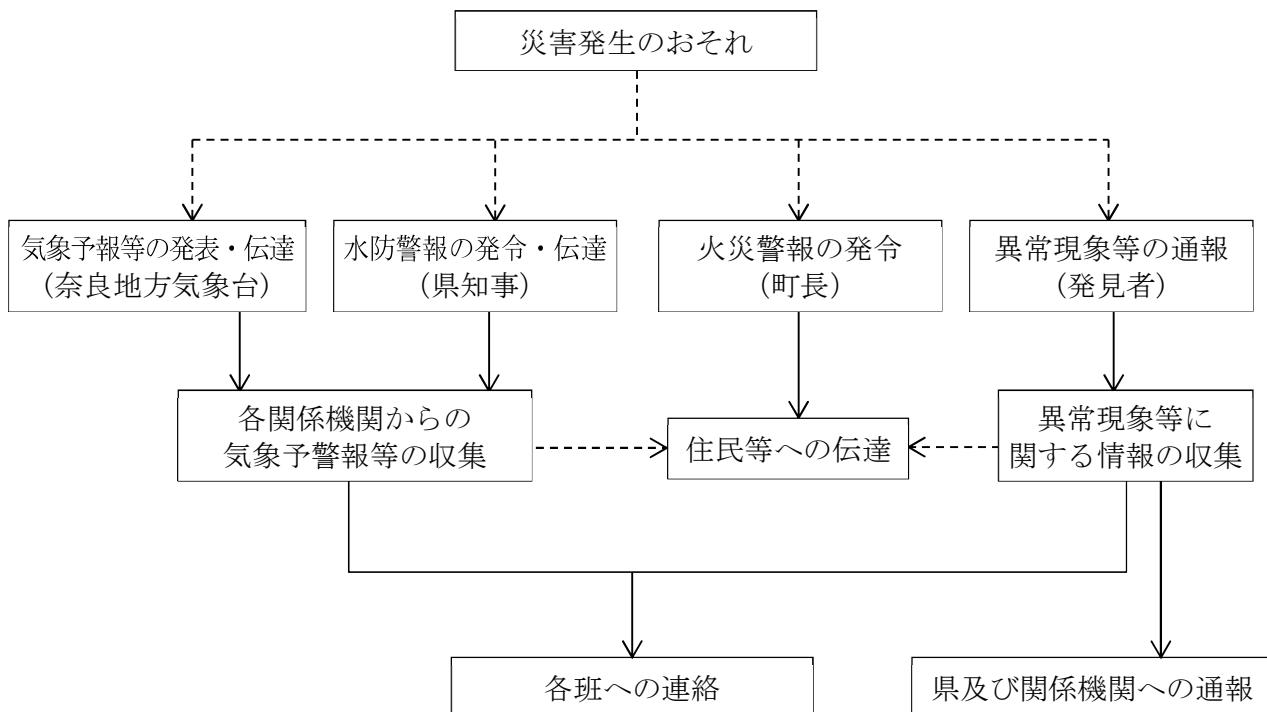
奈良地方気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路・方法によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
----	-------------------------

対策の体系	気象予警報等の収集・伝達	1 情報の収集 2 情報の伝達系統
-------	--------------	----------------------

■応急対策の流れ



1 情報の収集

(1) 実務担当者

災害に係わる情報の伝達業務の実施は、本部事務局班とする。

(2) 気象予警報等の種類

ア 気象、地象、水象

奈良地方気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

注意報及び警報は、二次細分区域毎（原則、市町村毎）に発表する。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、北西部等の名称による場合がある。

■区域区分図（気象庁）



気象庁による発表基準

奈良地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報の種類及びその基準は次表のとおりである。

なお、警報や注意報は、気象要素(雨量、風速など)が基準に達すると予想した区域に対して発表するが、大地震で地盤が緩んだりして災害発生にかかる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。

また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

■警報・注意報等の発表基準（奈良地方気象台）

(令和5年6月8日現在)

川西町	府県予報区	奈良県	
	一次細分区分	北部	
	市町村等をまとめた地域	北西部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	波浪	—	
	高潮	—	
警報	大雨	表面雨量指基準※1	16
		土壤雨量指基準※2	—
	洪水	流域雨量指基準	大和川流域=24.6, 曽我川流域=26, 飛鳥川流域=13.6, 寺川流域=17.9
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [坂東]
		平均風速	20m/s
		平均風速	20m/s 雪を伴う
	暴風	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	暴風雪	有義波高	—
	高潮	潮位	—
注意報	大雨	表面雨量指基準※1	10
		土壤雨量指基準※2	136
	洪水	流域雨量指基準	大和川流域=19.6, 曽我川流域=20.8, 飛鳥川流域=10.8, 寺川流域=14.3
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [坂東]
		平均風速	12m/s
	強風	平均風速	12m/s 雪を伴う
	風雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	大雪	有義波高	—
	波浪	潮位	—
	高潮	落雷等により被害が予想される場合	
	雷	—	
	融雪	視程	100m
	濃霧	最小湿度 40%で、実効湿度 65%	
	乾燥	積雪の深さが 50cm 以上あり、最高気温 10°C 以上またはかなりの降雨 (気温は奈良気象台の値)	
	なだれ	最低気温が -5°C 以下 (奈良地方気象台の値)	
	低温	4月以降の晩霜	
	霜	—	
	着氷	—	
	着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、気温 -2°C ~ 2°C	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

資料：気象庁HP、気象等に関する特別警報の発表基準

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

警報・注意報発表基準一覧表（令和4年11月24日現在）、発表官署 奈良地方気象台

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/nara/ki_jun_2936100.pdf

※1：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

※2：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指數。

イ 水防警報及び水位到達情報

奈良県知事（中和土木事務所）は、水防法の規定に基づき知事が指定する河川について、水防警報及び水位到達情報を発表する。

町域を流れる河川のうち指定される河川は、大和川、飛鳥川、曾我川、寺川の4河川である。

① 水防警報

洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき水防のため必要な措置をとるよう関係水防管理者に通知されるもの。

奈良県知事が発令する水防警報の基準は次のとおりである。

■水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、または上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資器材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡回の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、または、重要な水防事態の発生が予測されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、または、事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要なる水位状況を通知する。

(但し、「待機」「準備」の2段階は省略することができる。)

資料：奈良県水防計画、第9章 水防警報及び氾濫警戒情報

<https://www.pref.nara.jp/secure/50732/01%E5%A5%88%E8%89%AF%E7%9C%8C%E6%B0%B4%E9%98%B2%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf>

② 水位到達情報

水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するもの。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、町の避難指示の発令判断の目安となる水位。）

③ 河川の指定

水防法第16条に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

■国土交通大臣の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川

河川名	区域	対象量水標	水位(m)
大和川	左岸 磯城郡川西町大字吐田字幸工門裏970番地先吐田井堰下流端から大阪府県界まで 右岸 同上	板東	水防団待機水位 2.00 はん濫注意水位 3.00 避難判断水位 3.50 (特別警戒水位) はん濫危険水位 4.10 計画高水位 5.64
曾我川	左岸 北葛城郡広陵町字大場129番3地先県道小柳橋下流端から大和川合流点まで 右岸 同上	保田	水防団待機水位 2.00 はん濫注意水位 3.00 避難判断水位 4.00 (特別警戒水位) はん濫危険水位 5.20 計画高水位 5.94

■奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川

河川名	区域	対象量水標	水位(m)
大和川	左岸 桜井市粟殿西日本旅客鉄道桜井線鉄橋から国土交通大臣が水防警報を行う指定河川との境界まで 右岸 桜井市金屋西日本旅客鉄道桜井線鉄橋から国土交通大臣が水防警報を行う指定河川との境界まで	庵治	水防団待機水位 1.60 はん濫注意水位 2.30 避難判断水位 2.60 氾濫危険水位 3.60 (洪水特別警戒水位)
飛鳥川	左岸 高市郡明日香村大字豊浦甘樅橋から大和川合流点まで 右岸 高市郡明日香村大字飛鳥甘樅橋から大和川合流点まで	東但馬	水防団待機水位 1.90 はん濫注意水位 2.70 避難判断水位 2.70 氾濫危険水位 3.20 (洪水特別警戒水位)
曾我川	左岸 御所市戸毛台橋から国土交通大臣が水防警報を行う指定河川との境界まで 右岸 同上	西但馬	水防団待機水位 2.90 はん濫注意水位 3.80 避難判断水位 5.30 氾濫危険水位 6.00 (洪水特別警戒水位)
寺川	左岸 桜井市河西天満橋から大和川合流点まで 右岸 同上	結崎	水防団待機水位 2.40 はん濫注意水位 3.80 避難判断水位 3.80 氾濫危険水位 4.20 (洪水特別警戒水位)

資料：奈良県水防計画、第9章 水防警報及び氾濫警戒情報

<https://www.pref.nara.jp/secure/50732/H30suiboukeikaku-part2.pdf>

第3編 応急対策計画
第2章 発災時の対応

ウ 火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

火災気象通報は、消防法の規定に基づいて、奈良地方気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるととき、その状況を県知事に対し通報するもので、県知事は「火災気象通報」を受けたときは直ちに町長に通報する。

火災気象通報の通報基準は、気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一である。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

② 火災警報

町長は、県知事から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、消防法22条第3項の規定に基づき、関係団体及び住民等に「火災警報」を発表する。

町は「火災警報」を発したとき、及び解除したときは、町広報車、消防車両等による火の使用制限の呼びかけを行うよう措置するとともに、県知事に対し通報する。

(2) 雨量・河川等水位情報の観測

ア 雨量の観測

本部事務局班（防災情報係）は、関係雨量観測所の情報を収集する。

イ 河川水位の観測

本部事務局班（防災情報係）は、管内河川の水位に関する情報を観測・集約する。

ウ 隣接市町との情報交換

本部事務局班（防災情報係）は、隣接市町防災担当と相互に雨量・河川等水位に関する情報の交換に努める。

(3) 異常現象の発見及び通報

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町または警察署に通報する。

イ 町長は、異常現象の通報を受けた場合、県及び関係機関に通報し、住民に対して周知徹底を図るとともに、状況に応じて警戒区域等の設定、または関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

■異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内 容
気 象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水 象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地 象	地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

(4) 気象予警報等に関する情報の収集

奈良県土砂災害・防災情報システム、奈良県防災行政通信ネットワークシステム、奈良県防災危機管理情報システム、国土交通省川の防災情報、インターネット、電話・ファクシミリ等、関係機関との連携によって収集する。

(5) 特別警報に係る措置

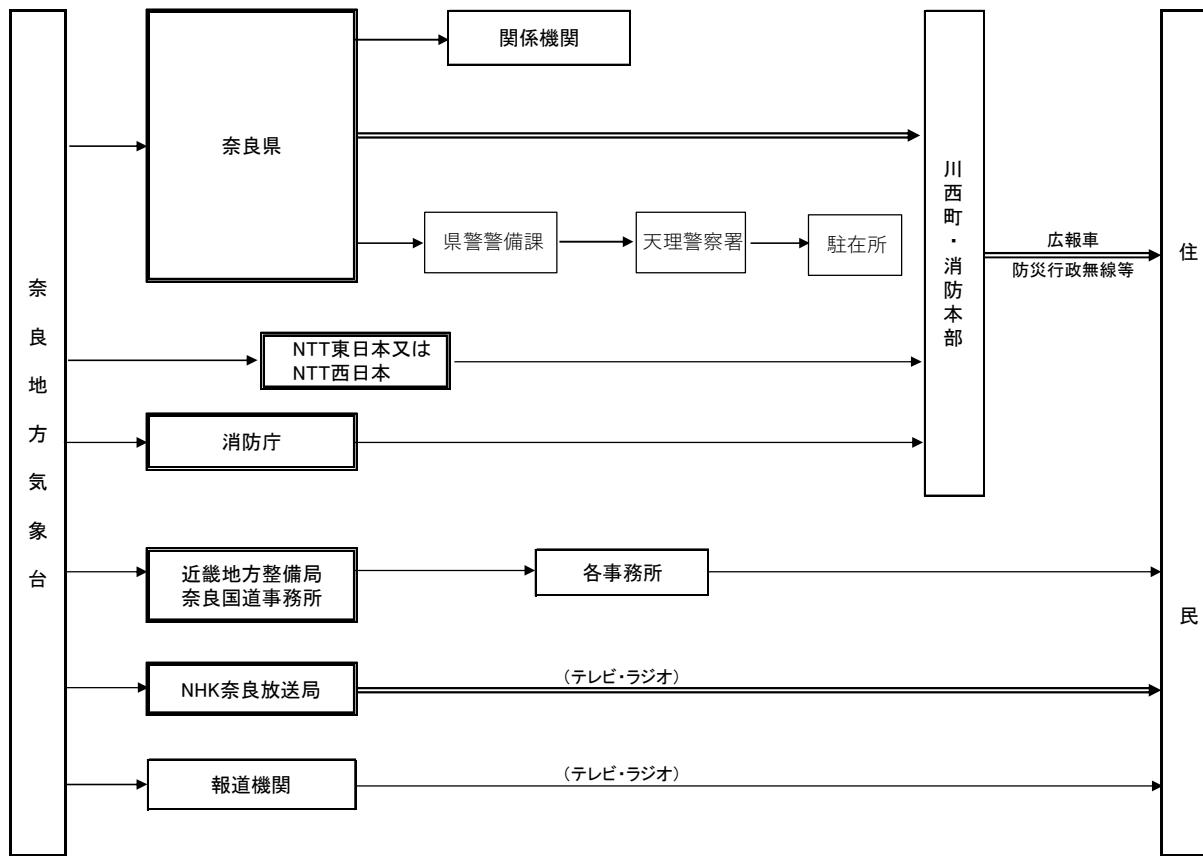
特別警報の伝達を受けた時、あるいは異常現象を覚知したときは、本計画に基づく伝達手段により、管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに、対策を講ずる。

2 情報の伝達系統

(1) 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、県が奈良地方気象台から通知を受けたとき、県各関係部から町へ奈良県防災行政通信ネットワークシステムにより通知される。

■気象予報等の伝達系統

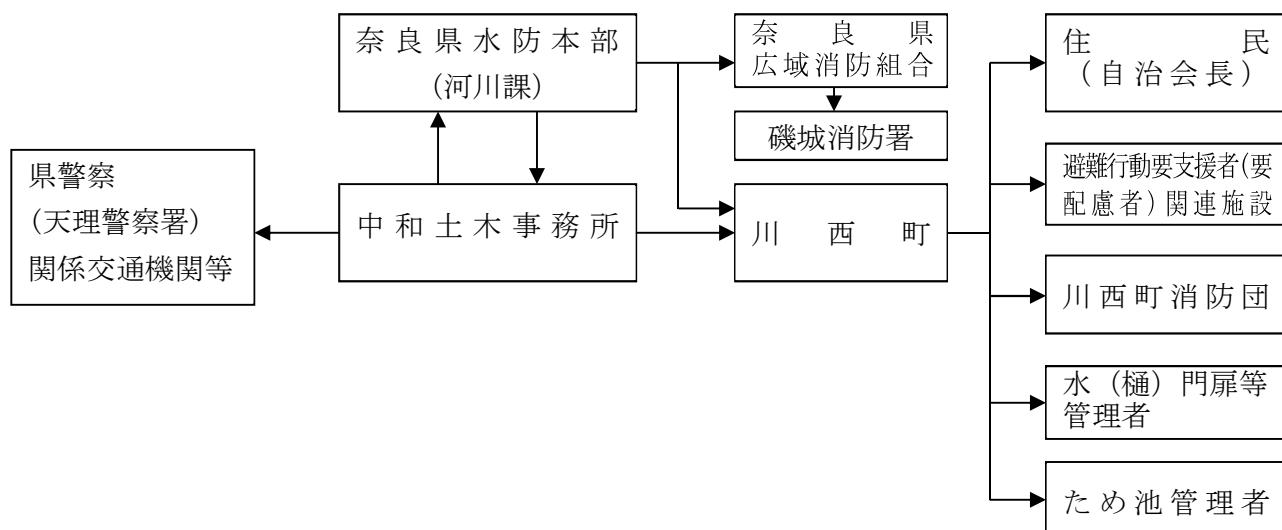


(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- (2) 水防警報及び避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の伝達経路
大和川、飛鳥川、曾我川、寺川に関する水防警報及び避難判断水位到達情報の県からの伝達経路、並びに町内における主な伝達経路は、次のとおりである。

■水防警報及び避難判断水位到達情報の伝達経路



- (3) 庁内における伝達方法

ア 勤務時間内

- ① 勤務時間内において**本部事務局班**が受けた気象予警報等は、すべて府内放送で放送する。
また、動員指定職員に対し府内メールで配信する。
- ② 気象警報、水防警報、避難判断水位到達情報、及びその他重要なものについては、あわせて電話または伝令で行う。
電話及び伝令は、動員指定職員及び災害対策本部本部員となる各班長等に対して行うが、班長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ 勤務時間外

- ① 勤務時間外において宿直担当者が受けた気象予警報、並びに異常現象発見者からの情報は、宿直担当者が動員指定班長に対し電話で連絡する。
班長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。
- ② その他の動員指定職員に対する連絡は、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

- (4) 住民への周知

気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等については、予想される事態並びにこれに対しとるべき措置もあわせて周知する。

また、周知にあたっては、**要配慮者**に配慮する。

ア 勤務時間内

- ① 勤務時間内において総務課が受けた気象予警報等は、すべて府内放送で放送する。
また、あわせて町ホームページに掲載する。

② 気象警報、水防警報、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報、及びその他重要なものについては、広報車・消防車両等による巡回広報を行う。また、あわせて各自治会長及び消防団各分団に対し電話で連絡し、川西町防災行政無線等による放送連絡、並びに要配慮者への周知徹底の協力を要請する。

③ 水防警報、避難判断水位到達情報、及びその他重要なものについては、救護厚生班が要配慮者関連施設に対し電話で連絡し、先行的な入所者・利用者の安全確保を要請する。

イ 勤務時間外

勤務時間外における住民への周知については、勤務時間内に準じて動員指定職員が行う。

第4 警戒活動

《実施担当》

担当	施設資材班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、川西町消防団、関係機関
----	-----------------------------------

対策の体系	警戒活動	1 水防活動（水防計画）
		2 消防活動（消防計画）
3 ライフライン等警戒活動		

1 水防活動（水防計画）

この計画は「水防法第32条」に基づき、洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として、本町域の河川及びため池等に対する水防上必要な事項を示したものである。

(1) 実施担当者

水防対策に係わる業務の実施担当者は、川西町消防団、施設資材班及び**本部事務局班**とする。

(2) 水防管理団体の責任

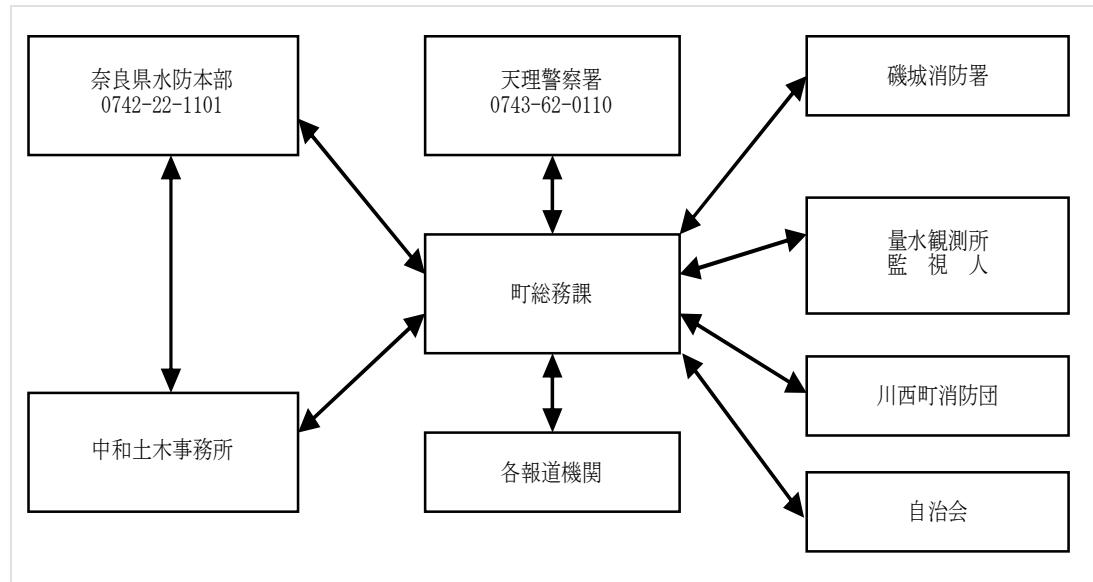
水防本部長（災害対策本部長）は「水防法」の定めるところに従い、水防組織を整備して水防活動を行い、水防施設、資材器具を整備し、水防に関する行為を十分に果たさなければならない。

(3) 水防体制

ア 要水防区域

管内の水防区域のうち、洪水の公益上に及ぼす影響のとくに大きい区域を、要水防区域とする。

イ 水防通信連絡系統



(4) 気象状況とその措置

県より注意報及び警報の伝達を受けたときは、水防本部は気象台及び中和土木事務所と連絡をとるとともに、速やかに水防通信連絡系統を通じて管内の住民及び関係機関に周知徹底する。

(5) 水位の通報

次に掲げる場合、分団長は団長に、団長は町長（災害対策本部長）に通報するものとする。

ア 報告とその間隔

- ・気象注意報発表時の水位
- ・通報水位に達したときよりこの水位が下がるまでの間、各時間毎
- ・警戒水位に達したとき
- ・最高水位
- ・警戒水位を下ったとき
- ・通報水位を下ったとき

イ 報告様式

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を電話、防災行政無線にて報告する。

ウ 水防活動用予警報

この種類及び内容は、「情報収集・伝達計画 水防警報等」に示したとおりである。

エ 水防活動用予警報

ため池、調整池、井堰等の管理者（操作担当者を含む）は平時から工作物の点検をなし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象状況の通知を受けた場合又は河川が通報水位又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに、非常の場合は直ちに水防本部長に報告することとする。

水防本部長は、河川にあっては中和土木事務所長に、ため池にあっては県農村振興課長に、大和川にあたっては国土交通省大和川河川事務所に通知し、相互に密接な連絡をとり適切な措置を講ずることとする。

(6) 輸送

水防に要する輸送については施設資材班がこれに当たるとともに、被害程度、規模等により町所有の車両だけで不足するときは、輸送業者等の民間所有の車両を借り上げて実施するものとする。

施設資材班は、必要資材、作業要員又は避難者の運搬と輸送に当たるものとする。

(7) 日常業務の機能確保

「水防法第25、26条」に基づき堤防その他の施設が決壊したときは、水防本部長は直ちにその旨を中和土木事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報するとともに、被害が拡大しないよう努めなければならない。

(8) 避難のための立ち退き

「水防法第29条」の規定による立ち退きの指示は、避難命令サイレン、警鐘、電話、口

第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応

頭等で最も迅速な方法をもって行うほか、避難者の誘導及び救助は本部事務局班の一部が当たる。

(9) 費用負担と公用負担

ア 費用負担

町においてその管轄区域の水防に要する費用は、「水防法第41条」により町が負担するものとする。ただし、他の水防団に対する応援のため要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。町の水防によって著しく利益を受ける市町村は、その水防に要する費用の一部を負担するものとする。

イ 公用負担

① 公用負担の権限委任証明書

「水防法第28条第1項」の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長又は消防団長にあってその資格を示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを掲示しなければならない。

ただし、公用負担命令権限発令者は消防職員にあっては現場指揮隊長以上、消防団にあっては分団長以上の者を指名するものとする。

② 公用負担の証票

「水防法第28条第1項」の規定により公費負担の権限を行使したときは、公用負担命令票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(10) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ水防警報の必要がなくなって水防解除を命じたときは、水防本部長はこれを一般に周知させるとともに、中和土木事務所に対してその旨を報告するものとする。

(11) 水防報告と水防記録

災害対策本部（水防本部を兼ねる）の各機関は、下記の場合には町長（災害対策本部長）に速報するものとする。

- ・通報水位に達したときから時間的増水状況
- ・巡回連絡員を配置したとき。
- ・堤防が決壊したとき。
- ・区域内住民に水害の危険が切迫したとき。
- ・水防作業を開始したとき。
- ・道路、橋梁、家屋等の流失、倒壊、決壊が生じたとき。
- ・死傷者が生じたとき。
- ・水防作業を終了したとき。
- ・その他必要と認める事項が生じたとき。

災害対策本部長（水防本部長を兼ねる）は水防活動が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて様式集第1号様式水防実施状況報告書により中和土木事務所に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管するものとする。

(12) 非常通報

ア 無線電話による非常通信取扱い

無線電話取扱規程（「電波法第52条」）に定める方法により運用すること。

イ その他の通信施設

・警察電話

・携帯電話

・近距離連絡のため自動車、自転車及び伝令を配備しておくものとする。

ウ 町長はあらかじめ通信施設の責任者と通信使用について協議しておくものとする。

2 消防活動（消防計画）

この計画は、「消防組織法」並びに「消防法」などの消防関係法令に基づき、住民の生命と財産を火災から保護するため、消防機能を高度に活用してその被害を軽減することを目的とするものである。

(1) 実施担当者

消防対策に係わる業務の実施は、奈良県広域消防組合、川西町消防団とする。

(2) 火災防御体制

管内において火災が発生した場合は、次による防衛体制とする。

ア 通常時の防衛体制

① 磐城消防署の出動体制

a 出動体制にあっては、奈良県広域消防組合警防規程によるものとする。

② 川西町消防団の出動体制

a 火災等災害発生している地域を管轄する分団をもって当たるものとする。

b 上記aで対応出来ないときは、近隣分団の応援を要請する。

③ 動員体制

火災等災害の規模が拡大するおそれのある場合は、消防署員（非番者）及び消防団員を動員して、防衛活動及び警備体制に万全を期するものとする。

a 奈良県広域消防組合職員の召集方法

・奈良県広域消防組合職員非常招集規程に基づき召集する。

b 川西町消防団員数及び召集方法

(ア) 川西町消防団員数

（令和5年10月1日現在）

団長	副団長	第1分団	第2分団	計
1名	2名	19名	16名	38名

(イ) 川西町消防団の召集方法

川西町消防団長の指示で磐城消防署は、出動分団の責任者に防災無線等にて出動連絡する。

④ 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、火災等災害発生に関し、奈良県広域消防組合警防規程により設置

するものとする。

イ 異常時の火災防御体制

① 大火災時の防御

乾燥及び強風などの気象条件で、火災の規模が大火である場合は、以下に示した火災防御対策を講じる。

② 磐城消防署の出動体制

a 出動体制にあっては、奈良県広域消防組合警防規程によるものとする。

③ 川西町消防団の出動体制

a 川西町消防団に配備されている全ての資機材及び全消防団員をもって当たるものとする。

④ 勤員体制

a 磐城消防署勤員方法

磐城消防署長は、全消防職員を召集し防御活動に万全を期す。

b 川西町消防団勤員方法

川西町消防団長は、全消防団員を召集し防御活動に万全を期す。

⑤ 現場報告及び情報収集

現場指揮本部は、消防通信施設を活用して災害現場の状況、その他の情報収集を行う。

⑥ 火災防御の重点

a 消防隊は、人命検索及び救助を優先する。

b 風向、風力による延焼防止並びに重要方面の延焼阻止を第一とする。

c 現場指揮本部の指示により住民の避難誘導を行い、人命の安全に努める。

⑦ 火災防御線の設定

火災が延焼拡大し、大火の様相を呈してきたときは、風向、風力、延焼物等を考慮し、街区の耐火建築物、幹線道路、河川、公園広場を基礎とし、機を失すことなく火災防御線を設定し、防御に当たるものとする。

⑧ 人命救助

災害現場において生命身体が危険な状態にある者又は生死不明である者の救助は、次のとおりとする。

a 人命検索

消防隊は、火災現場到着と同時に要救助者の有無について検索する。

b 救助活動

現場においてまさに危機にひんする者がある場合は、防御行動に優先して人命救助活動を行うものとする。

ウ 危険物の火災防御体制

① 出動隊の運用

危険物の貯蔵状況等から判断し、出動隊の運用については、奈良県広域消防組合警防規程にて早期制圧を図る。

② 活動要領

- a 危険物により建物自体が延焼し、あるいは隣接建物に延焼危険がある場合は、その延焼防止を第一とする。
- b 現場指揮者は、事業所の責任者から状況を聞き、爆発等の危険度を察知判断して、危害防止に努める。
- c 油脂火災に際しては、化学消火剤による消火を結集し、他の注水は火災鎮圧後とする。又、火元タンクなどの冷却と付属施設への延焼防止に当たることを原則とする。
- d 未燃焼の油槽缶等については、冷却し移動分離する。
- e 爆発飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備する。

③ 消火薬剤等の調達

消防機関が保有しているエアーホーム剤や粉末剤で制圧できないと判断される大量危険物火災に際しては、奈良県広域消防組合管理者が消防相互応援協定を締結している近隣市町村等の消防機関に応援を要請するものとする。

3 ライフライン等警戒活動

ライフライン、交通、放送に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって発生する災害に備える。

(1) ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制を確保し警戒活動を行う。

ア 上水道（磯城郡水道企業団）

- ① 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保
- ③ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防ぎょ措置

イ 下水道

- ① 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保
- ③ 異常気象に伴う流入汚水量の増大等に備えた施設の巡回・点検、必要な場合の流入抑制措置

ウ 電力（関西電力、関西電力送配電）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

エ 電気通信（西日本電信電話株式会社）

- ① 災害情報連絡室の設置
- ② 情報の収集、報告（気象状況、災害予報等）
- ③ 応急対策要員等の事前確保
- ④ 復旧資機材の調達及び災害対策機器・工事車両等の確保

第3編 応急対策計画
第2章 発災時の対応

⑤ 防護措置の実施

オ ガス（都市ガス事業者）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保
- ③ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防ぎよ措置

カ ガス（LPガス事業者）

- ① 配管の破損、燃焼器具の損傷、容器の転倒や損傷、流出等の被害状況の把握
- ② LPガス販売事業者による巡回・点検、必要な場合の浸水等防ぎよ措置

(2) 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

ア 道路・橋梁施設（施設資材班、中和土木事務所）

- ① 定められた基準により通行の禁止、制限もしくは速度規制を行う。
- ② 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

(3) 放送（事業者）

ア 気象情報等の収集に努める。

イ 電源設備、給排水設備の整備、点検を行う。

ウ 中継・連絡回線の確保を行う。

エ 放送設備・空中線の点検を行う。

オ 緊急放送の準備を行う。

第5 情報の収集・伝達

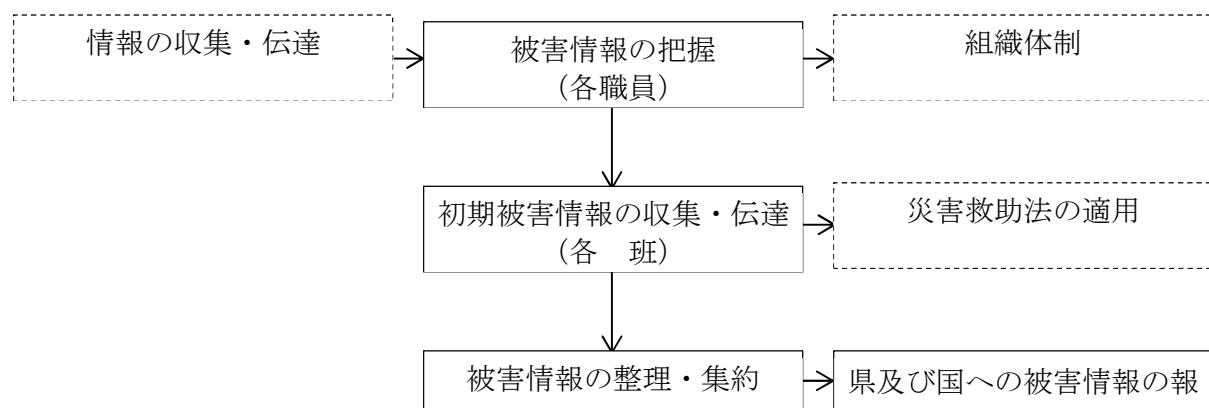
災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに川西町防災行政無線や衛星電話、県防災行政通信ネットワークシステム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》

担当	本部事務局班、各班、関係機関
----	----------------

対策の体系	情報の収集・伝達	1 気象予警報等の収集・伝達	
		2 情報の収集・伝達系統	
3 被害状況の把握			
4 被害状況等の集約・整理等			
5 県及び国への報告			
6 通信手段の確保			

■応急対策の流れ



1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

「第3 気象予警報等の収集・伝達」参照

2 情報の収集・伝達系統

町及び防災関係機関は、災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、通信連絡体制を統括するとともに、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各班及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

- ア 川西町防災行政無線
- イ 有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
- ウ 車、バイク、自転車等を用いた伝令

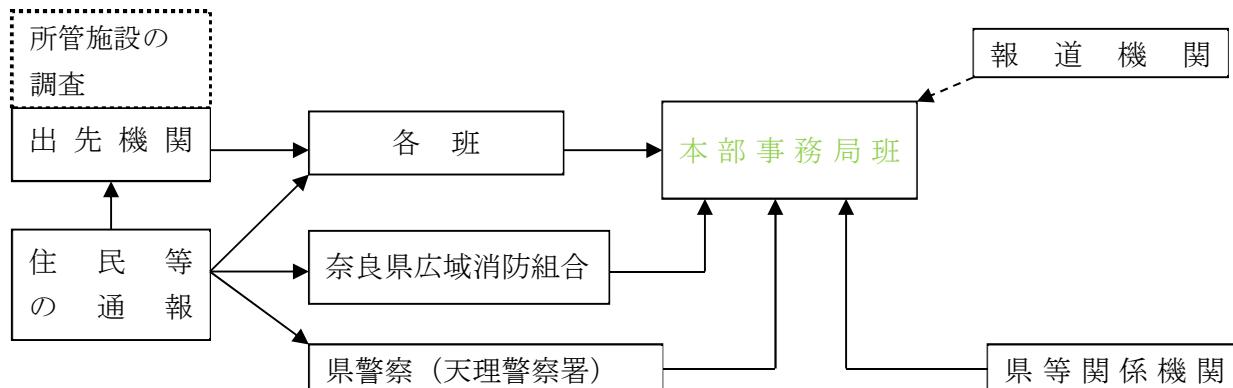
(2) 情報収集・伝達系統

各班は、災害発生後ただちに所管施設の被害の有無・活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、**本部事務局班**に報告する。

本部事務局班は、県、奈良県広域消防組合、天理警察署等の関係機関から情報を収集し、人的被害の有無・活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

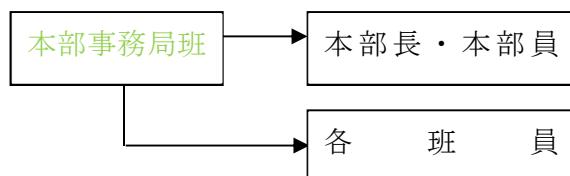
情報収集を情報のとりまとめにあたる**本部事務局班**を中心とした情報収集系統及び情報伝達系統は以下のとおりである。

ア 情報収集系統

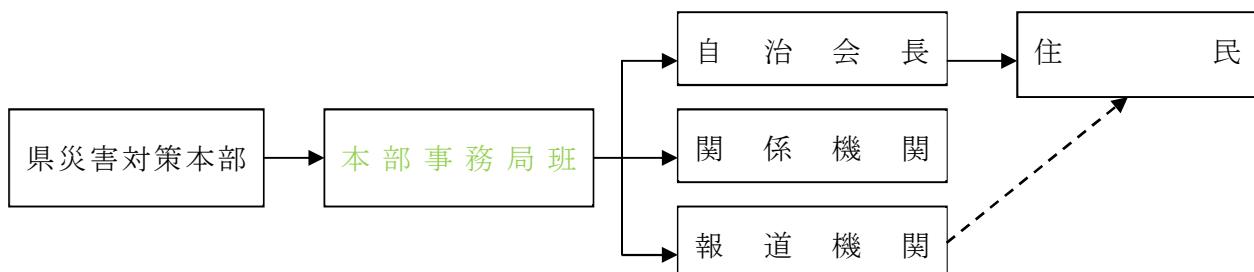


イ 情報伝達系統

① 庁内伝達系統



② 住民及び関係機関との伝達系統



3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

なお、要配慮者の被害状況については特に配慮する。

当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

(1) 被害概況の把握

ア 実施担当

被害調査に係わる業務の実施は、災害の種別、内容に応じてそれぞれ関係する各課（各班）とする。

各班は、事務分掌に基づき、関係機関及び団体等の協力・応援を得ながら被害概況を把握し、**本部事務局班**に報告する。

また、勤務時間外の場合は、収集途上の情報も把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに**本部事務局班**に報告する。

イ 被害概況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ① 消防機関への通報状況
- ② 警察署からの情報（通報状況等）
- ③ 防災関係機関からの情報
- ④ 自主防災組織、住民等からの情報
- ⑤ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- ⑥ 庁舎周辺の状況
- ⑦ その他

ウ 把握する内容

- ① 人的被害の発生状況
- ② 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の建物被害発生状況
- ③ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- ④ 避難の状況、住民の動向
- ⑤ 浸水（低地区間等）、倒木その他による通行障害等道路交通の状況
- ⑥ 公共交通機関（電車等）の状況
- ⑦ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- ⑧ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

エ 把握の手段

- ① 川西町防災行政無線等を用いる。
- ② 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
- ③ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

オ 被害状況把握の注意事項

- ① 被害状況等の把握にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期す。
- ② 被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、的確を期する。

- ③ 要配慮者の被害状況の把握には特に配慮し、奈良県災害時要援護者支援ガイドライン（第2版）等に準じて実施する。

カ 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に災害時緊急連絡員を派遣し、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事することとしている。

町は災害時緊急連絡員と連携して、情報の収集・共有を図る。

キ 異常現象発見者の通報

① 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町または警察官に通報する。

② 町及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。異常現象の通報を受けた町は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

(2) 被害概況のとりまとめ

本部事務局班は、各部からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

ア 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（全焼・全流失）、大規模半壊、半壊（半焼）、一部損壊、非住家、ブロック塀の状況

ウ 公共土木施設等の被害

- ① 道路、橋梁の状況
- ② 河川、水路、ため池の状況
- ③ 道路交通、公共交通機関（電車等）の状況
- ④ ライフラインの状況
- ⑤ 文教施設、清掃施設の状況

エ その他

- ① 消火・人命救助活動の状況
- ② 医療活動の状況
- ③ 高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定の状況
- ④ その他必要な情報

(3) 詳細被害状況の把握

各班は、自己の所属する被害状況を把握する。

なお、所属でない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに**本部事務局班**へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、班内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	本部事務局班
	負傷者の状況	本部事務局班
住家被害	床上浸水・床下浸水、全壊（全焼・全流失）、大規模半壊、半壊（半焼）、一部損壊、土砂流入等の状況	施設資材班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	各所管班
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	各所管班
その他被害	田畠の被害状況	施設資材班
	文教施設の被害状況	教育総務班
	医療機関の被害状況	救護厚生班
	道路・橋梁等の関連被害状況	施設資材班
	河川、水路、ため池の被害状況	施設資材班
	上水道施設の被害状況	磯城郡水道企業団 施設資材班
	下水道施設の被害状況	施設資材班
	ごみ処理施設等の被害状況	救護厚生班
	非住家、ブロック塀等の被害状況	施設資材班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	本部事務局班

(4) 被災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、被災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
被災状況	被災世帯数、被災者数	本部事務局班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育総務班
	農業施設の被害金額	施設資材班
	その他公共施設の被害金額	各所管班
	農業、商工の被害金額	施設資材班

4 被害状況等の集約・整理等

(1) 被害状況等の集約・整理

本部事務局班は、**各班**から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各班や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等

(2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

ア 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別する。

イ 確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。

ウ 応援要請等に係る情報を整理する。

エ 情報の空白地を把握する。

オ 被害が軽微な地区または被害がない地区を把握する。

(3) 被害状況等に基づく判断

本部事務局班は、町単独の災害応急対策実施が困難であるか否かの判断を最優先で行う。

困難であると判断された場合は、迅速に県への応援要請を行う。

5 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日付消防応第111号）に従い、基本的に県に対して実施する。

この場合、県防災統括室への報告は本部事務局班が、県事業担当課への報告は各班の担当が行う。

町は、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または都道府県に連絡するものとする。

(1) 報告すべき災害の基準

県が規定する報告基準に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課に報告する。

また、次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。

なお、本部事務局班は、県へ報告できない場合及び下記の直接即報基準に該当する災害または事故が発生した場合には、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（消防庁）へ報告を行う。この場合、事後速やかに県に報告を行う。

■国（消防庁）への報告（直接即報基準・即報基準）

直接即報基準	下記において、死者及び行方不明者が生じたとき。 <input type="radio"/> 河川の溢水、破堤等により、人的被害または住家被害を生じたとき <input type="radio"/> 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたとき	
即報基準	一般基準	<input type="radio"/> 災害救助法の適用基準に合致するとき

	<input type="radio"/> 町が災害対策本部を設置したとき
個別基準 (風水害)	<input type="radio"/> 河川の溢水、破堤等により、人的被害または住家被害を生じたとき <input type="radio"/> 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたとき
社会的影響基準	<input type="radio"/> 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるとき

出典：火災・災害等即報要領

(2) 本部事務局班による県防災統括室への報告

本部事務局班は、災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、次の報告区分及び要領を踏まえ電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室へ報告を行う。

ア 報告区分、内容、様式

区分	内 容	様 式
災害概況即報	・災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲（例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等）で災害に関する第1報を報告	第4号様式（その1） *可能であれば、併せて被害状況報告様式も報告
被害状況即報	・第1報を報告し、以後判明したものから被害状況及び応急措置の実施状況等をとりまとめ逐次報告 ・但し、知事が定時報告を必要と認めた場合は、その指示に従う	被害状況報告様式
被害確定報告	・応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告	第4号様式（その2）
災害年報	・毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに報告	第3号様式（災害年報）

イ 報告要領

- ① 災害概況即報、被害状況即報は、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等で迅速に報告する。
- ② 県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。
ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対し報告する。
- ③ 即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。ただし風水害についての直接即報基準は定められていない。
- ④ 応急対策の実施状況については、避難者の人員に占める要配慮者の人員を併記するなど、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況に特に配慮する。

(3) 各部による県事業担当課への報告

各班は、担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、県の所定の様式により、

県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って、遅滞なく調査事項ごとに県の各事業担当課へ報告する。

6 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

有線が途絶した場合は、町防災行政無線、消防無線、警察無線又はその他の無線通信施設を利用する。

これらの通信施設が不通の場合は、早急に通信施設の復旧を行うとともに、通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして連絡系統を確保する。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行う求めることができる。（災害対策基本法第57条）

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

県からの気象予警報及び災害に関する情報の伝達や、町からの被害状況等の伝達を行い、災害の予防及び応急対策を円滑に実施するため、県防災行政無線の活用を図る。

本部事務局班は、災害発生後、直ちに川西町防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

■県防災行政無線

（令和5年4月1日現在）

機関名	衛星回線	衛星回線(FAX)	設置
川西町	361-251	361-591	総務課

(2) 防災相互通信用無線

災害時に現地等において、人命救助や災害救援等の災害対策を実施するにあたり、平時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、防災相互通信用無線を活用する。

(3) 災害時優先電話・通信取扱責任者の指定等

ア 災害時優先電話

- ・災害時には電話が著しく輻輳し、かかりにくい場合が予測されるため、あらかじめ西日本電信電話㈱に申し出て措置した災害時優先電話を、発信専用として活用する。
- ・一般加入電話が途絶した場合には、避難所等に設置している特設公衆電話等を利用する。

イ 通信取扱責任者

各班及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱責任者を指定する。

通信取扱責任者は、各班及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

(4) 電気通信設備の利用

ア 電気通信事業者への要請

本部事務局班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ 優先利用

本部事務局班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して、非常電話または非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(5) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

ア 県、近隣市町村との連絡

奈良県防災行政通信ネットワークシステムを利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ 関係機関との連絡

本部事務局班は、関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

エ 非常無線通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条及び同法第74条の規定に基づくとともに、奈良地区非常通信協議会細則で定めた運用を行い、通信連絡を確保する。

オ 有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる人等が設置する有線・無線通信設備の使用

各関係機関は、次に掲げる人が設置する有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

- ・警察事務担当者
- ・消防事務担当者
- ・水防事務担当者
- ・航空保安事務担当者
- ・気象事務担当者
- ・電気事業者
- ・自衛隊

(6) 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各班職員との連絡は、携帯電話、川西町防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒步等）、派遣等の適当な手段によって行う。

(7) 無線通信の統制

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者

は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

(8) 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、すみやかに施設を点検し、被害を受けた部分について復旧対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行う。

第6 災害広報・広聴対策

情報不足や流言飛語等による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人ひとりが漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

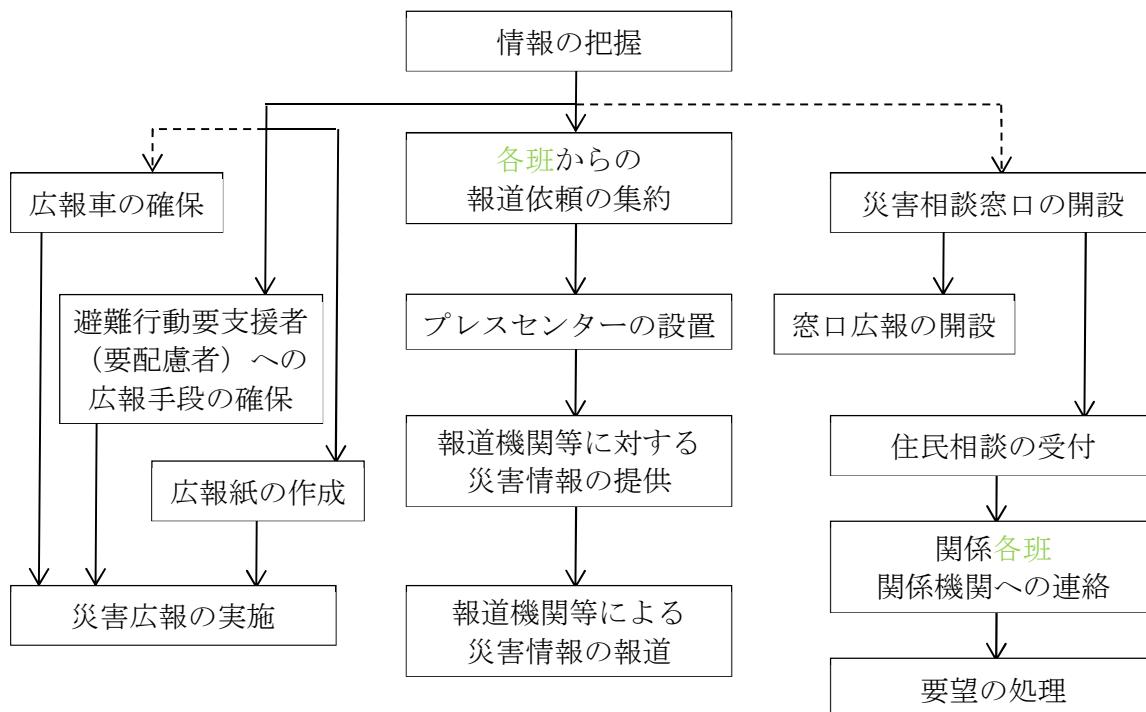
また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、災害相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、関係機関
----	-------------

対策の体系	災害広報・広聴対策	1 災害広報 2 報道機関への情報提供等 3 広聴活動の実施
-------	-----------	--------------------------------------

■応急対策の流れ



1 災害広報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、**本部事務局班**は、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

(1) 情報収集組織

情報収集については以下のとおり実施する。

- ア 気象予警報に関しては、県防災統括室等から総務課が情報を收受する。
- イ アにより收受した情報は町長に報告するとともに、予警報等の伝達組織に基づいて、それぞれの関係課に伝達するものとする。
- ウ 町長が火災警報を発令した場合には、**本部事務局班**は、その旨を県防災統括室へ報告

するものとする。

(2) 広報の内容

町及び関係機関は相互に連携し、次の事項を中心に、多様な方法により広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、重複をいとわず繰り返し行う。

ア 災害発生直後の広報

- ① 気象等の状況
- ② **避難指示等**
- ③ **要配慮者**の支援、人命救助の協力の呼びかけ
- ④ 浸水箇所・通行止め区間の周知等の二次災害の危険防止のための呼びかけ
- ⑤ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- ⑥ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ⑦ 町の活動体制、応急対策始動状況

イ その後の広報

- ① 避難所、救護所に関する情報
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ⑤ 医療機関の活動状況
- ⑥ 食料や生活必需品の供給状況
- ⑦ 交通規制情報
- ⑧ 応急給水及び給食、他の救援活動の情報
- ⑨ 義援物資等の取り扱い状況
- ⑩ ボランティアの受け入れ等の状況
- ⑪ 教育及び福祉関連情報
- ⑫ 町役場業務の再回答に関する情報
- ⑬ その他必要な事項

ウ ライフライン事業者による広報（西日本電信電話株式会社）

- ① 通信の疎通状況、利用制限の措置状況
- ② 電気通信設備等の復旧の状況
- ③ 特設公衆電話設置状況等

エ ライフライン事業者による広報（その他）

- ① 被災により使用できない区域
- ② 安全及び危険防止に関する事項
- ③ 復旧状況及び見込み

オ 公共交通機関による広報

- ① 被災による不通区間の状況
- ② 臨時運行の状況
- ③ 復旧状況及び見込み

(3) 広報の方法

- ア 川西町防災行政無線等による広報
- イ 広報車等による現場広報
- ウ 広報紙の掲示、配布等による広報
- エ 避難所への職員の派遣による広報
- オ 自治会、自主防災会等による広報
- カ 報道機関による広域報道
- キ ホームページによる広報

(4) **要配慮者**への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等による多様な広報活動に努める。

また、文字放送やファクシミリ、テレフォンサービスやインターネット等のメディアを活用する。

(5) 安否情報の提供等

ア 安否情報の提供

本部事務局班は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

① 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

② 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

③ 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

被災者が提供を同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安

否情報を提供することができる。

- ④ 町は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

イ 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

- ① 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- ② 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由

ウ 被災者台帳の作成

被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各班で共有するとともに、応急対策に活用する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

エ 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

オ 安否不明者の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(6) 長期停電時の広報

長期停電時には情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

2 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

(1) 災害情報の報道依頼

各班からの災害情報の報道依頼は、情報内容の一元化を図るために本部事務局班で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（防災統括室）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に

対して放送の要請を行う。

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設またはフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。なお個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

また、報道機関が独自に行う取材活動について協力する。

(3) 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、以下のとおりである。

- ア 災害発生の場所及び発生日時
- イ 被害状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 住民に対する高齢者等避難、避難指示の発令状況
- オ 住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
- カ 支援施策に関すること

3 広聴活動の実施

災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 災害相談窓口の開設

本部事務局班は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に災害相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 土地、建物の登記に関すること。
- イ 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- ウ 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- エ 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- オ 災害弔慰金等の支給に関すること。
- カ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- キ 罷災証明の発行に関すること。
- ク 上水道・下水道の修理に関すること。
- ケ 中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。
- コ その他生活再建に関すること。

(3) 実施体制

- ア 関係機関の協力を得ながら、電話及び住民応対業務全般について実施する。

第3編 応急対策計画

第2章 発災時の対応

イ 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。

ウ 相談窓口には、専用電話及び専用ファクシミリを備える。

(4) 要望の処理

ア 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。

イ 災害相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各班及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

(5) 事後の広報

被害状況の撮影及び記録並びに救助及び復旧の実施状況とその後の見通し、住民への協力要請などについて、民生安定のための広報を実施する。

第7 応援の要請・受け入れ

各班は、住民の生命または財産を保護するため必要と認めた場合は、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

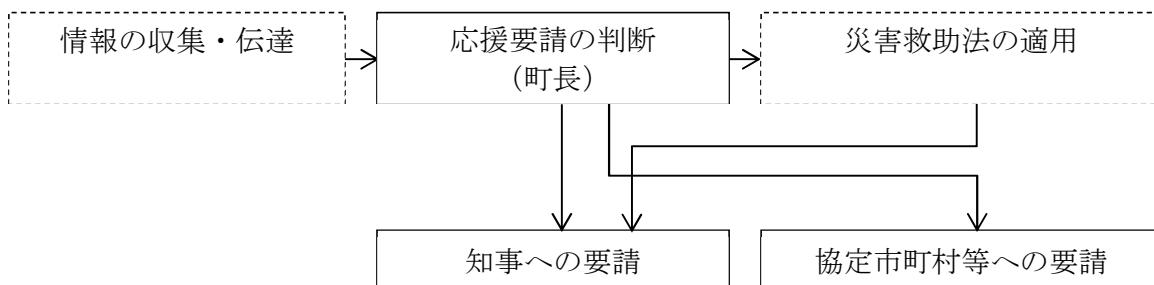
なお、要請については、**受援庶務班**が窓口となり実施する。

《実施担当》

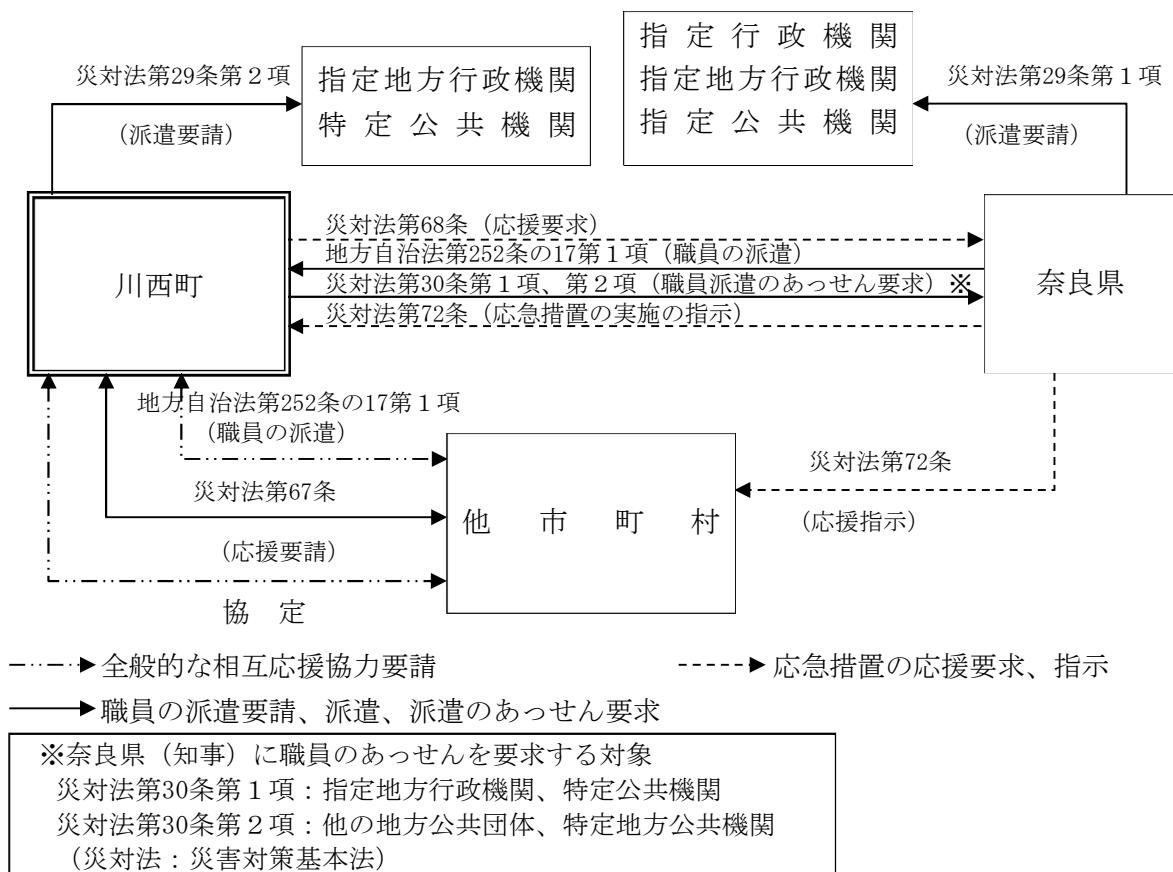
担当	本部事務局班、関係機関
----	-------------

対策の体系	応援の要請・受け入れ	1 行政機関等への応援の要請・受け入れ	
		2 消防活動に係る応援の要請・受け入れ	
3 県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ			
4 職員の派遣要請・受け入れ			
5 I S U T (災害時情報集約支援チーム) の受け入れ体制の準備			
6 民間との協力			
7 支援体制の整備 (町外で災害が発生した場合)			

■応急対策の流れ



■法律、協定に基づく応援協力の要請系統



1 行政機関等への応援の要請・受け入れ

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

なお、要請に関する窓口業務及び受け入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、**受援・庶務班**が行う。

(1) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条及び地方自治法第252条の17に基づき知事に対して応援要請を行う。

(2) 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。

なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第67条及び地方自治法第252条の17に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

(3) 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話またはファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援（または応急措置の実施）を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- カ その他必要事項

(4) 応援の範囲

- 次に掲げる応急措置を要請することができる。
- ア 被災者の食料その他生活必需品の提供
 - イ 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
 - ウ 診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
 - エ 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
 - オ 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
 - カ 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
 - キ 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
 - ク 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
 - ケ その他応急対策活動に必要な措置

(5) 応援部隊の受け入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ア 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- イ 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- ウ 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- エ 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

2 消防活動に係る応援の要請・受け入れ

奈良県広域消防組合は、自らの消防力では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、緊急消防援助隊の派遣、他市町村消防機関等の応援を要請する。

(1) 応援要請

- ア 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請
- 災害による火災の拡大が著しく、単独では十分に消防活動が実施できない場合または資機材が必要な場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、他市町村等消防機関の応援を要請する。

- イ 航空消防の応援要請

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、知事を通じて航空消防応援を要請する。

ヘリポートは、災害状況を踏まえ必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの中から選定し対応する。

ウ 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 応援隊の受け入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は、応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

3 県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受け入れ

(1) 県消防防災ヘリコプターの支援要請

陸上輸送が困難なときまたは相当時間を要すると想定されるとき及び火災等で地上での応急活動が困難であると想定されるとき、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

要請に関する窓口業務及び受け入れについては、**本部事務局班**が行う。

(2) 県消防防災ヘリコプターの受け入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、町及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受け入れに際しては、次の措置をとる。

ア ヘリポートに紅白の吹き流しまたは国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

イ 離着陸地点には、(H)記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。

ウ ヘリポート周辺への一般人の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。

エ ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。

表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布または赤布等を縛り付ける。

オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。

カ 離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

4 職員の派遣要請・受け入れ

町長は、町の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

(1) 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、他の地方公共団体、指定地方行政機関、特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策または災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って

内閣総理大臣が指定したもの)の長に対して、職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話またはファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条第2項に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人）の職員の派遣あっせんを要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話またはファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 派遣あっせんを要請する理由
- イ 派遣あっせんを要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

(4) 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

(5) 派遣職員の受け入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各班は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

なお、受け入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、**受援庶務班**が行う。

- ア 派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。
- イ 派遣職員の宿泊施設を確保する。
- ウ 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

5 I S U Tの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるI S U T（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。I S U Tは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

町及び県は、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たるものとする。

6 民間との協力

応援要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、ハローワーク（公共職業安定所）に供給あっせんを依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令または協力命令を執行し要員の確保に努める。

なお、災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

(1) ハローワーク（公共職業安定所）へのあっせん依頼

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもってあっせんの要請をする。ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

緊急の場合であって、前述による方法では迅速なる労働者の確保が困難であると予想されるときは、所轄のハローワークに対して必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

ア 依頼する場合の連絡事項

- ① 求人事業所名
- ② 就労の場所
- ③ 従事する作業内容
- ④ 賃金の額
- ⑤ 就労時間
- ⑥ 所要人数
- ⑦ その他必要な事項

イ 従事内容

- ① 罹災者の安全な場所への避難
- ② 医療及び助産における各種移送業務
- ③ 罹災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救済用物資の輸送
- ⑥ その他災害応急対策実施上の補助業務

ウ 要員の輸送

災害応急対策実施機関は、要員の毎月の作業就労に際し、要員の住所と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による要員の輸送等について考慮する。

エ 供給の不足

要員の供給に不足を生じる場合は、所轄の公共職業安定所を通じ、近隣市町村のハローワークからの供給を依頼し、その確保に努める。

(2) 要員等の強制従事

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、法令に基づく従事命令または協力命令を執行し、要員の確保に努める。従事命令または協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、または取り消すときは公用令書を交付するものとする。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、次のとおりである。

ア 強制命令の種類と執行者

対策作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法71条	知事 知事より委任を受けた町長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法24条 〃 25条	知事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法65条 1項 〃 2項 〃 3項	町長 警察官 自衛官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4条第1項	警察官
消防作業 (救助業務含む)	従事命令	消防法29条 5項	消防職員 消防団員
救急業務	協力命令	消防法35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法24条	水防管理者 水防団長 消防長

イ 命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職、 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）	当該区域内の住民または応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災及び火災を除く災害の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にある者

ウ 従事内容

従事命令または協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

エ 公用令書の公布

従事命令または協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、または取消すときは公用令書を公布するものとする。

オ 実費弁償

町長が災害対策基本法第82条の規定に基づいて発した従事命令により、**災害応急対策**に従事した者に対しては実費を弁償する。

カ 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、または死亡した者に対しては、法令または町条例に基づきその損害を補償する。

(3) 賃金の額

災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

(4) 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

ア 協力要請

本部事務局班は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、防犯協会、民生児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

イ 協力内容

- ① 地域内の被害状況等の通報
- ② 本部と地域との連絡
- ③ 避難誘導及び避難所業務の補助
- ④ 救助物資等の配給の補助
- ⑤ 炊出し
- ⑥ 医療救護の協力
- ⑦ その他応急救助実施の協力

7 支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）

(1) 被災地への人的支援

災害時における応援協定、全国町村長会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

(2) 避難者の受け入れ対応

町は、社会福祉法人、N P O 団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズを把握し、住居の確保や

学校の手続など、生活全般について対応に努める。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第8 自衛隊災害派遣の要請要求・受け入れ

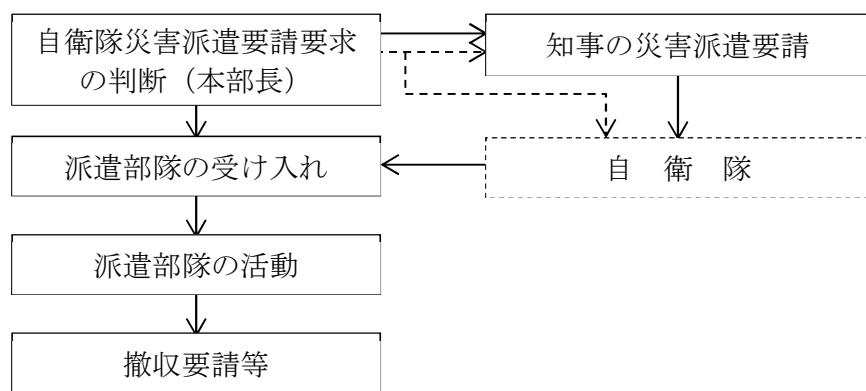
本部長（町長）は、住民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を要求するとともに、受け入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

対策の体系	自衛隊災害派遣の要請要求 ・受け入れ	1 自衛隊災害派遣要請の要求等 2 災害派遣部隊の受け入れ 3 派遣部隊の撤収要請
-------	-----------------------	---

■応急対策の流れ



1 自衛隊災害派遣要請の要求等

本部長（町長）は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。

なお、自衛隊災害派遣要請を要求した場合は、その旨を天理警察署長にも通知する。

- (1) 自衛隊災害派遣部隊の活動内容
- ア 被害状況の把握
 - イ 避難の援助
 - ウ 遭難者等の搜索救助
 - エ 水防活動
 - オ 消防活動
 - カ 道路または水路の啓開
 - キ 応急医療、救護及び防疫
 - ク 人員及び物資の緊急輸送
 - ケ 炊飯及び給水
 - コ 物資の無償貸付または譲与
 - サ 危険物の保安及び除去
 - シ その他臨機の措置等

(2) 災害派遣要請依頼要求基準

- ア 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ 町内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- ウ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- エ 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- オ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき
- カ その他、災害に際して住民の生命及び財産を保護するための応急対策活動の実施が、通常の方法では不可能または困難であると判断するとき

(3) 派遣要請要求手続

ア 派遣要請の要求

自衛隊派遣要請依頼要求は、**本部事務局班**が行う。

イ 派遣要請の通知

通信の途絶等によって、知事への要請要求ができない場合は、直接、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。

自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

本部長（町長）は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請の上申

災害対策にあたる各班は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長（町長）へ上申する。

エ 要請内容

派遣要請の要請は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、各記載事項を口頭または電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(4) 災害派遣要請手続

ア 知事に対する連絡先（奈良県防災統括室）

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話	0742-22-1101 (内線2288)
直通電話	0742-27-7006
NTT FAX	0742-23-9244
奈良県防災行政無線（衛星系）	93-111-9011
奈良県防災行政無線FAX（衛星系）	93-111-9210
夜間等代表電話	0742-22-1001
宿直室（夜間等）	0742-27-8944

イ 知事に依頼できない場合の自衛隊への連絡

○ 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

NTT電話 0774-44-0001

通信相手 第4施設団本部第3科総括班（内線235, 236, 239）

夜 間 第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線223）

NTT FAX 0744-44-0001（交換切替、内線233）

奈良県防災行政無線（衛星系）

93-571-111

93-571-122（当直室）

奈良県防災行政無線FAX（衛星系）

93-571-211

○ 航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良市法華寺町 1578 幹部候補生学校

NTT電話 0742-33-3951（内線211）

NTT FAX 0742-33-3951（交換切替、内線403）

ウ 報 告

県は災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方協力本部

奈良市高畠町552

NTT電話 0742-23-7001

エ 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行う。

陸上自衛隊 第3師団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

兵庫県伊丹市広畠1-1

通信先 第3師団 第3部 防衛班

NTT電話 0727-81-0021（内線3734）

NTT FAX 0727-81-0021（交換切替、内線3724）

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つことまがないときは、自らの判断で自

衛隊が派遣される場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により、県経由または直接町本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、本部長（町長）、警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 災害派遣部隊の受け入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。なお、**本部事務局班**は、受け入れに伴う宿舎施設の確保等後方支援業務について行う。

(1) 派遣部隊の誘導

必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(2) 受け入れ体制

受け入れにあたっては、次の点に留意する。

ア 自衛隊の宿泊施設または野営場所及び資機材の保管場所を準備する。

イ 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。

ウ 派遣部隊及び県連絡員、関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

エ 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し作業の推進を図る。

オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

カ 作業計画の連絡調整

自衛隊に対する作業要請に際しては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業箇所別必要人員及び資機材
- ③ 作業箇所別優先順位
- ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ⑤ 部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

キ 派遣部隊到着時の措置

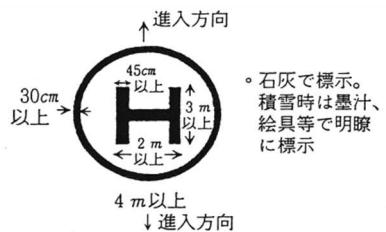
- ① 派遣部隊と作業計画等の協議
- ② 知事への報告
- (3) 経費負担

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担する。
なお、町において負担するのが適当でないものについては、県が負担する。

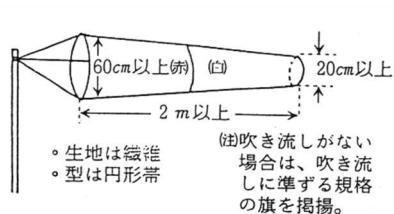
- ア 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
イ アに規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

(4) ヘリコプター臨時発着場の開設

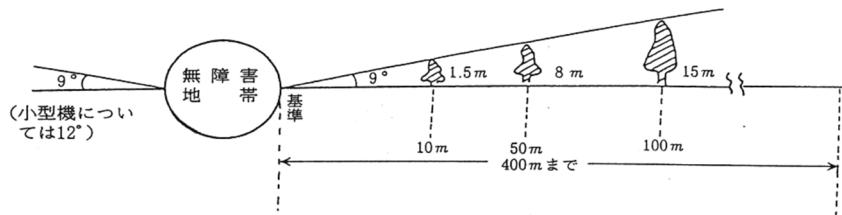
ア Hの基準



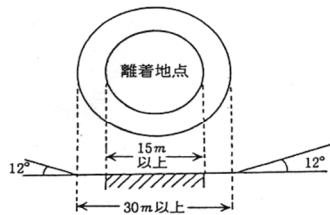
イ 吹流しの基準



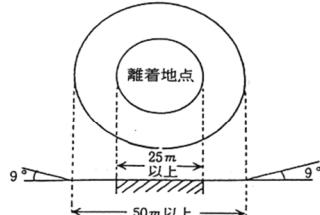
ウ 離着陸地点及び無障害地帯の基準



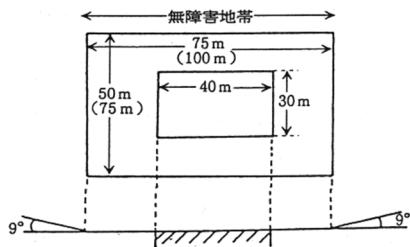
① 小型機〈O H - 6〉の場合
←無障害地帯→



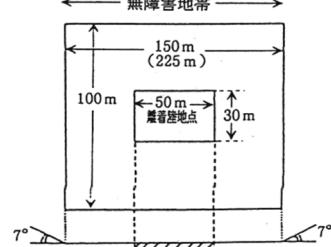
② 中型機〈U H - 1〉の場合
←無障害地帯→



③ 大型機〈V - 107及びU H - 60 J〉の場合
←無障害地帯→



④ 重型機〈C H - 47〉の場合
←無障害地帯→



エ 災害活動用臨時ヘリポートは、次の場所に配置する。

- ・川西小学校
- ・川西健民グラウンド
- ・いぶき子どもセンター

注：消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が利用

3 派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、または必要がなくなったと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭または電話により知事に対して撤収要請を要求する。

なお、事後速やかに以下の事項を記載した依頼文書を提出する。

- (1) 撤収要請日時
- (2) 派遣人員等及び従事作業の内容
- (3) その他参考となるべき事項

第9 救助・救急活動

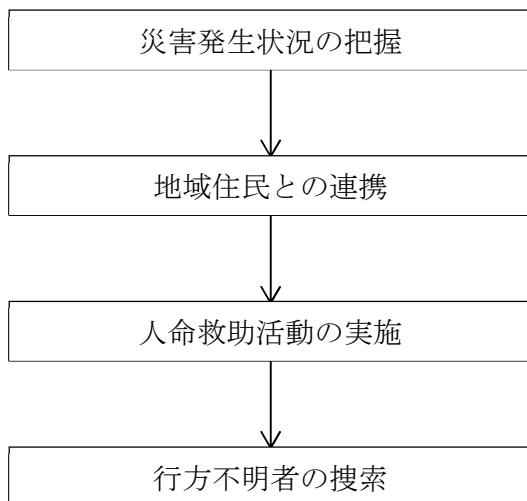
住民、自主防災組織、天理警察署等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、川西町消防団、関係機関
----	------------------------------------

対策の体系	救助・救急活動	1 災害発生状況の把握 2 救助・救急活動 3 行方不明者の捜索 4 自主防災組織
-------	---------	--

■応急対策の流れ



1 災害発生状況の把握

本部事務局班は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、全町域に関して人的被害発生、または発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。

また、奈良県広域消防組合及び消防団は、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

2 救助・救急活動

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

ア 町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

また、奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し、応援側都道府県又は応援側市町村(以下「応援側都道府県等」という)

を決定することとしている。奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに町長に報告の上、広域航空消防応援の要請を行うものとする。

町は、本部事務局班を通じ、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、奈良県広域消防組合、自衛隊等に協力を要請し、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

- イ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- ウ 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
- エ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（治療の優先順位の決定）を実施し、効果的な救急活動を実施する。
- オ トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- カ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 活動の要領

- ア 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
- イ 被害拡大の防止を実施する。
- ウ 傷病者の救出を実施する。
- エ 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
- オ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- カ 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

3 行方不明者の捜索

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び天理警察署等関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、救護厚生班は、町本部への通報・届出、及び各部が収集した情報をもとに行方不明者名簿を作成する。

また、遺体の収容について、救護厚生班が町本部における連絡窓口となる。

- (1) 災害の規模等の状況を勘案して、天理警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- (2) 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。
ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。
- (3) 行方不明者捜索等により遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

4 自主防災組織

第3編 応急対策計画
第2章 発災時の対応

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、**消防団や警察など関係機関と連携しつつ**、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

第10 医療救護活動

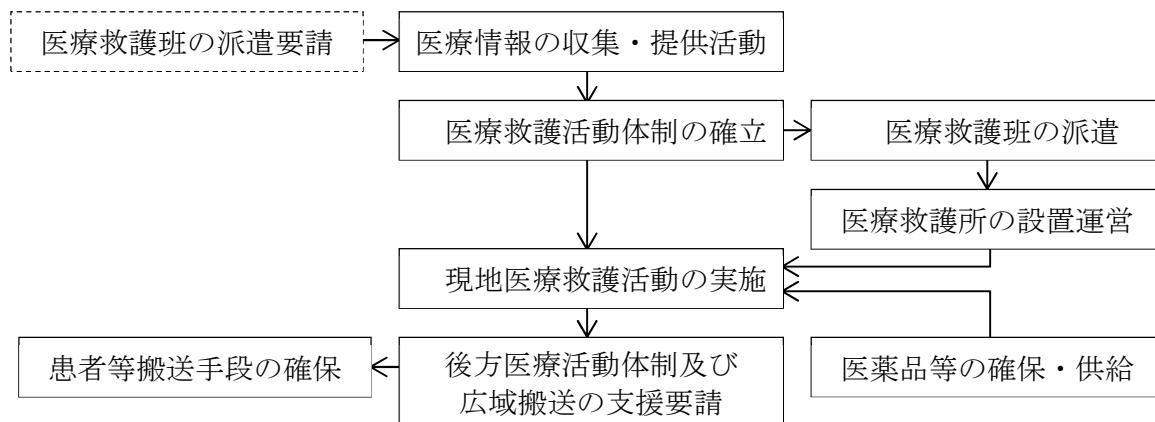
医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

《実施担当》

担当	救護厚生班、奈良県広域消防組合、関係機関
----	----------------------

対策の体系	医療救護活動	1 医療情報の収集・提供活動 2 医療対策 3 後方医療対策 4 医薬品等の調達・確保
-------	--------	--

■応急対策の流れ



1 医療情報の収集・提供活動

救護厚生班は、奈良県広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに**本部事務局班**に報告するとともに、あわせて中和保健所へ報告し情報を共有する。

また、住民にも、可能な限り医療機関の情報を提供する。

2 医療対策

救護厚生班は、被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

(1) 医療の確保

ア 医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、桜井地区医師会等の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

① 医療救護所の設置

a 設置基準

- (ア) 町内医療機関が被災し、その機能が低下または停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- (イ) 傷病者が多数のため、現地におけるトリアージを行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合
- (ウ) その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

b 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

② 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

- a 交代要員の確保
- b 携帯電話等通信手段の確保
- c 医薬品、医療用資機材の補給
- d 医療用水の確保
- e 食料、飲料水の確保
- f 医療ニーズの把握
- g その他医療救護活動に必要な事項

イ 医療救護班の編成・派遣

救護厚生班は、被災状況に応じて、桜井地区医師会及び医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

① 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

② 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に緊急医療班の派遣を要請する。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）を含む。

ウ 医療救護班の受け入れ、調整

救護厚生班は、医療救護班の受け入れ窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

(2) 現地医療活動

派遣された医療救護班は、医療救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- ア 負傷者の重症度の判定（トリアージの実施）
- イ 負傷者に対する応急処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 搬送困難な傷病者及び避難所等における軽症患者に対する医療

- オ 被災地の巡回診療
- カ 助産救護
- キ 死亡の確認
- ク 遺体の検査等の協力（状況に応じて）
- ケ その他状況に応じた処置

3 後方医療対策等

医療救護所では対応できない重症傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、県指定の地域災害医療センター及び被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

(1) 傷病者の搬送

奈良県広域消防組合は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

ア 受け入れ病院の選定

救護厚生班は、医療救護班と連携し、奈良県広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

イ 搬送手段の確保

① 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、奈良県広域消防組合が所有する車両で実施する。
なお、救急車が確保できない場合は、**本部事務局班**が搬送車両を確保する。

② ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、または緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。
この場合、**本部事務局班**は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

(2) 広域的後方医療活動

救護厚生班は、医療救護所や町内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

(3) 個別疾病対策

救護厚生班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(4) 保健師等による健康管理

ア 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を情報収集し、中和保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

保健医療調整本部より派遣された、保健師等支援チームは、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者的心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要

配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげることとしている。

- イ 救護厚生班は、中和保健所と連携して、保健師等により、避難所での健康管理や集団指導、被災家庭や仮設住宅等への訪問による健康相談、保健指導、心身のケア等、必要な保健活動を行う。
- ウ 町は、必要に応じて県の保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。
- エ 町は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。

(5) 在宅難病患者への支援

救護厚生班は、中和保健所と連携して、安否及び孤立状況が確認された在宅難病患者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

(6) 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

救護厚生班は、中和保健所と連携して、安否及び健康状態が確認された在宅精神障がい者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

また、社会復帰施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

4 医薬品等の調達・確保

救護厚生班は、奈良県赤十字血液センター、桜井地区医師会、磯城・桜井歯科医師会、奈良県薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、中和保健所に対して供給の要請を行う。

第11 公共土木施設等・公共建築物応急対策

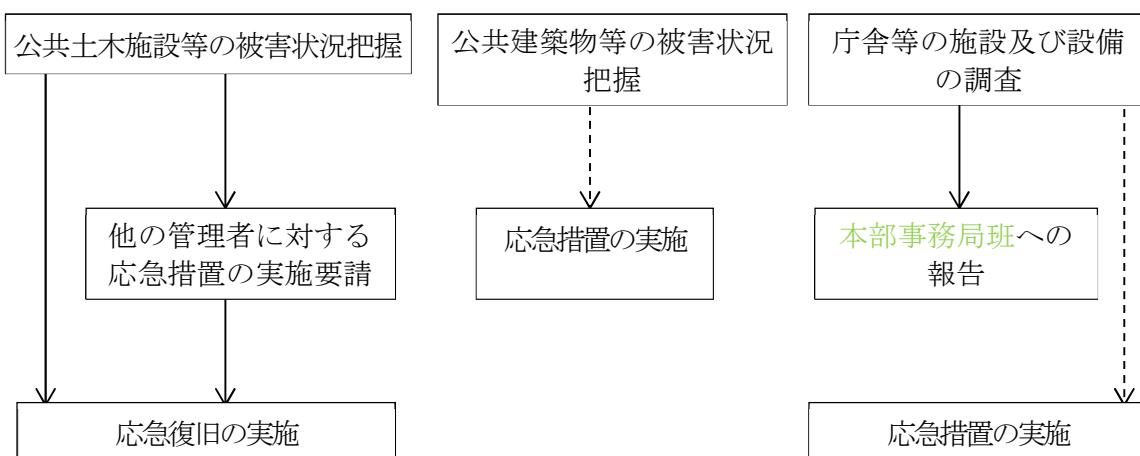
洪水などによる被害拡大を防止するため、被害状況を速やかに把握し、関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、教育総務班、関係機関
----	-------------------------------

対策の体系	公共土木施設等・建築物応急対策	1 公共土木施設等
		2 公共建築物等
3 被災宅地危険度判定		

■応急対策の流れ



1 公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

(1) 道路・橋梁

施設資材班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。

ア 被害状況の把握

アンダーパスや低地区間の浸水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。

その他危険箇所の緊急点検を実施する。

イ 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、**本部事務局班**を通じて当該道路管理者（中和土木事務所又は奈良国道事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに天理警察署に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

エ 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報す

るとともに、必要に応じて、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

オ 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設管理者は、現場付近への立入禁止、避難誘導等、付近住民の安全確保の措置をとり、応急復旧を実施する。

カ 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

キ 応援要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、[施設資材班](#)を通じて中和土木事務所に対し応援を要請する。

ク 放置車両等の対策

- ① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- ② 道路管理者は、①の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- ③ 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに①の措置を実施する。

(2) 河川、水路、ため池

施設資材班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

ア 被害状況の把握

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

河川管理施設が決壊したときは、直ちにその旨を中和土木事務所、天理警察署及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

イ 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、[本部事務局班](#)を通じて当該施設管理者（[大和川河川事務所](#)、中和土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

エ 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

オ 応援要請

町単独での応急措置が困難な場合は、施設資材班を通じて県に対し応援を要請する。

2 公共建築物等

(1) 庁舎等

各班は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、本部事務局班へ報告する。

また、防災上の機能に支障がある場合、緊急措置を講じる。

(2) 公共建築物等

各班は、所管公共建築物の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握し、本部事務局班へ報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

また、本部事務局班は、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3 被災宅地危険度判定

施設資材班は、被害状況を県に報告するとともに、二次災害防止のため概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する。

また、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎や避難施設等の防災上重要施設が立地する宅地においては、被災宅地危険度判定士等により速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(1) 被災宅地の応急危険度判定作業の準備

ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ 被災宅地危険度判定士受け入れ名簿への記入と判定チームの編成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 調査の体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 応援要請

町単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第12 緊急輸送活動・交通規制

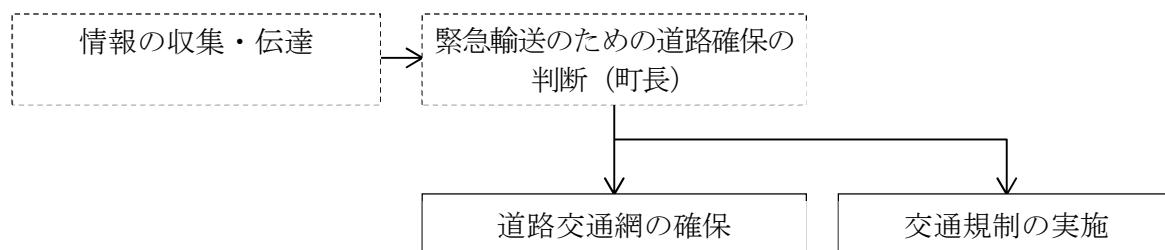
消防、救助・救急、医療活動の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
----	-------------------------

対策の体系	交通規制・緊急輸送活動	1 緊急輸送の範囲	
		2 被害状況の把握	
3 陸上輸送			
4 航空輸送			
5 交通規制			

■応急対策の流れ



1 緊急輸送の範囲

緊急性に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
 - イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
 - ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、災害対策要員並びに物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
 - カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等の生命維持に必要な物資
 - キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
 - ク 被災者の避難所等への移送
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 要配慮者の保護にかかる福祉施設等への移送
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資
- (3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な要員及び物資

2 被害状況の把握

(1) 道路施設の点検

施設資材班は、中和土木事務所、天理警察署、協定業者等と連携して、緊急輸送道路及び緊急交通路を中心に道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

災害により道路損壊、橋梁破損、付帯構造物の損傷等が発生し、道路交通に支障を及ぼすので、一刻も早くその箇所、状況を的確に把握し、応急的に必要な安全措置を講じるものとする。

(2) 県への点検結果の報告等

本部事務局班は、道路施設の点検結果を中和土木事務所及び天理警察署に報告するとともに、町域に流入するその他道路の状況について、県道路マネジメント課から情報を収集する。

(3) 発見者の通報

道路、橋梁等交通施設の被害、その他交通関係の異常な混乱を発見した者は、遅滞なく町長又は警察官に通報するものとする。

3 陸上輸送

道路啓開等によって緊急輸送道路等を確保するとともに輸送手段を確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

(1) 緊急輸送道路等の確保

ア 緊急輸送道路等の交通規制

県公安委員会は、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のため、道路交通の実態を迅速に把握し、指定された緊急輸送道路等の中から路線及び区間を定めて、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

イ 道路啓開

施設資材班は、必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。

また、中和土木事務所が行う緊急輸送道路等の啓開作業に協力する。

(2) 緊急輸送道路等の周知

ア 各班及び関係機関への連絡

本部事務局班は、各班及び関係機関に使用可能な緊急輸送道路等について連絡する。

イ 住民への周知

本部事務局班は、緊急輸送道路等への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるとともに、その旨を住民へ周知する。

(3) 輸送手段の確保

第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応

本部事務局班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

ア 輸送車両等の確保

- ① 本部事務局班は、町が所有する全ての車両の集中管理を行う。
- ② 車両が不足する場合は、町内輸送業者の車両を借り上げる。
- ③ それでもなお不足する場合は、県災害対策本部に対して、輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。
 - a 輸送区間及び借上期間
 - b 輸送人員または輸送量
 - c 車両等の種類及び台数
 - d 集結場所及び日時
 - e 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - f その他必要事項

イ 緊急通行車両の確認

- ① 事前届出済の車両

本部事務局班は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

- ② 災害発生後の届出

本部事務局班は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を天理警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ 車両の運用

- ① 本部事務局班は、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- ② 本部事務局班は、常に配車状況を把握し、各班の要請に対応する。
- ③ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

エ 広域応援・災害派遣部隊等受け入れ拠点、物資集積場の確保

本部事務局班及び救護厚生班は、各班、関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等の受け入れ拠点、物資集積場を確保する。

オ 緊急輸送の実施

施設資材班は、緊急輸送道路等の状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

(1) 輸送基地の確保

ア **本部事務局班**は、奈良県広域消防組合と協議の上、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

- ① 地盤は、堅固な平坦地のこと（砂塵等が舞い上がらないコンクリート、芝生が最適）
 - ② 地面斜度が6度以内のこと
 - ③ 二方向以上からの離着陸が可能であること
 - ④ 異着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
 - ⑤ 車両等の進入路があること
 - ⑥ 異着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること
- <必要最小限度の地積>
- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
 - ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
 - ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

イ **本部事務局班**は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能な状況を県へ報告する。

ウ **本部事務局班**は、県、天理警察署、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

施設資材班は、県と連携するとともに、天理警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 交通規制

施設資材班は、県公安委員会、天理警察署と連携・協力して、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため交通規制を実施する。

(1) 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想されまたは発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止または制限を行うが、道路管理者及び天理警察署は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 道路管理者による交通規制

天理警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

ア 町の管理道路

道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、施設資材班は、[本部事務局班](#)を通じて中和土木事務所、天理警察署に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止または制限を実施する。

イ 県の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止または制限を実施する。

ウ 国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

(3) 県公安委員会、天理警察署による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して、緊急交通路における[緊急通行車両](#)以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合

は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じることができる。

また、措置命令に従わないとき、または所有者等が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両及び緊急車両の通行のため、同様の措置を講じることができる。

(5) 相互連絡

施設資材班は、中和土木事務所、天理警察署と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

(6) う回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切なう回路を選定・確保する。

(7) 交通規制の標識等の設置

施設資材班は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(8) 広 報

本部事務局班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、天理警察署、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても規制内容、う回路等について広報する。

(9) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間における一般車両の通行は禁止または制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両ができる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。

第13 災害救助法の適用

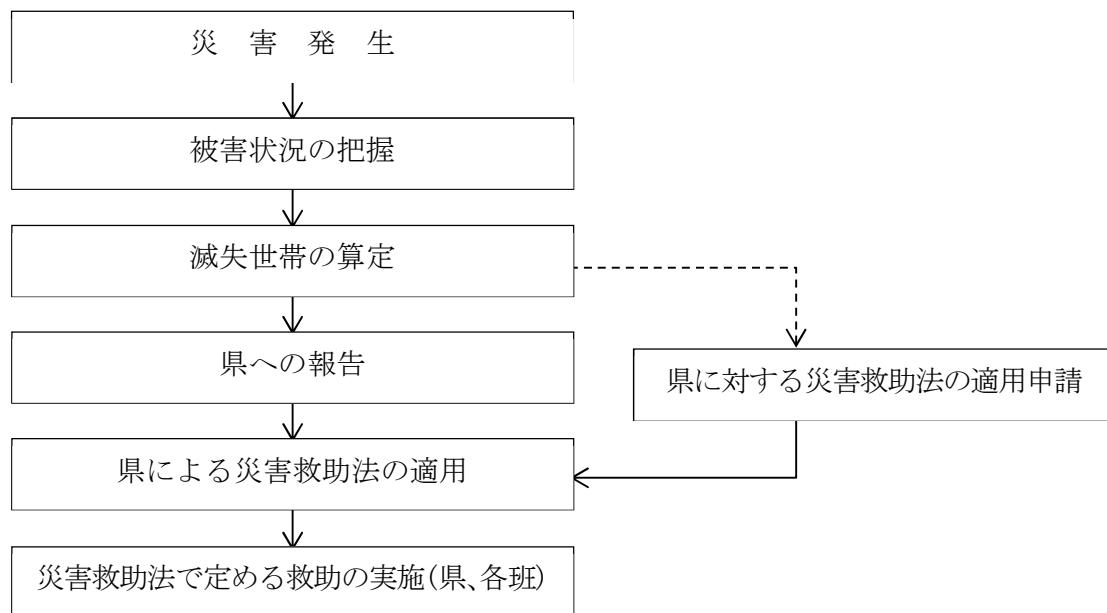
知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、または、多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、関係機関
----	-------------------

対策の体系	災害救助法の適用	1 災害救助法の適用基準	
		2 滅失世帯の算定基準	
3 災害救助法の適用申請			
4 救助の実施			
5 救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲			
6 救助実施状況の報告			

■応急対策の流れ



1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、40世帯以上の場合
- (2) 県域の滅失世帯数が1,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が20世帯以上の場合
- (3) 県域の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。

なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定基準

全 壊 (全焼・流失)	世帯	1世帯	=	滅失世帯	1世帯
半 壊 (半焼) 等著しく損傷した世帯	2世帯		=	滅失世帯	1世帯
床上浸水等によって					
一時的に居住困難な世帯	3世帯		=	滅失世帯	1世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

3 災害救助法の適用申請

本部長（町長）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、または該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。

なお、現に救助を要する状態にある場合は、県に災害救助法の適用申請手続を行う。

報告を必要とする災害は、以下のとおりである。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、本部長（町長）はこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長（町長）は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の権限の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、本部長（町長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

救助の種類	実施機関
○ 避難所の設置	知事
○ 応急仮設住宅の供与	及び
○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	町長

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与○ 医療及び助産○ 被災者の救出○ 被災した住宅の応急修理○ 学用品の給与○ 埋葬○ 遺体の搜索及び処理○ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | |
|--|--|

5 救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定期間を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてさしつかえない。

6 救助実施状況の報告

(1) 発生報告・・・災害発生直後に報告する。

町長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

(2) 中間報告

当該災害にかかる法適用の指定が完了した後から報告開始。救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

(3) 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

(4) 報告に当つての留意事項

ア 緊急を要するものまたは特に指示した事項については、中間報告にかかわることなく、速やかに報告する。

イ 緊急の報告手段としては電話またはファクシミリとする。

ただし、有線電話が途絶した場合は、無線または口頭による。

第14 緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

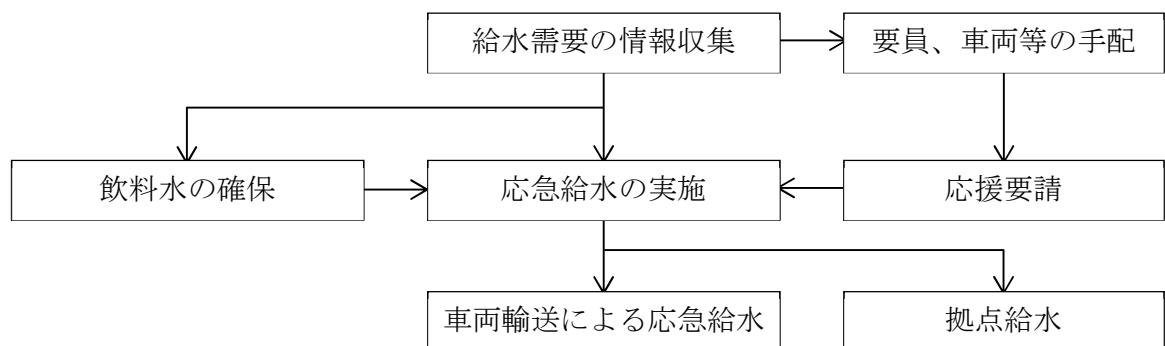
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、施設資材班、磯城郡水道企業団
----	-----------------------

対策の体系	緊急物資の供給	1 給水活動 2 食料の供給 3 生活必需品の供給
-------	---------	---------------------------------

■応急対策の流れ



1 給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄（最低3日間、推奨1週間）により対応する事を基本とする。

(1) 情報の収集

本部事務局班は磯城郡水道企業団と連携し災害発生後、速やかに次の情報を集約・整理し、被害の範囲・規模を把握する。

ア 貯水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

ウ 医療機関、福祉施設、避難所等の優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

磯城郡水道企業団は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、施設資材班と協力し、応急給水を実施する。

ア 目標量

災害発生から3日以内は、1人あたり1日3リットルを供給するなど、次表に示す給水量を目標とし、以降は、できる限り速やかに被災前の水準に回復させる。

イ 納水方法

① 納水タンク車による納水

避難所や病院、学校等の施設で、水槽または容器を備えてある場所については、納水タンク車による納水を実施する。

また、配水場が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、納水を実施する。

② トラックによる納水

診療所、福祉施設等で水槽または容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、給水容器等を使用し、トラックによる納水を実施する。

③ 応急仮設配管による納水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い給水を実施する。

ウ 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

エ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(3) 広報

本部事務局班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

ア 手 段

- ① 川西町防災行政無線
- ② 町ホームページ
- ③ 広報車
- ④ 広報紙
- ⑤ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

イ 広報内容

- ① 納水時間及び納水場所
- ② 容器持参の呼びかけ
- ③ 断水の解消見込みその他必要な情報

(4) 応援要請

磯城郡水道企業団は、十分な給水活動を実施することが困難な場合には、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

ア 納水を必要とする人員

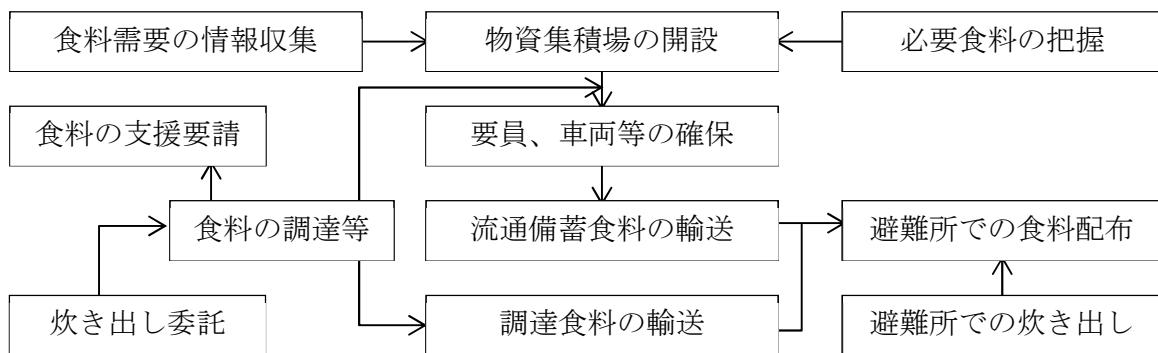
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- カ その他必要事項

2 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（最低3日間、推奨1週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ



(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ ライフライン等の被災によって調理ができない者
- ウ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- エ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(2) 必要量の把握

施設資材班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、食料供給対象者数のうち、高齢者用食やアレルギー対応食、粉ミルク等の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 食料の確保

施設資材班は、供給計画に基づき、流通備蓄食料や調達によって確保する。

ア 備蓄食料

災害発生当初は、住民及び事業所等は自らの備蓄物資により対応する。

なお、町は、必要に応じて町保有の災害用備蓄物資を供給する。

イ 調達食料

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、**本部事務局班**が県、その他市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、近畿農政局（奈良地域センター）、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(4) 県への報告と支援要請

ア 報 告

本部事務局班は、物資の調達・供給について、県との緊密な情報交換を行う。**情報交換**に当たっては**国の物資調達・輸送調整等支援システム**を活用する。

- ① 住民等の状況を把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- ② 物資を調達・供給したときは、その状況を速やかに県へ報告する。

イ 支援要請

町のみでは、食料の提供不足が生じる場合には、知事に対し、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

なお、県と連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して、直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。

この連絡を行った町長（本部長）は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

(5) 供給方法

ア 施設資材班は、調達食料を調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。

イ 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

ウ 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

(6) 炊き出しの実施

施設資材班は、組織体制等が整ってきた段階において、必要に応じて炊き出しを実施する。

ア 炊き出しの方法

- ① 炊き出しは、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。
- ② 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。
- ③ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受け入れる。

イ 炊き出しの場所

炊き出しは、既存の給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、または利用できない場所においては、応急的な調理施設及び

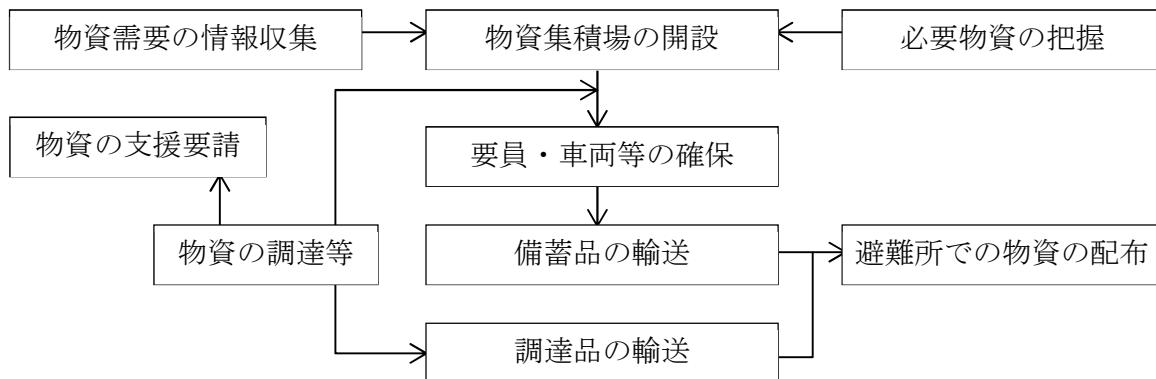
資機材の確保に努める。

3 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（最低3日間、推奨1週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ



(1) 生活必需品供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 必要量の把握

施設資材班は、生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち、ほ乳瓶、オムツ、生理用品等、老若男女のニーズの違い、要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 生活必需品の確保

施設資材班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

ア 備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

イ 調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じてその他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、本部事務局班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮するとともに、被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

① 被服、寝具及び身のまわり品

第3編 応急対策計画
第2章 発災時の対応

- ② タオル、石鹼等の日用品
- ③ ほ乳瓶
- ④ 衛生用品
- ⑤ 炊事道具、食器類
- ⑥ 光熱用品
- ⑦ 医薬品等
- ⑧ 高齢者や障がい者等に必要な介護用品・機器、補装具、日常生活用具
- ⑨ その他必要なもの

(4) 供給方法

- ア 備蓄品は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。
- イ 調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。
- ウ 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。
- エ 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。
なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

(5) 備蓄物資の在庫場所

川西町防災備蓄倉庫及び各指定避難所とする。

(6) 物資集積場所

被害の状況等により本部長が必要と認めた時は、川西小学校に救援物資集積所を設け、物資の集積及び配分を行う。

第15 防疫・保健衛生活動

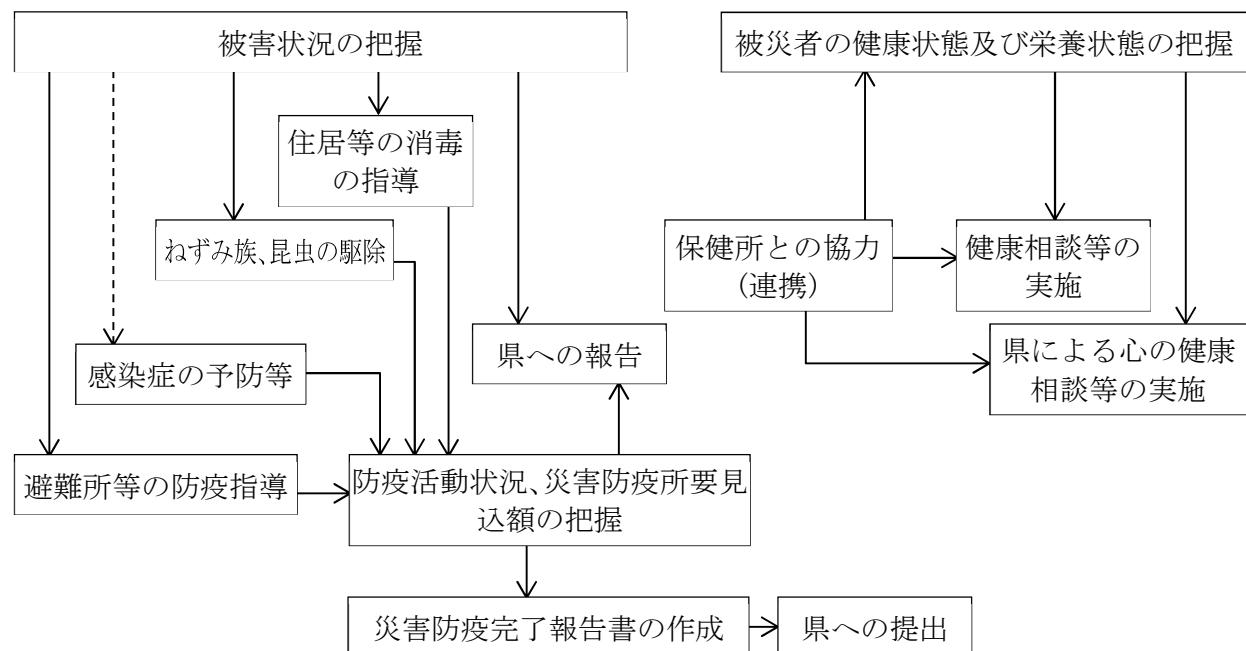
感染症、食中毒の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	救護厚生班、関係機関
----	------------

対策の体系	防疫・保健衛生活動	1 防疫活動	
		2 食品衛生管理	
3 被災者の健康維持活動			
4 環境保全対策			
5 愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策			

■応急対策の流れ



1 防疫活動

救護厚生班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県（中和保健所）と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、中和保健所に協力を要請する。

なお、中和保健所内においても実施が困難な場合は、[県福祉医療部](#)保健予防課に連絡し、他の保健所管内の市町村または県からの応援を得て実施する。

(1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）

県（中和保健所）の指導、指示により、浸水家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

第3編 応急対策計画
第2章 発災時の対応

- (2) ねずみ族、昆虫の駆除（感染症法第28条）
県（中和保健所）の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫の駆除を実施する。
特に、避難所等における感染症のまん延を防止するため、必要に応じて消毒方法の助言や駆除指導等を依頼する。
- (3) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
救護厚生班は、被災地域における感染症の未然防止または拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、中和保健所及び桜井地区医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。
また、被災地域において感染症患者または病原体保有者が発生した場合、直ちに県（中和保健所）と連携し予防措置を行う。
- (4) 防疫調査・健康診断
救護厚生班は、中和保健所、桜井地区医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。県は、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定により適切な措置を行うことになっており、救護厚生班は、その実施に際しては協力する。
- (5) 避難所等の防疫指導
中和保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。
なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。
- (6) 衛生教育及び広報活動
被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を、適宜中和保健所の指導、指示を受け、実施する。
- (7) 防疫・保健衛生用資器材の調達、確保
防疫及び保健衛生に必要な噴霧器、運搬器材、薬品等については、備蓄量を確認のうえ、不足分の調達、補充等を行う。
- (8) 県への応援要請
町単独での防疫活動の実施や、資機材の調達が困難な場合は、県に応援を要請する。
- (9) その他の措置
その他、感染症法により、県の指示を受け必要な措置を行う。
- (10) 報告
中和保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。
- (11) 災害防疫完了後の措置
災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、本部事務局班及び中和保健所を経て県に提出する。

2 食品衛生管理

救護厚生班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、中和保健所が実施する活動に協力する。

(1) 食中毒の防止

中和保健所は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

- ア 炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
- イ 食品取扱者の衛生指導及び健康診断（検便）
- ウ 飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
- エ 食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

(2) 食中毒発生時の対応方法

救護厚生班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

なお、被害の拡大が懸念される場合、速やかに県へ連絡するとともに、状況により県に支援を要請する。

3 被災者の健康維持活動

救護厚生班は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、桜井地区医師会等の関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、**要配慮者**の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配について、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。

(1) 巡回相談等の実施

- ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
- イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
- イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科医や精神保健福祉士等による精神科救護所を設置する。

4 環境保全対策

救護厚生班は、災害発生後、環境省及び県等と連携し、災害に伴う有害物質の流出や被災建物等の撤去作業中に発生する粉じんやアスベスト等による環境汚染等、被災地の環境保全に関する対策を定める。

(1) 対象とする環境汚染の種類等

- ア 対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動とする。
- イ 対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用または排出される有害物質とする。

(2) 環境汚染対策

ア 初期情報収集及び現地確認

関係機関等から、災害の規模、範囲及び工場の被害等に関する情報等を入手するとともに、現地確認を行う。

イ 災害時の環境汚染モニタリング体制の整備

環境省及び県等と災害時における環境測定の協力体制を構築する。

(3) 環境保全措置

ア 工場等に対する一般的措置

発生源の調査に際して、各工場等に対し、必要な保全措置の実施及びその報告並びに法令に基づく届出等を指導する。

イ 保全対策の基本方針

発生源及び環境汚染状況調査結果に基づき、各調査の段階において、汚染状況の評価を行い、環境汚染の原因と汚染の継続性から分類した環境汚染の状況の区分ごとに、環境保全措置を講じる。

ウ 災害復旧に伴う環境保全

① 家屋解体・撤去に伴う環境保全対策

a 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、アスベスト、騒音、振動等の公害を防止するに必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について、必要に応じて文書により要請する。なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導する。

b 適宜現場パトロールを行い、a の遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。

② 災害廃棄物処分に伴う環境保全対策

a 処分計画の立案にあたり、環境保全の観点から適切な処分が実施されるよう環境保全対策を計画する。

b 処理施設等（焼却施設、破碎施設、最終処分等）の設置にあたっては、必要な公害防止施設を設置する。

c 施設の稼働にあたっては、法令に基づき排ガス測定等を実施する。

d 必要に応じ、周辺環境調査を行い、環境影響の程度を確認する。

③ 交通量の増加に伴う自動車公害対策

交通量の増加が著しい路線がある場合、騒音等の測定を行い、著しい被害が長期継続すると予想される場合は、道路管理者等と環境保全のための措置について協議を行う。

5 愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策

救護厚生班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、愛玩動物の収容、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

(1) 飼育者の責務

愛玩動物の飼育者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(2) 放浪動物の保護収容

救護厚生班は、被災によって、飼育されていた動物が放浪することによる住民への危害発生の防止に努める。

具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

ア 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、放浪動物の保護・収容等を行う。

イ 特定動物による人等への危害防止

特定動物※が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、救護厚生班、県、天理警察署等の関係機関が連携し、人への危害、財産等への侵害を防止する。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ワニなど)

(3) 避難所における動物の適正な飼育

救護厚生班は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、次のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。

イ 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。

ウ 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

(4) 死亡動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明または所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、救護厚生班が各部、関係機関と協力して、次のとおり行う。

ア 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。

イ 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

第16 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者等は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、被害状況について、町及び県に報告する。

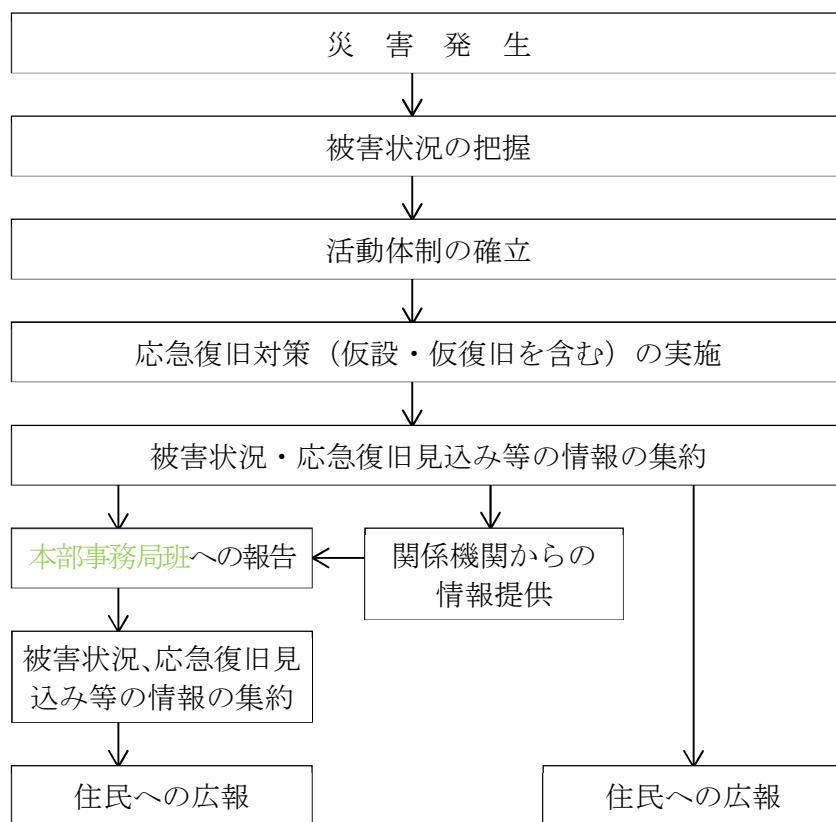
また、災害によって途絶したライフライン施設については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《実施担当》

担当	施設資材班、磯城郡水道企業団、関係機関
----	---------------------

対策の体系	ライフライン等の確保	1 上水道 (磯城郡水道企業団)
		2 下水道
		3 電力 (関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)
		4 都市ガス (大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部)
		5 L P ガス (L P ガス事業者)
		6 電気通信 (西日本電信電話株式会社)

■応急対策の流れ



1 上水道

(1) 活動体制

磯城郡水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、県、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 応急措置

磯城郡水道企業団は、災害が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止または制限など二次災害の防止措置を講じる。

特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用的禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、県（広域水道センター・水資源政策課）、磯城消防署、天理警察署への通報、並びに付近住民への広報を行う。

(3) 応急復旧の方針

ア 施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒剤等を調達して復旧体制の確保を図り、避難所、病院、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。

イ 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。

(4) 広 報

ア 上水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

イ 磯城郡水道企業団ホームページで広報するとともに、町ホームページ、広報車、自治会線放送等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに及び節水に努めるよう広報を依頼する。

2 下水道

(1) 応急復旧

農業商工・施設係は、被災した下水道施設の応急復旧を実施する。

ア 被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。

イ 原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。

ウ 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。

エ 他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

(2) 広 報

ア 下水道施設の被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

イ 川西町防災行政無線、町ホームページ、広報車等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報を行うとともに節水に努めるよう広報する。

3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その規模及び状況により、災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

イ 災害の規模等に応じた現場調査体制の確立などにより、停電状況、被害状況の迅速な把握に努める。

ウ 電力需要の実態に鑑み、災害発生時においても原則として送電を継続するが、災害の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、または町、県、奈良県広域消防組合、天理警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる

この場合、町、県、奈良県広域消防組合、天理警察署に通報するとともに、付近住民に周知する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況によっては、他の電力事業者との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等によって応急送電を行う。

ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他の電力事業者に応援を要請する。

エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広 報

ア 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

4 都市ガス（大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部）

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

災害情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報の実施 災害時において混乱を防止し、被害を最小限に止めるため必要な時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所を原則と

して優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

5 LPガス（LPガス事業者）

LPガス事業者は、LPガス施設の被災による災害を最小限に止め、LPガスの消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(1) 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア LPガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつLPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ 確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無またはその発生のおそれの有無、容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ 確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止または容器撤去を行う。

エ 大規模災害が発生した際は、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

(2) 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のLPガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

ア 安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められたLPガス設備全てとする。

イ 安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

ウ 安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

6 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その規模及び状況により、災害情報連絡室または災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

- ア 災害のため通信が途絶した場合は、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。
- イ 災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。
- ウ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
- エ 災害発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れがある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

(2) 設備の応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。

また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

(2) 広 報

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

第17 農業関係応急対策

災害が発生した場合、農業関係の被害拡大を防止するため、農業に関する応急対策を実施する。

《実施担当》

担当	施設資材班、関係機関
----	------------

対策の体系	農業関係応急対策	1 農業用施設
		2 農作物
3 畜産		

1 農業用施設

施設資材班、土地改良区は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

- (1) 施設資材班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。
- (2) 土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

2 農作物

- (1) 災害対策技術の指導

施設資材班は、県及び奈良県農業協同組合と協力して、被害を最小限に��い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

- (2) 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

施設資材班は、必要に応じて、県に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

3 畜 産

施設資材班は、災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するため、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第18 教育関係応急対策

教育総務班は、災害に際して、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、学校教職員、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

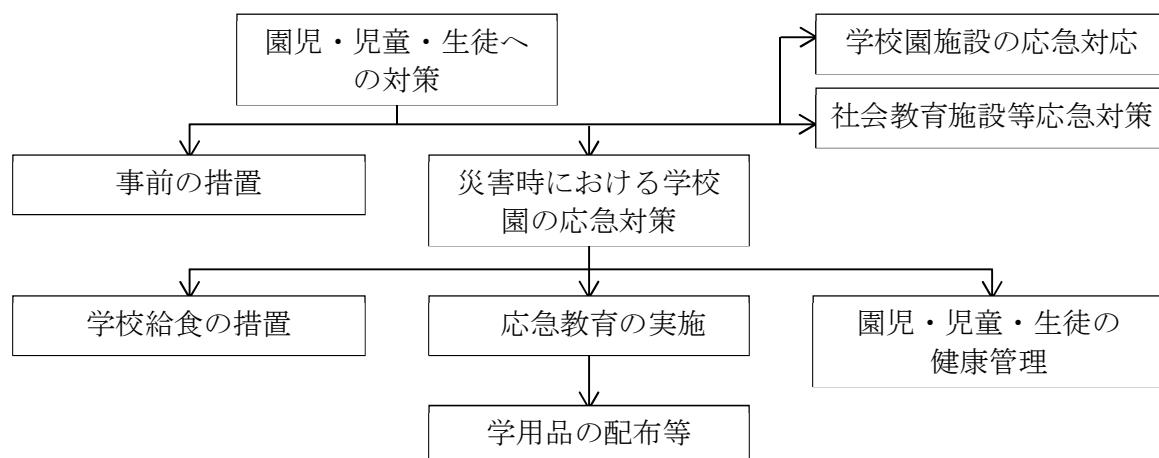
なお、その他の教育施設については、各関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町の幼稚園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

《実施担当》

担当	教育総務班、救護厚生班
----	-------------

対策の体系	応急教育等	1 学校・園施設の応急対策	
		2 応急教育の実施	
3 園児・児童・生徒の援助等			
4 社会教育施設等の応急対策			

■応急対策の流れ



1 学校・園施設の応急対策

教育総務班は、各学校・園長等と連携し、以下のとおり災害発生後の応急対策を行う。

(1) 園児・児童・生徒の安全確保

幼稚園、小中学校の各学校・園長等は、災害の発生に際しては、以下のとおり行う。

- ア 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育総務班に連絡・報告する。
- イ 通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。
ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。
- ウ 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき、所属の学校・園に参集し、園児・児童・生徒の安否確認を行うとともに、

町が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校・園舎の管理のための体制の確立に努める。

(2) 施設の被害状況の把握・報告

ア 幼稚園、小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育総務班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。

- ① 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
- ② 教職員の被災状況
- ③ 学校・園施設の被害状況
- ④ 応急措置を必要と認める事項

イ 教育総務班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、直ちに**本部事務局班**に被害状況を報告するとともに、必要に応じて、速やかに県教育委員会に報告する。

- ① 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
- ② 教職員の被災状況
- ③ 学校・園施設の被害状況
- ④ その他教育施設等の被害状況
- ⑤ 応急措置を必要と認める事項

(3) 避難所等の開設及び運営への協力

避難所等、災害対策活動の拠点となる小中学校では、その開設及び運営に協力する。

(4) 応急復旧対策

教育総務班は災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い通常の授業の実施体制を整える。

ア 災害による被害の軽易な復旧は、学校・園長に委任する。

イ 授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。

ウ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園舎等の建設を検討する。

エ 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

- ① 隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
- ② 学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

2 応急教育の実施

教育総務班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

(1) 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア 臨時休校
- イ 短縮授業
- ウ 二部授業
- エ 分散授業
- オ 複式授業
- カ 上記の併用授業

(2) 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、夏期休業日を利用する振替授業や、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど、授業時数の確保に努める。

(3) 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

- ア 不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- イ 当該学校内で操作できない場合は、教育総務班において操作する。
- ウ 教育総務班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

(4) 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入禁止区域の設定等安全対策を講じる。

また、園児・児童・生徒に対して、危険防止に関する指導の徹底を図る。

(5) 転校措置

児童・生徒の転校・園手続き等の弾力的運用を図る。

3 園児・児童・生徒の援助等

教育総務班は、救護厚生班、各学校・園長等及び関係機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くす。

また、被災によって就学が困難となり、または学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

(1) 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

ア 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施す

る場合

- イ 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- ウ 感染症の発生が予想される場合
- エ 給食物資が入手困難な場合
- オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(2) 健康管理

- ア 被害の状況を勘案し、学校・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- イ 被災地域の園児・児童・生徒に対して、学校医及び中和保健所、救護厚生班と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- ウ 被災した園児・児童・生徒に対しては、中和保健所等の専門機関との連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。
- エ 被災状況に応じて、救護厚生班、中和保健所と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

(3) 就学援助等に関する措置

教育総務班は、被災によって就学が困難となり、または学資の支弁が困難となった町立・組合立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

(4) 教科書及び学用品の支給

教育総務班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

4 社会教育施設等の応急対策

教育総務班は、災害に際して、所管する社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

(1) 利用者の安全確保

施設管理者は、災害発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期または利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

(2) 避難誘導

施設管理者は、施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

(3) その他の応急措置

- ア 施設管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。
- イ 施設管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。
- ウ 施設管理者は、以下の項目について、教育総務班に速やかに連絡・報告する。
なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について

第3編 応急対策計画
第2章 発災時の対応

把握している限りを報告する。

- ① 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- ② 職員の被災状況
- ③ 施設の被害状況
- ④ 応急措置を必要と認める事項

エ 教育総務班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、**本部事務局班**に被害状況を報告する。

- ① 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- ② 職員の被災状況
- ③ 社会教育施設の被害状況
- ④ 応急措置を必要と認める事項

第19 遺体の収容・処理及び火葬等

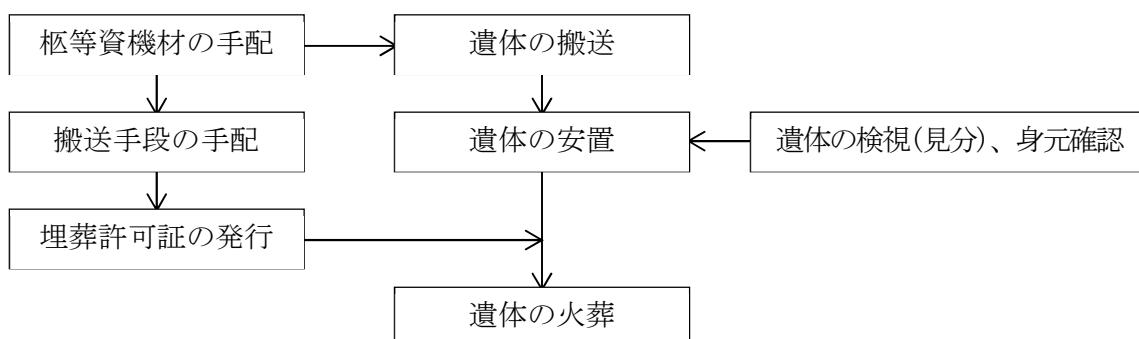
天理警察署と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	救護厚生班、関係機関
----	------------

対策の体系	遺体の収容・処理及び火葬等	1 初期活動 2 遺体の収容 3 遺体の処理 4 遺体の火葬等
-------	---------------	--

■応急対策の流れ



1 初期活動

救護厚生班は、災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により、全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数及び予測数についても把握する。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を把握する。

2 遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

(1) 遺体を発見した場合の措置

- ア 遺体を発見した場合、発見者は速やかに天理警察署に連絡する。
- イ 天理警察署は、遺体の調査等及び検視その他所要の処理を行った後、医師による検査・死体検案書を発行し、救護厚生班に引き渡す。

(2) 遺体の収容

救護厚生班は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

ア 遺体収容所の開設

遺体収容所は、大規模災害等によって多数の遺体を収容しなければならない場合に備え、公共施設等の中からあらかじめ遺体収容所を選定しておき、災害状況に応じて適宜施設管理者と協議して開設する。

イ 収容

行方不明者捜索等により遺体を発見した場合は、町本部及び天理警察署等関係機関が

連携して、遺体収容所等に収容する。

ウ 遺体の調査等及び検視・検案

警察官による遺体の調査等及び検視、医師の検案は、現場、医療救護所及び遺体収容所において行う。

3 遺体の処理

救護厚生班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、桜井地区医師会等の関係機関の協力を得て、遺体の処理を実施する。

(1) 遺体の処理方法

ア 遺体の処理範囲

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存

イ 資機材等や車両の調達

- ① ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- ② 資機材等や車両の調達が困難な場合は、[本部事務局班](#)を通じて県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

ウ 遺体の身元確認

- ① 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- ② 身元不明の遺体については、天理警察署、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い身元の確認に努める。
ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

エ 遺体の引き渡し

- ① 身元が判明し、遺族、親戚等の引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

(3) 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を作成する。

ア 遺体処理台帳

イ 遺体処理支出関係書類

4 遺体の火葬等

救護厚生班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬等を行う。

(1) 遺体の火葬等方法

- ア 対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- イ 町内の火葬場で対応できない場合は、**本部事務局班**を通じて県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- ウ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては靈柩車以外の車両を使用できることとし、**本部事務局班**が確保する。
- エ 身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき、救護厚生班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。
なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- オ 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

(2) 火葬等の期間

- 遺体の火葬等の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- ただし、現に遺体を火葬等する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

(3) 火葬等に関する書類

火葬等を実施するために必要な次の書類を作成する。

- ア 埋葬・火葬台帳
- イ 埋葬・火葬支出関係書類

(4) 大規模災害発生時の広域火葬の実施要請

救護厚生班は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の火葬が速やかに実施できるよう、**本部事務局班**を通じて、県に対し、県内他市町村、または近隣市町村の火葬受け入れによる広域火葬を要請する。

救護厚生班は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

第20 廃棄物の処理等

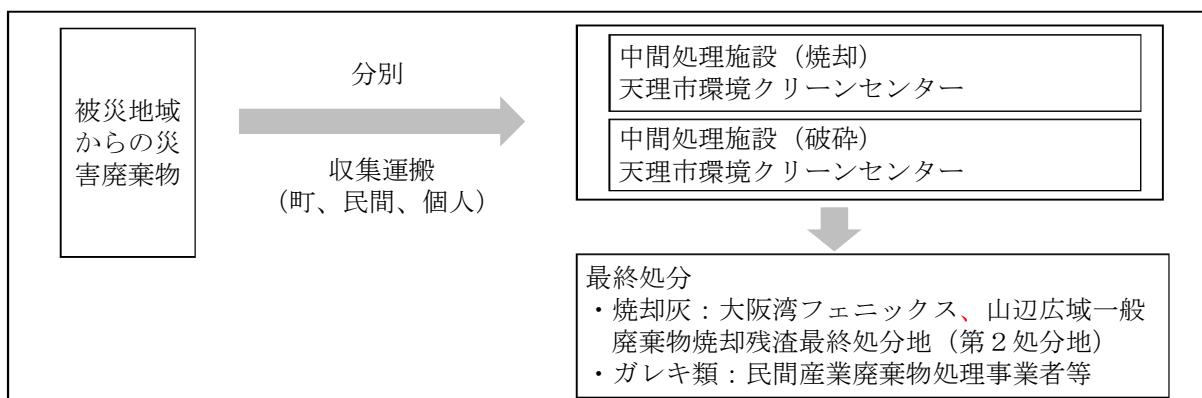
し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《実施担当》

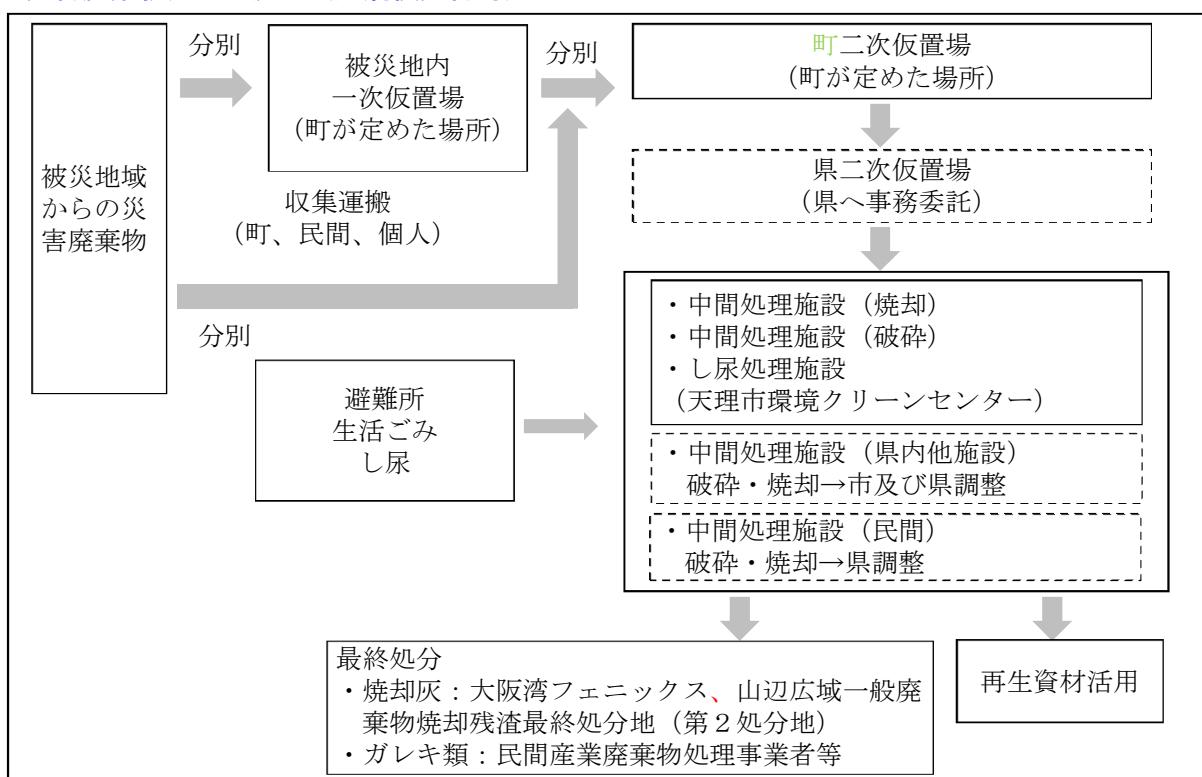
担当	救護厚生班、施設資材班、関係機関		
対策の体系	廃棄物の処理等	1 し尿処理	2 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理
		3 災害廃棄物処理	4 その他

奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）の「災害規模に応じた災害廃棄物処理の考え方」に基づき、本町が委託している天理市または広域における処理主体、処理方針等を決定する。

■災害廃棄物処理の流れ（通常災害時）



■災害廃棄物処理の流れ（大規模災害時）



※破線は、他市町又は県に処理を委託する場合

1 し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。

- (1) 避難人数を把握するなど、避難所等に必要な仮設トイレの数と種類を算出する。
- (2) 備蓄資材が不足する場合等、必要に応じ、県に支援を要請し、他自治体、関係団体からの協力を得て、仮設トイレ（消臭剤等を含む）を確保、優先順位に配慮のうえで設置を行う。
- (3) し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。
- (4) 仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について住民へ継続的な指導を行う。
- (5) し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。
- (6) 避難所の閉鎖や縮小にあわせて仮設トイレの撤去を行う。

2 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理

避難所ごみを含む生活ごみは、やむを得ない場合を除き、天理市環境クリーンセンターにて処理を行うこととし、仮置場には搬入しない。

- (1) 避難所等の生活ごみは、発災後3から4日後に収集と処理の開始を目指す。
- (2) 避難所に廃棄物の性状や搬出頻度に合わせた一時的な保管場所を確保する。
- (3) 特別管理廃棄物（感染性廃棄物）については、屋内で隔離された場所で保管するなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の基準に準拠した保管を行う。
- (4) 避難所では、避難者に対して分別方法の周知を行う。
- (5) 避難所ごみ発生量を、実際の排出量・避難者数などを参考に推計する。
- (6) 避難所ごみは、収集運搬ルートを定め計画的な収集運搬と処理を行う。
- (7) 収集運搬車両が不足する場合には、奈良県に要請する他、許可業者にも要請する。
- (8) 避難所の閉鎖や縮小にあわせて収集運搬ルートの見直しを行うとともに、平常時の処理体制に順次移行する。

3 災害廃棄物処理

- (1) 災害廃棄物処理実行計画
 - ア 災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と天理市環境クリーンセンターの処理可能量を把握し、本計画を見直し、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
 - イ 復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗にあわせて、実行計画の見直しを行う。
 - ウ 災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直しする。
- (2) 収集運搬計画
 - ア 災害廃棄物の収集運搬と避難所および家庭から排出される廃棄物を収集運搬するための車両を確保する。

- イ 収集運搬車両および収集運搬ルート等の被災状況を把握し、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。
- ウ 通常使用している収集車両が使用できないなど不足する場合は、協定に基づき、県や関係団体に支援を要請する。
- エ 災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などの変化に応じて収集運搬車両の必要数を見直し、収集運搬ルートの効率化を図る。

(3) 発生量・処理可能量

- ア 発災後は、災害廃棄物の発生量推計値と実際の廃棄物量を比較し、処理可能量にあわせて作業内容を見直し、災害廃棄物処理実行計画に反映するものとする。
- イ 発生した災害廃棄物およびし尿は、自区内及び天理市の処理施設で対応するものとするが、施設の被災状況や廃棄物量を勘案し、相互支援協定に基づき県に支援を要請し広域処理を行う。
- ウ 発災時は、家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物等の発生量を推計し、他市町村への応援要請の検討や仮置場の確保を行う。
- エ 廃棄物処理施設や周辺道路の被災状況を把握し、処理施設の稼働の可否を確認する
- オ 処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果をもとに、廃棄物の発生量および要処理量の見直しを行う。

(4) 処理スケジュール

- ア 災害廃棄物発生量、処理施設の被災、再生利用方法等を踏まえた処理スケジュールを作成し、災害廃棄物処理実行計画に反映する。
- イ 災害廃棄物処理が長期に及ぶ場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、災害廃棄物の処理完了のそれぞれについて目標期限を設定し、広域処理を含めたスケジューリングを行う。
- ウ 災害廃棄物処理の進捗に応じ、処理見込量を算出し、スケジュールを見直す。

(5) 仮置場の設置、運営管理、返却

仮置場は、主に一時的な仮置きを行う一次仮置場（分別等が行われることもある）と、主に災害廃棄物の破碎・選別、焼却処理等を行う二次仮置場に分けて設置する。

＜仮置場の設置、運営＞

- ア 被害状況に合わせて災害廃棄物量を推計し二次仮置場を選定する。
- イ 仮置場の選定は、候補地リストの中から、復興に向けた各種計画（復旧・復興計画、都市計画等）を勘案し、関係部局と調整のうえ設置を進める。
- ウ 一次仮置場および二次仮置場の所在地、搬入ルールを周知、広報する。
- エ 一次仮置場の管理方法を地元と協議する。
- オ 仮置場候補地は、平常時に土壌汚染調査を実施しておくことが望ましいが、実施しない場合には、使用する前に土壌の汚染状況を確認する。
- カ 仮置場を設置する際には、保管する予定の廃棄物の性状に応じて、土壌汚染防止策の検討（盛土、仮舗装、シート敷設、排水処理施設等）を行う。

キ 被害状況を反映し、実際に計量・推計された発生量をもとに、必要面積の見直しを行う。

<仮置場の運用ルールとして必要な事項>

- ア 仮置場は、効率的な受入・分別・処理ができる配置・搬入導線に配慮する。
- イ 悪臭及び害虫、火災防止等の対策を行い、周辺への環境上の影響を防ぐ。
- ウ 必要な人員、機材を配置（管理者、作業人員、重機、消火器等）する。
- エ 災害廃棄物の数量管理（台数のカウント、トラックスケールの設置等）を行う。

(6) 一般廃棄物処理（ごみ・し尿）施設等への対策

本庁が処理を委託する天理市の対策を以下に示す。

- ア 発災直後は、施設・設備の被害状況を確認し、必要な応急復旧を実施する。
- イ ライフラインの遮断、施設被害等に対する復旧、補修に必要な資機材、燃料の確保および人材の手配（施設のプラントメーカー等）を行う。
- ウ 廃棄物処理施設の運転にあたっては、処理不適物の混入や施設の稼働状況等の確認について、平常時よりも慎重な運転管理を行う。
- エ 施設が被災した場合は、迅速に復旧をはかる。
- オ 施設等の復旧にあたって、国庫補助を活用する場合は、記録の保存等必要な手順について関係機関と調整を行う。

(7) 分別・処理・再生利用

- ア 災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。
- イ 廃棄物の腐敗等への対応を講ずる。害虫駆除や悪臭対策にあたっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。
- ウ 緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別・保管を行う。
- エ 水産廃棄物を含む腐敗性廃棄物が大量に発生した場合、冷凍保存されていないものから優先して処理する。水産加工品は、プラスチックや紙などの容器類も付随しており、これらはできる限り分別する。

発生量が多く、腐敗が進むような場合の緊急的な対応は、以下とする。

- ①石灰（消石灰）の散布や段ボール等による水分吸収による公衆衛生確保を実施する。
- ②実態・必要性を把握後、原則として焼却処分を実施する。
- オ 復旧事業等において、再生利用製品の活用が望まれることから、再生利用製品の品質・安全性に配慮した分別・処理を行う。
- カ 再生利用の実施にあたっては、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

(8) 最終処分

- ア 再生利用や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、実際の処分予定量に応じた最終処分場先を確保する。

- イ 再生利用や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、実際の処分予定量に応じた最終処分場先を確保する。
- ウ 最終処分場の受入可能量に基づき、計画的に搬送を行う。
- エ 最終処分場の確保が困難な場合、県へ支援を要請する。

(9) 広域処理

- ア 当町区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県への事務委託を含めた広域処理を検討する。
- イ 広域処理が必要と判断した場合には、協定に基づき県と協議のうえ、実施に向けた調整を行う。

(10) 有害物質含有廃棄物等の対策

- ア 有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。
- イ 混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。
- ウ 有害物質等の有無は、事前に整理してある地図等を参考とする。
- エ 放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の指針に従い処理を行う。
- オ 所有者不明の有害物質を含む廃棄物は、災害予防で検討した方法により処理ルートを確保する。

(11) 県からの災害廃棄物処理緊急支援要員派遣

県が災害廃棄物対策本部を設置した場合、県から災害廃棄物処理緊急支援要員が被災市町村へ派遣される。緊急支援要員は、災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集を行うとともに、市町村が実施する災害廃棄物処理への支援（仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等）に従事する。

町は、県から派遣された災害廃棄物処理緊急支援要員と連携して、災害廃棄物の適切な処理を実施する。

4 その他

(1) 環境対策、モニタリング、火災防止対策

- ア 発災後は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所での環境モニタリングを実施し、その結果を適時公表する。
- イ 環境モニタリング項目は、平常時の検討に被災状況を踏まえて決定する。
- ウ 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤、シート被覆等の対応を実施する。
- エ 仮置場での火災対策では、廃棄物の性状に応じ積み上げ高さの制限（5m以下）、堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置など

を実施するほか、必要に応じて定期的に温度計測を行う。あわせて、火災発生時の初期消火機材、訓練等の体制を整える。

オ 引き続き、必要に応じ、建物の解体、撤去現場や仮置場での環境モニタリングを実施する。

(2) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

ア 人命を優先したうえで、通行上支障があるもの、倒壊の危険のある建物を優先的に解体する。解体にあたっては、分別処理を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体の禁止を徹底する。

イ 解体撤去の計画、解体現場の指導等は、土木・建築担当課と連携して行う。

ウ 建物の解体・撤去については、所有者等の申請に基づき、現地調査による危険度判定及び住家被害認定調査や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

エ 解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。

オ 解体前調査で石綿の使用が確認された建物を解体する場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき必要な手続きを行い、石綿を除去し、適正に処分する。

(3) 仮設処理施設

ア 被害状況を踏まえ、仮設処理施設の設置が必要と判断される場合には、施設種別、規模など設置手続きについて県と協議を行う。

イ 災害廃棄物を焼却処理する場合は、土砂等の不燃物を取り除くなど、事前に災害廃棄物の分別を徹底し、クリンカ※や残渣物の発生を抑制する。

ウ 使用が終わった仮設焼却炉の解体・撤去にあたっては、ダイオキシン類や有害物質等に汚染されている場合があるので、関係法令を順守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討する。

※クリンカ…粉碎した鉱物などが溶融し、炉壁などに付着した塊状の物質

(4) 思い出の品

ア 思い出の品や貴重品は、保管場所の確保を行い、ルールにのっとり、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。

イ 貵重品の取扱いについては、警察と連携をはかる。

ウ 歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底する。

第21 ボランティア等自発的支援の受け入れ

受援・庶務班及び救護厚生班は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

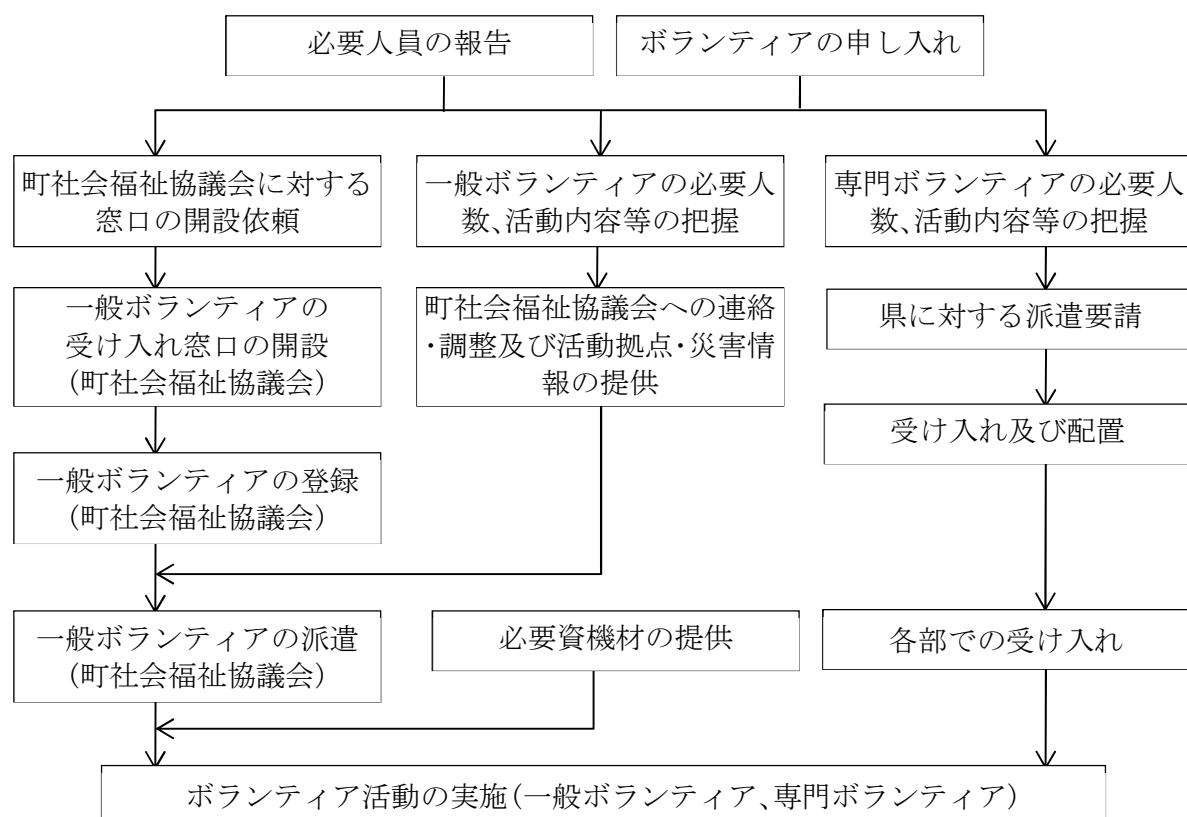
《実施担当》

担当	受援庶務班、救護厚生班、社会福祉協議会、関係機関
----	--------------------------

対策の体系	ボランティア等自発的支援の受け入れ	1 ボランティアの受け入れ 2 義援金・救援物資の受け入れ及び配分 3 海外からの支援の受け入れ
-------	-------------------	--

1 ボランティアの受け入れ

■応急対策の流れ



県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、県が運営しているボランティア・N P O活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

(1) ボランティアの受け入れ対応

- ア 町は、受け入れに必要な被災ニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- イ 町は県及び社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティアの受け入れに必要な被災ニーズ把握に努め、受け入れに必要な被災ニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。

イア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

ウ 県及び県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。

(2) 一般ボランティアの受け入れ

ア 活動内容

受援庶務班は、各班が所管する応急対策の実施に当たっては、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）をとりまとめ、救護厚生班に連絡する。

- ① 被災者に対する炊き出し
- ② 救助物資の仕分け・配付
- ③ 高齢者・障がい者など要配慮者の介助
- ④ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- ⑤ 要配慮者のニーズ把握や安否確認
- ⑥ その他被災者に対する支援活動

イ 人材の確保

受援庶務班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

また、県の紹介窓口を通じて一般災害ボランティアを確保するとともに、テレビやラジオ等の報道機関を通じて募集を行う。

これらのボランティアについては、応急活動所管各班やボランティアを必要とする自治会及び避難所の要請内容等を確認・調整した上で派遣する。

ウ 受け入れ窓口の開設

救護厚生班は、町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受け入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

エ ボランティア保険への加入

町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

(3) 活動支援体制

ア 必要資機材、活動拠点の提供

救護厚生班は、町社会福祉協議会が設置する町ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

イ 災害情報の提供

救護厚生班は、町ボランティアセンターとの連絡・調整にあたり、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報をICTやSNSを活用して提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

(4) 専門的なボランティアの取り扱い

ア 人材の確保

ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、受援庶務班は、各班が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

専門的なボランティアは次のとおりである。

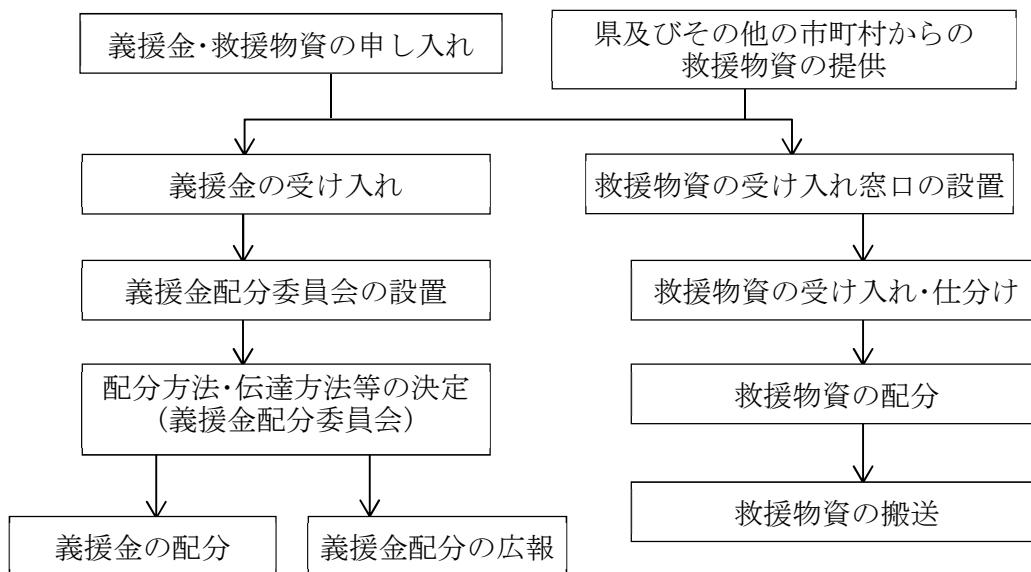
- ① 医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保険師、看護師、助産婦等）
- ② ボランティアコーディネーター
- ③ アマチュア無線技師
- ④ 通訳（外国語、手話）
- ⑤ 特殊車両等の操縦、運転の資格者等

イ 受け入れ及び配置

受け入れ及び配置については、受援庶務班が行う。

2 義援金・救援物資の受け入れ及び配分

■応急対策の流れ



寄託された義援金・救援物資の受け入れ及び配分を行う。

(1) 義援金の受け入れ及び配分等

ア 受け入れ

受援庶務班は、義援金の受け入れ窓口を開設し、町としての受け入れ業務を行う。

義援金の受け入れに際しては、受け入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

イ 保 管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

ウ 配 分

① 義援金の配分については、**本部事務局班**が関係機関と協議のうえ配分計画を決定する。

② 配分に際しては援助物資の配分に準じるが、援助物資と混同することなく明確に区分処理し、その受領、配分については必ず受払の記録を残し、また受領書を**徴しておく**ものとする。

エ 日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

受援庶務班は、日本赤十字社奈良県支部、または義援金募集委員会等が行う義援金の受け入れ・管理等について、川西町防災行政無線、町ホームページ、広報紙等により広報活動その他必要な支援を行う。

(2) 救援物資の受け入れ及び配分

救護厚生班は、救援物資の受け入れ及び配分を行う。

ただし、大規模災害発生により町の受け入れ体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受け入れが困難であり、当面の受付は義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

ア 受け入れ

① 町役場等に救援物資の受け入れ窓口を開設し運営を行う。

② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受け入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

③ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- a 受入品目の限定（必要物資、不要物資、当面必要でない物資）
- b 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること
- c 複数の品目を梱包しないこと
- d 腐敗する食料は避けること
- e 近隣で協力者がある場合は、その方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること

イ 保 管

救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

ウ 救援物資の配分

救援物資の配分については**要配慮者**を優先し、救護厚生班と協力して実施する。

エ 救援物資の搬送

① 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

② 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

3 海外からの支援の受け入れ

海外からの支援について、国が作成する受け入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

なお、海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

(1) 連絡調整

受援庶務班は、海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受け入れ

受援庶務班は、各班、県等関係機関と連携し、海外からの支援の受け入れを以下のとおり行う。

ア 次のことを確認のうえ、受け入れ準備を行う。

- ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- ② 被災地域のニーズと受け入れ体制

イ 海外からの支援の受け入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ① 案内者、通訳等の確保
- ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

第22 文化財応急対策

教育総務班は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者または管理責任者と協力して被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。

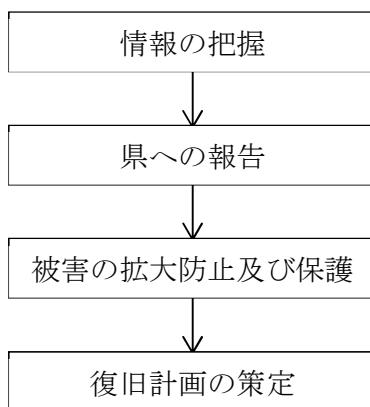
また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

《実施担当》

担当	教育総務班
----	-------

対策の体系	文化財応急対策	1 災害発生の通報
		2 被害状況の調査・復旧対策

■応急対策の流れ



1 災害発生の通報

- (1) 教育総務班は、災害発生後、町指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。
- (2) 県指定文化財の所有者または管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに教育総務班を通じて、県教育委員会へ報告する。
- (3) 県教育委員会は、報告を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。

2 被害状況の調査・復旧対策

- (1) 教育総務班は、被害調査後、判明した状況から町指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- (2) 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
なお、現地調査の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 県教育委員会は、被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。
ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

第23 社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

《実施担当》

担当	本部事務局班、関係機関
----	-------------

対策の体系	社会秩序の維持	1 警備活動
		2 住民への呼びかけ
3 物価の安定及び物資の安定供給		

1 警備活動

町は、公共の安全と秩序を維持するため、天理警察署と連携し、自主防災（防犯）組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

2 住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

3 物価の安定及び物資の安定供給

町、県及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

(2) 生活必需品等の確保

町は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(3) 物価の監視

町は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

(4) 金融機関における預貯金払戻等

ア 町は、県を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

- ① 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失または流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

- ② 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ③ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- イ 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の押印による預り金払い出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第24 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成25年6月改正災害対策基本法）

内閣総理大臣により、川西町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

■災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（建築物の工事施工に関する消防長または消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第3章 その他災害応急対策

項目	担当
第1 大規模火災対策	本部事務局班、奈良県広域消防組合、消防団
第2 危険物等災害応急対策	本部事務局班、奈良県広域消防組合、天理警察署
第3 突発重大事故災害応急対策	本部事務局班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、天理警察署

第1 大規模火災対策

《実施担当》

担当	本部事務局班、奈良県広域消防組合、消防団
----	----------------------

対策の体系	大規模火災対策	1 警戒活動	
		2 市街地火災応急対策	
3 人命救助活動			
4 消防活動に係る応援の要請・受け入れ			
5 地域住民との連携			

1 警戒活動

(1) 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、知事は、町長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 火災気象通報の通報基準は、気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一である。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 町長は、知事から火災気象通報を伝達された場合、または気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて、消防法22条第3項の定めによる火災警報を発表する。

(2) 火災発生状況の把握

奈良県広域消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るために、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

また、町は消防水利としてため池を使用する場合、水利組合との連絡調整を行う。

(3) 住民への周知

奈良県広域消防組合は、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。

周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

2 市街地火災応急対策

奈良県広域消防組合は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

本部事務局班は、各班をとりまとめ、これに協力し、必要な後方支援を行う。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 火災防ぎよ活動の原則

ア 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等の防ぎよを行う。

イ 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎよする。

ウ 市街地火災防ぎよ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎよを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎよにあたる。

3 人命救助活動

奈良県広域消防組合は、天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。本部事務局班は、各班をとりまとめ、これに協力し、必要な後方支援を行う。

(1) 活動の方針

ア 町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

また、奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し、応援側都道府県又は応援側市町村(以下「応援側都道府県等」という)を決定することとしている。奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに町長に報告の上、広域航空消防応援の要請を行うものとする。

町は、本部事務局班を通じ、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、奈良県広域消防組合、自衛隊等に協力を要請し、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

イ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

ウ 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的

な救助活動を行う。

- エ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージを実施し、効果的な救急活動を実施する。
- オ トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- カ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 活動の要領

- ア 重傷・重体者の救出を優先する。
- イ 被害拡大の防止を実施する。
- ウ 傷病者の救出を実施する。
- エ 救護所への傷病者の搬送を実施する。
- オ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- カ 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

4 消防活動に係る応援の要請・受け入れ

(1) 応援要請

ア 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請

災害による火災の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、協定市町村に応援を要請する。

イ 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

ウ 広域航空消防応援要請

大規模特殊災害時に、消防活動において、ヘリコプターの使用が必要と認められる場合は、知事を通じて、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請を行う。

エ 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 応援隊の受け入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

イ 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

ウ 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を

図る。

- エ 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

5 地域住民との連携

地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、自身の安全を確保した上で、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

奈良県広域消防組合は、必要に応じて、地域住民の安全を確保した上で、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2 危険物等災害応急対策

《実施担当》

担当	本部事務局班、奈良県広域消防組合、天理警察署
----	------------------------

対策の体系	危険物等災害応急対策	1 危険物施設災害応急対策	
		3 火薬類貯蔵施設災害応急対策	
4 毒物・劇物保管施設災害応急対策			
5 放射性物質保管施設災害応急対策			
6 原子力災害応急対策			

1 危険物施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、または火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

本部事務局班は、各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

(1) 施設の管理者が実施する対策

ア 関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良県広域消防組合に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良県広域消防組合のほか、町、県景観・環境総合センター、県環境政策課に、次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
- ② 通報者及び原因者
- ③ 下流での水道水源の有無
- ④ 現状及びその時点での対応状況

イ 消火活動及び被災者の救出救助

ウ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

(2) 県及び奈良県広域消防組合が実施する対策

ア 関係防災機関及び流出下流地域への通報

イ 立入禁止区域の設定及び交通規制

ウ 避難誘導及び群衆整理

エ 消防活動及び被災者の救出救助

オ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

カ 周辺住民への広報

(3) 危険物等輸送車両災害応急対策

ア 奈良県広域消防組合は、危険物、高压ガス、火薬類、毒物劇物輸送車両による事故が発生した場合は、天理警察署等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。

イ 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物施設等災害応急対策に準じて行う。

3 火薬類貯蔵施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、火薬類貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

本部事務局班は、各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

(1) 事業者が実施する対策

- ア 災害が発生した場合は、直ちに奈良県広域消防組合及び天理警察署、町に連絡する。
- イ 貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の加賀孤島に迅速に搬出する。
搬出の余裕がない場合は、火薬類等を水中に沈めるなど、安全措置を講じる。
搬出に際して、奈良県広域消防組合、天理警察署、県に対し、連絡を取り対処する。
- ウ 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、奈良県広域消防組合へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- エ 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- オ 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- カ 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

(2) 奈良県広域消防組合が実施する対策

- ア 消防活動及び被災者の救出救助
- イ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ウ 避難誘導
- エ 周辺住民への広報

(3) 天理警察署が実施する対策

- ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
- イ 避難誘導
- ウ 危険予防のための広報

4 毒物・劇物保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、毒物・劇物保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

本部事務局班は、各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

(1) 事業者が実施する対策

- ア 取扱責任者において、回収、中和剤による除毒、その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- イ 中和保健所、奈良県広域消防組合または天理警察署に届け出る。（毒物及び劇物取締法

第16条の2)

(2) 奈良県広域消防組合が実施する対策

ア 被災者の救出救助

イ 周辺住民への広報

(3) 天理警察署が実施する対策

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 避難誘導

5 放射性物質保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

本部事務局班は、各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

ア 放射性物質保管施設の設置者、あるいは放射性物質の輸送事業者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、各班と連携し必要な措置を講じる。

(1) 応急対策の内容

ア 関係防災機関への通報

イ 放射線量の測定

ウ 危険区域の設定

エ 立入禁止制限及び交通規制

オ 危険区域住民の退避措置及び群衆整理

カ 被ばく者等の救出救助

キ 周辺住民に対する広報

ク その他災害の状況に応じた必要な措置

6 原子力災害応急対策

本町は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受け入れについて、県からの要請に応じ、協力していくものとする。

第3 突発重大事故災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、天理警察署
----	------------------------------

対策の体系	突発重大事故災害応急対策	1 突発重大事故災害の種類
		2 応急対策

1 突発重大事故災害の種類

突発重大事故等として取り上げる災害の例は、次のとおり大規模交通災害とする。

- (1) 航空機墜落事故
- (2) 大規模な自動車事故

2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、**本部事務局班**は各班をとりまとめ、必要な応急対策を実施する。

(1) 連絡体制

ア 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって奈良県広域消防組合へ大規模交通災害の発生を連絡する。

イ 関係機関への連絡

町域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、天理警察署及び関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア 町の災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

町の災害応急活動体制は、原則として町長の判断によって決定する。

イ 現地災害対策本部の設置

必要に応じて、現地災害対策本部を現地または適当な場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

ウ 応急対策活動

① 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

② 関係機関との連携

県をはじめ関係機関との連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

③ 救助、救急医療活動（当該事故関係機関）

- a 医師及び看護師の派遣
- b 医療機材及び医薬品の輸送
- c 負傷者の救助
- d 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

④ 消防活動（奈良県広域消防組合）

消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

⑤ 救援物資の輸送

救護厚生班、県及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

⑥ 応急復旧用資機材の確保

本部事務局班、奈良県広域消防組合、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

⑦ 交通対策

天理警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

エ 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町、府県と協力体制をとる。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 まちの復旧及び経済の振興対策

項目	担当
第1 公共施設等の復旧	各班
第2 激甚災害の指定	本部事務局班
第3 被災中小企業の振興	施設資材班
第4 被災農林業者への融資	施設資材班

第1 公共施設等の復旧

各部は、それが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《実施担当》

担当	各班
----	----

対策の体系	公共施設等の復旧	1 災害復旧事業計画の作成 2 災害復旧事業の実施
-------	----------	------------------------------

1 災害復旧事業計画の作成

(1) 災害復旧事業計画の作成

町は、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、県と十分協議し、災害復旧事業計画の樹立に努めるとともに、国又は県が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、**本部事務局班** は、計画相互の調整等の庶務業務を行う。

公共施設の災害復旧事業計画は次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川災害復旧事業計画
- ② 砂防施設災害復旧事業計画
- ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ④ 道路災害復旧事業計画
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- ⑦ 下水道災害復旧事業計画
- ⑧ 公園災害復旧事業計画

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

ウ 都市災害復旧事業計画

オ 社会福祉施設災害復旧事業計画

第4編 災害復旧・復興計画
第1章 まちの復旧及び経済の振興対策

- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

(2) 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

(3) 災害復旧事業の実施にあたって留意すべき事項

- ア 町は、被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- イ 被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- ウ 事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図る。
- エ 町は、奈良県警察と相互に連携のうえ、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- オ 災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国や県の権限代行制度の活用を検討する。。

(4) 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるよう努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

■財政援助を受けられる事業等

事業	根拠法令
河川の復旧事業	河川法（昭和39年法律第167号） 第60条～第62条、第65条の2
道路の復旧事業	道路法（昭和27年法律第180号）第56条
河川、道路、下水道の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号) 第3条
農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和25年法律第169号) 第3条
災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第121条
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業	公営住宅法 (昭和26年法律第193号) 第8条
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号) 第3条

事 業	根拠法令
生活保護施設復旧事業	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 75 条
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 52 条
身体障害者更正援護施設復旧事業	身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 37 条の 2
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 26 条
知的障害者援護施設復旧事業	知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 26 条
婦人保護施設復旧事業	売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号) 第 40 条
感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 62 条
上水道施設の復旧事業	水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 45 条
災害により特に必要となった廃棄物の処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 22 条

2 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

対策の体系	激甚災害の指定	1 激甚災害指定の手続
-------	---------	-------------

1 激甚災害指定の手続

(1) 激甚災害の指定

県は、町の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助の交付手続き

本部長（町長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

第3 被災中小企業の振興

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

対策の体系	被災中小企業の振興	1 資金需要の調査 2 中小企業者に対する支援制度の周知
-------	-----------	---------------------------------

1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために県が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

2 中小企業者に対する支援制度の周知

株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫による災害復旧融資、奈良県災害復旧資金緊急融資、奈良県中小企業経営安定資金の融資などの支援制度について、商工会議所やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

第4 被災農業者への融資

被災した農林業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

対策の体系	被災農林業者への融資	1 資金需要の調査 2 農林業者に対する支援制度の周知
-------	------------	--------------------------------

1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために県が実施する農林業関係者の被害状況調査に協力する。

2 農林業者に対する支援制度の周知

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年8月5日法律第136号）に基づく天災融資資金をはじめ、株式会社日本政策金融公庫、奈良県農林漁業安定資金の融資などの支援制度について、奈良県農業協同組合等の農林業関係団体との協力のもと、農林業関係者に周知徹底を図る。

第2章 被災者の生活の安定

本町では、被災者に対し、速やかに支援措置を講じるため、[被災者台帳](#)を作成し、被災した世帯の各支援措置等を受けるための手続き書類として、罹災証明書を発行するなど必要な措置を、風水害・地震災害応急対策計画に記載の組織体制により講じ、また、被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、被災者生活再建支援法に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金等（被災者生活再建支援金）を支援し、地域の復旧・復興に努める。

項目	担当
第1 罹災証明書の発行等	本部事務局班、施設資材班
第2 被災者の生活確保	各担当課

第1 罹災証明書の発行等

各種の被災者に対し、速やかに支援措置を講じるため、罹災証明の交付体制を早期に確立し、罹災証明書を交付する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、施設資材班
----	--------------

対策の体系	罹災証明の交付	1 住家の被害認定調査と罹災証明の交付 2 実施体制の確保 3 被災者台帳の作成 4 罹災証明書の交付 5 罹災証明書交付に関する広報
-------	---------	---

罹災証明書は、住家の被害認定調査に基づき当該災害による被害の程度を証明する書面である。罹災証明書の交付を早期に行うには、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付手続きの効率化と体制構築を図る必要がある。

1 住家の被害認定調査と罹災証明の交付

施設資材班は、住家の被害認定調査を実施し、被災した住宅の被害の程度（全壊、半壊など）を認定する。調査は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いるとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用し効率化を図る。

施設資材班は、被害認定調査結果に基づき罹災証明書を交付する。罹災証明書の交付にあたっては、オンラインサービス等により罹災証明書と被災届出証明書の申請・交付を行う。

2 実施体制の確保

大規模な災害に備え、臨機応変な職員の配置や他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入など、住家の被害認定調査と罹災証明の交付の実施体制を確保

する。

3 被災者台帳の作成

救護厚生班は、[被災者台帳](#)を整備し、罹災証明書の交付に必要な被災情報等の必要事項を登録する。

なお、被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

施設資材班は、申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて、[被災者台帳](#)を修正する。

(1) 被災者台帳の作成は、救護厚生班が関係各部班等の協力を得て、概ね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	救護厚生班
付加すべき資料	避難所の収容者名簿	救護厚生班 教育班
	医療救護班の診療記録	救護厚生班
	助産台帳	救護厚生班
	被災者台帳	本部事務局班
	要搜索者名簿	救護厚生班
	遺体処理台帳	救護厚生班
	埋葬台帳	救護厚生班
	火災証明書(火災)	奈良県広域消防組合

(2) 施設資材班による建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

4 罹災証明書の交付

(1) 施設資材班は、被災した世帯の各種支援措置等を受けるための手続書類として、罹災者に対し必要があると認めた場合は、罹災証明書を遅滞なく交付する。

ただし、火災による罹災証明書は、奈良県広域消防組合磯城消防署長が発行する。

(2) 罹災証明書の交付は、建物1棟につき1回限りとするが、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

5 罹災証明書交付に関する広報

罹災証明書の交付及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により被災者への周知を図る。

- (1) 調査の進捗状況
- (2) 罹災証明書の内容
- (3) 調査に不服のあるときの申請方法
- (4) 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

第2 被災者の生活確保

被災者の生活の安定を図るため、雇用対策の促進に努めるとともに、被災者の被害の程度に応じ、町税の減免・徴収猶予、資金の貸付、弔慰金・見舞金の支給等を行う。

《実施担当》

担当	各担当課
----	------

対策の体系	被災者の生活確保	1 雇用対策
		2 町税等の減免・徴収猶予等
		3 援助資金の貸付等
		4 支援のための環境整備

1 雇用対策

(1) 事業者への雇用維持の要請

本部長（町長）は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、被災者向け救援を行うに当たっては、町内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り町内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、町内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

(2) 職業のあっせん等の要請

本部長（町長）は、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、奈良労働局（ハローワーク）に対し、以下の事項の実施について要請する。

- ア 災害による離職者の把握
- イ 求人開拓による就職先の確保
- ウ 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- エ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- オ 被災者の再就職促進のための就職説明会等の開催

(3) 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

公共職業安定所は、災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことが出来ない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

2 町税等の減免・徴収猶予等

(1) 町税の減免措置等

地方税法、町税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

- ア 期限の延長

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 被災者の生活の安定

納稅義務者等が災害によって、期限までに申告等又は町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が町税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徵収を猶予する。

ウ 減 免

災害によって被災した者に対して、個人の住民税・固定資産税等の町税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

(2) 国民健康保険税の減免等

ア 徵収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徵収を猶予する。

イ 減 免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

(3) 介護保険料の特例措置

災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

ア 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条）

イ 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）

ウ 保険料の減免、徵収猶予（介護保険法第142条、川西町介護保険条例第8条、第9条）

(4) その他徵収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

3 援助資金の貸付等

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

(1) 災害援護資金の貸付

自然災害によって町域に災害救助法が適用された場合、世帯主が負傷を負い、又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として、町は、「災害弔慰金の支給に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところによって、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、「生活福祉資金の貸付制度要綱」（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号）に基づき、生活福祉資金の貸付を行う。

町は、貸付が迅速かつ的確に行われるよう受付事務を行う。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

県は、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、母子家庭又は父子家庭、寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、据置期間の延長の特例が設けられている。

町は、貸付が迅速かつ的確に行われるよう受付事務を行う。

(4) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）に基づき、条例の定めるところによって支給する。

ア 地震、暴風、豪雨、洪水その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ① 町域において5世帯以上の住家が滅失した災害
- ② 県域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ③ 上記と同等と認められる特別の事情があると厚生労働大臣が認めた災害

イ 次の場合、支給を制限する。

- ① 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- ② 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

エ 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

4 支援のための環境整備

町は県と連携して、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、相談機会の設置や被災者台帳等を活用した支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3章 被災者の心身のケア

項目	担当
第1 被災者生活再建窓口の開設	救護厚生班
第2 被災者健康維持活動	救護厚生班

第1 被災者生活再建窓口の開設

被災者生活再建相談窓口を開設し、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

《実施担当》

担当	救護厚生班
----	-------

対策の体系	被災者生活再建窓口の開設	1 被災者生活再建相談窓口の開設 2 相談内容・要望の処理
-------	--------------	----------------------------------

1 被災者生活再建相談窓口の開設

(1) 被災者生活再建相談窓口の開設

救護厚生班は、被災者からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者生活再建相談窓口を開設する。

(2) 実施体制

ア 必要に応じて、各課から相談窓口担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民応対業務全般について実施する。

イ 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、住民に周知する。

2 相談内容・要望の処理

(1) 相談内容

相談窓口への相談内容については、被害の状況、復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

ア 職業のあっせん等雇用対策に関する事。

イ 町税等の減免、徴収猶予等に関する事。

ウ 災害弔慰金等の支給、災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。

エ 住宅の修理、解体、再建、融資制度の利用に関する事。

オ 土地、建物の登記に関する事。

カ ライフラインの復旧に関する事。

キ 罹災証明の交付に関する事。

ク 避難行動要支援者対策等の福祉に関する事。

ヶ 中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。

コ その他生活再建に関すること。

(2) 要望の処理

相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに各課及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第2 被災者健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、中和保健所、桜井地区医師会等の関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

《実施担当》

担当	救護厚生班
----	-------

対策の体系	被災者健康維持活動	1 巡回相談等の実施
		2 心の健康相談の実施
3 女性や性的マイノリティのための相談窓口の設置		

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
その際、女性相談員の配置も行うよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、川西町健康サポーター等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 県（中和保健所）は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

2 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて、心の健康に関する相談窓口を設置する。
その際、女性相談員を配置するよう配慮する。

3 女性や性的マイノリティのための相談窓口の設置

災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、専門相談員が相談を実施する。

- ア 電話相談、面接相談
- イ 心の悩み、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談
- ウ 性暴力被害相談
- エ 法律相談

第4章 被災者のすまいの再建の支援

項目	担当
第1 被災者生活再建支援金	本部事務局班
第2 住宅の確保	施設資材班

第1 被災者生活再建支援金

町は、被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

対策の体系	被災者生活再建支援金	1 被災者生活再建支援金の支給
-------	------------	-----------------

1 被災者生活再建支援金の支給

本部事務局班は、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、県へ送付する。

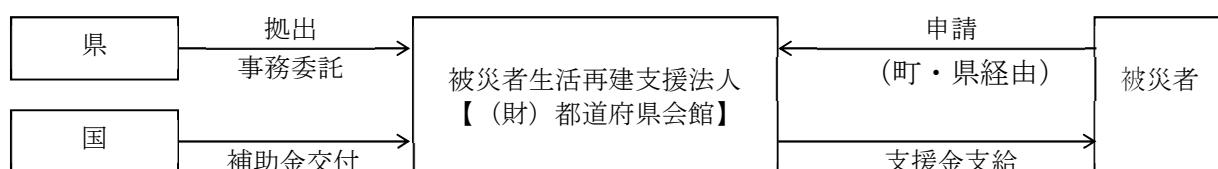
申請書は、県経由で財団法人都道府県会館（被災者生活再建支援法人）が受理する。

なお、県は、町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

■支援金支給の仕組み

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

2 被災者生活再建支援金の概要

被災者生活再建支援金は、年齢、年収要件を問わず、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額、渡しきりとなるもので、支援金の住宅建設への使用も可能である。

制度の概要は以下のとおりである。

(1) 被災者生活再建支援法の目的

第4編 災害復旧・復興計画
第4章 被災者のすまいの再建の支援

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域にかかる自然災害

エ ア又はイの被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

オ ウ又はエに規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した自然災害

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあっては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(3) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯

ウ 災害が継続し長期避難が見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（中規模半壊世帯）

■複数世帯の場合（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25

■単数世帯の場合（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75

注) 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

第2 住宅の確保

町は、県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いだり、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るために、公営住宅等の空家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

対策の体系	住宅の確保	1 住宅復興計画の策定
		2 住宅の供給促進
		3 その他の対策

1 住宅復興計画の策定

町は、被災者の居住の安定を図るために、必要に応じて住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった施策を推進する。

2 住宅の供給促進

施設資材班は、民間、県、都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 町営住宅の空き家活用

既存の町営住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の建設・供給

町及び県は、災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、災害公営住宅を建設・供給する。

(3) 民間賃貸住宅の紹介

町は、県と連携して、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て、物件の紹介に努める。

(4) 災害復興住宅融資

町は、県と連携し、独立行政法人住宅金融支援機構が「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年法律第82号）に基づいて行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する住民に対し迅速かつ的確に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の早期認定等、必要な措置を講じる。

3 その他の対策

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の適用要請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、県を通じて国に法の適用を要請する。

(2) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が滅失し、又は

著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

(3) 相談窓口の設置

町は、住宅に関する相談窓口を設置し、被災住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

第5章 災害復旧・復興計画

項目	担当
第1 災害復旧・復興計画の策定	各班
第2 特定大規模災害発生時の復興計画	各班

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、本部事務局班は、災害復旧・復興計画の策定、実施のとりまとめに関する連絡調整を行う。

第1 災害復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すこととどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・町民生活を目指し、発災後、町民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。

《実施担当》

担当	各班
----	----

対策の体系	災害復旧・復興計画の策定	1 災害復旧・復興基本計画の策定 2 住民の合意形成 3 技術的・財政的支援 4 復旧・復興対策体制の整備
-------	--------------	--

1 災害復旧・復興基本計画の策定

本部長（町長）は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県の示す復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）に基づき、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員によって構成される災害復旧・復興検討委員会を設置し、国・県等の関係機関と協議を行いながら、町復旧・復興基本計画を策定する。

この計画では、市街地、住宅、産業、生活の復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、計画作成段階で住民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

2 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、本部長（町長）は、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る災害復旧・復興のあらゆる段階において

て、地域住民の参加の協力を得て行うものとする。

その際、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるよう、環境整備に努める
また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

3 技術的・財政的支援

県は、町が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的
支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、
被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復旧・復興財源の確保を図る。

復旧・復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立につい
て、検討する。

本部長（町長）は、県に対し、必要な情報提供、技術的・財政的支援の要請を適宜行う。

4 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復
興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、町は災害の規模等に応
じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立し、以下の業務を適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

第2 特定大規模災害発生時の復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、同法では、大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるとされている。

《実施担当》

担当	各班
----	----

対策の体系	特定大規模災害発生時の復興計画	1 復興対策本部及び復興基本方針等 2 特定大規模災害発生時における復興計画の作成 3 復興整備事業における各種特例措置
-------	-----------------	--

特定大規模災害発時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

1 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発時における、復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）の第4条から第9条について整理し以下に示す。

(1) 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員25人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 復興基本方針案の作成

イ 関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整

ウ 復興基本方針に基づく施策の実施の推進

エ その他法令の規定によりその権限に属する事務

(2) 復興基本方針等

ア 復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。なお、国の復興対策本部は復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

- ① 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
- ② 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ③ 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

- ④ 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- ⑤ その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

イ 都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

- ① 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- ② 特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針
- ③ 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④ その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

2 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条から第11条について整理し以下に示す。

(1) 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

ア 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

イ 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

ウ イに掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、イに掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

エ その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

(2) 復興計画の作成

ア 復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で、又は特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- ② 復興計画の目標
- ③ 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

- ④ 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
- ・市街地開発事業
 - ・土地改良事業
 - ・復興一体事業
 - ・集団移転促進事業
 - ・住宅地区改良事業
 - ・都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備事業
 - ・保安施設事業
 - ・液状化対策事業
 - ・造成宅地滑動崩落対策事業
 - ・地積調査事業
 - ・その他住宅施設、その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ⑥ 復興計画の期間
- ⑦ その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

イ 復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 特定被災市町村の長
- ② 特定被災都道府県の知事
- ③ 国の関係行政機関の長
- ④ その他特定被災市町村等が必要と認める者

ウ 復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ① 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- ② 復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- ③ 復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ④ ウの規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

3 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

【土地利用基本計画の変更等に関する特例】（第12条）

- ・土地利用計画の変更
- ・都市計画区域の指定、変更又は廃止
- ・都市計画区域の決定又は変更
- ・農業振興地域の変更
- ・農用地利用計画の変更
- ・地域森林計画区域の変更
- ・保安林の指定又は解除

【復興整備事業に係る許認可等の特例】（第13条）

【土地区画整理事業等の特例】（第15条）

【土地改良事業の特例】（第16条）

【集団移転促進事業の特例】（第17条）

【住宅地区改良事業の特例】（第18条）

【地籍調査事業の特例】（第20条）

【不動産登記法の特例】（第36条）

【独立行政法人都市再生機構法の特例】（第37条）

【農業振興地域の整備に関する法律の特例】（第38条）

【都市計画法の特例】（第42条）

【砂防法の特例】（第44条）

【道路法の特例】（第46条）

【地すべり等防止法の特例】（第49条）

【下水道法の特例】（第50条）

【河川法の特例】（第51条）

【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例】（第52条）